

大 学 院 要 覧

平 成 2 6 年 度

東京家政学院大学大学院

人間生活学研究科

目 次

目次	1
平成 26 年度 学年暦	3
本学大学院の使命・校章・校歌	7
沿革	11
大学院設置の趣旨	17
学則等	21
東京家政学院大学大学院学則	23
東京家政学院大学学則	28
東京家政学院大学学位規則	39
東京家政学院大学大学院研究科履修規則	41
別表 生活文化専攻の履修コース	43
授業計画	45
大学院履修案内等	91
大学院履修案内	93
交通機関が不通になった場合等の授業の取扱い	95
大学から学生へのスピーディな情報伝達サービス	95
修士論文又は修士作品の提出に関する手続き等	96
修士論文又は修士作品の審査及び最終試験	96
平成 26 年度修士論文又は修士作品の提出に関する日程	97
修士論文又は修士作品の形式等について	98
専修免許状について	99
臨床発達心理士受験資格取得について	101
各種証明書の交付手続き等について	102
大学院生共同研究室の利用について	103
学内諸規則	105
東京家政学院大学大学院研究生規則	107
東京家政学院大学科目等履修生規則	108
東京家政学院大学研究生規則	109
東京家政学院大学学生交流規則	110
東京家政学院大学学生懲戒手続規則	111
東京家政学院大学大学院ティーチング・アシスタントに関する規程	112
東京家政学院大学大学院長期履修学生規則	113
東京家政学院大学大学院修了延期運用規程	115
大学院教員名簿	117
キャンパス案内	121

平成26年度 学年暦（大学院）

平成26年度 学年暦

前期

後期

月	曜	日	月	火	水	木	金	土	週	行事
26年				1	2	3	4	5	1	1日学年開始 3日入学式
		6	7	8	9	10	11	12	2	4・5・7日 オリエンテーション
		13	14	15	16	17	18	19	3	8日前期授業開始
	4月	20	21	22	23	24	25	26	4	17日・18日 休講
	月	27	28	29	30				5	
5月					1	2	3		5	
		4	5	6	7	8	9	10	6	
		11	12	13	14	15	16	17	7	
		18	19	20	21	22	23	24	8	21日創立記念日
	月	25	26	27	28	29	30	31	9	
6月		1	2	3	4	5	6	7	10	
		8	9	10	11	12	13	14	11	
		15	16	17	18	19	20	21	12	
		22	23	24	25	26	27	28	13	
	月	29	30						14	
7月				1	2	3	4	5	14	
		6	7	8	9	10	11	12	15	19日月曜日の振替授業
		13	14	15	16	17	18	19	16	
		20	21	22	23	24	25	26	17	29日前期授業終了 30日～8月6日 前期定期試験 ※備考2参照
	月	27	28	29	30	31			18	
8月						1	2		18	
		3	4	5	6	7	8	9	19	8月7日～9月20日 夏季休業
		10	11	12	13	14	15	16		
		17	18	19	20	21	22	23		
	月	24	25	26	27	28	29	30	31	
9月			1	2	3	4	5	6		
		7	8	9	10	11	12	13		18日・19日 後期オリエンテーション
	月	14	15	16	17	18	19	20		

月	曜	日	月	火	水	木	金	土	週	行事
9月		21	22	23	24	25	26	27	1	21日 後期開始 22日 後期授業開始
		28	29	30					2	
					1	2	3	4	3	
	10月	5	6	7	8	9	10	11	4	11日月曜日授業の振替授業
	月	12	13	14	15	16	17	18	5	
		19	20	21	22	23	24	25	6	
		26	27	28	29	30	31		7	
11月								1	7	
		2	3	4	5	6	7	8	8	5日補講日 6日～9日 大学祭(KVA祭)
		9	10	11	12	13	14	15	9	
		16	17	18	19	20	21	22	10	22日月曜日授業の振替授業
	月	23	24	25	26	27	28	29	11	
12月									12	
		7	8	9	10	11	12	13	13	
		14	15	16	17	18	19	20	14	24・25日補講日 26日～1月5日 冬季休業
		21	22	23	24	25	26	27	15	
	月	28	29	30	31					
27年						1	2	3	16	
		4	5	6	7	8	9	10	17	
		11	12	13	14	15	16	17	18	
		18	19	20	21	22	23	24	19	26日後期授業終了 27日～2月2日 後期定期試験
	1月	25	26	27	28	29	30	31	20	
2月		1	2	3	4	5	6	7	20	
		8	9	10	11	12	13	14		
		15	16	17	18	19	20	21		
	月	22	23	24	25	26	27	28		
3月		1	2	3	4	5	6	7		
		8	9	10	11	12	13	14		
		15	16	17	18	19	20	21		19日大学卒業式・ 大学院修了式
		22	23	24	25	26	27	28		
	月	29	30	31						3月25日～31日 春季休業

- 備考1 は授業休業日、○は国民の休日を示す。
 備考2 は定期試験期間をあらわす。
 備考3 は補講日をあらわす。
 備考4 土曜日は月曜日の振替授業のほか補講並びに行事等を行う。

本学大学院の使命・校章・校歌

本学大学院の使命

東京家政学院大学大学院は、本学学部における教育研究の伝統を基礎に、各専門分野の学際的な交流を通じて、人間生活に関する学術の理論と総合的な視座の確立を図り、多様な社会的課題に対応しうる高度の創造的、指導的能力を持つ人材を育成することを使命とする。

校章



校章は、創立者故大江スミが選ばれたもので、その意匠は、愛と純潔の象徴であるバラの花に次の三語の頭文字を組み合わせたものであります。

K Knowledge

V Virtue

A Art

これは、知識の啓発、徳性の涵養、技術の錬磨を象徴したもので、これを体得させて、良き社会人・家庭人を育成することが本学の建学精神であることを示しています。

なお、VがK・Aを囲んでいます、これは徳性の涵養が根本をなすことを意味しています。

校歌

一、我等のときこそ

近くきぬれ

心と業とを

いざやみがかん

いざや磨かん

いざ／＼磨かん

二、新たに開けし

道はおおし

正しく選びて

いざやすすまん

いざや進まん

いざ／＼進まん

三、教は日毎に

うまず受けぬ

御国と家とに

いざやつくさん

いざや尽くさん

いざ／＼尽くさん

沿 革

沿 革

本学院は、大正 12 年 2 月、家政学の権威大江スミが東京市牛込区市ヶ谷富久町に開設した家政研究所に創まる。

- 大正14年 2月 麹町区3丁目に校舎を新築して、東京府より東京家政学院の設立認可を受け、大江スミ学院長に就任
5月 創立記念祝賀会を催し、この日 21 日を創立記念日とする。
- 大正15年 4月 鉄筋コンクリート 4 階建の校舎を同所に新築し、組織を財団法人に改め、大江スミ理事長に就任
- 昭和 2 年 7月 文部省より東京家政専門学校の設置認可を受け、大江スミ校長に就任
- 昭和11年 1月 麹町区三番町の現位置に鉄骨コンクリート 6 階建（2 号館）の校舎を新築移転
- 昭和13年 4月 世田谷区船橋町の本校農場所在地に寄宿舎（千歳寮）を新築
- 昭和14年 3月 東京家政学院高等女学校（後に新制中学校、新制高等学校となる）を併設し、大江スミ校長を兼任
- 昭和20年 3月 全校舎戦災に罹り、千歳寮を臨時校舎とする。
- 昭和23年 1月 創立者大江スミ逝去
戸田貞三校長に就任
2月 世田谷区船橋町千歳寮の臨時校舎から現位置に復帰
8月 田代穰理事長に就任
- 昭和25年 3月 校長戸田貞三退職
学制改革により東京家政学院短期大学の設置認可を受け、4月1日開学
財団法人理事大江博学長事務取扱となる。
- 昭和26年 3月 武部欽一学長に就任
財団法人東京家政学院の組織を改め、学校法人東京家政学院と改称、田代穰理事長に就任
12月 田代穰に代わり武部欽一理事長に就任
- 昭和28年 10月 創立 30 周年記念式典を挙行
12月 武部欽一に代わり広瀬久忠理事長に就任
- 昭和29年 4月 短期大学に中学校保健科、家庭科の教育職員養成課程（正規の課程）の認定を受ける。
9月 広瀬久忠に代わり児玉政介理事長に就任
- 昭和30年 4月 学長武部欽一退職し、藤本萬治学長に就任
- 昭和31年 4月 短期大学に中学校保健科、家庭科の教育職員養成課程（聴講生の課程）の認可を受ける。
- 昭和32年 4月 短期大学に栄養士養成施設の指定を受ける。
5月 創立者大江スミの 10 年祭を挙行
- 昭和33年 5月 同窓会が大江スミの胸像を建設
10月 創立 35 周年記念式典を挙行
- 昭和35年 1月 児玉政介に代わり柴沼直理事長に就任
- 昭和37年 4月 大学附属図書館及び木造 2 階建教室を移転し、長野県蓼科高原に「山の家」を建設 8 月開所
- 昭和38年 1月 東京家政学院大学家政学部家政学科の設置認可を受け同年 4 月より開学
東京家政学院（各種学校）を 3 月 31 日限り廃止
2月 家政学部家政学科に中学校、高等学校保健科、家庭科の教育職員養成課程（正規の課程）の認可を受ける。
3月 学長藤本萬治退職
4月 関口勲学長に就任
10月 創立 40 周年記念式典を挙行
- 昭和39年 3月 家政学部家政学科に栄養士養成施設の指定を受ける。
世田谷区船橋町に鉄筋コンクリート 4 階建の学生寮（千歳寮）西寮を新築
12月 鉄筋コンクリート 3 階建の KVA 会館及び鉄筋コンクリート地下 1 階地上 5 階の校舎（6 号館）を新築
- 昭和40年 3月 千歳寮に鉄筋コンクリート 3 階建の学生寮（東寮）を増築
- 昭和42年 10月 鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 3 階建の体育館を新築
12月 家政学部家政学科に、家政学専攻と管理栄養士専攻を置き、昭和 39 年 3 月に指定された栄養士養成施設は、管理栄養士養成施設として指定替えされ昭和 41 年度入学者から適用
- 昭和46年 3月 家政学部家政学科管理栄養士専攻に食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設の指定を受ける。
- 昭和48年 3月 柴沼直理事長逝去
4月 大学学則を改正し、学芸員の資格を得るための科目を加える。
5月 江戸英雄理事長に就任
- 昭和50年 4月 1 号館（地下 1 階、地上 8 階）竣工
11月 創立 50 周年記念式典を挙行
- 昭和51年 3月 学長関口勲退職
4月 理事長江戸英雄後任学長が選任されるまで兼務
有光次郎学長に就任
家政学部家政学科家政学専攻に中学校、高等学校保健科、家庭科の教育職員養成課程（聴講生の課程）の認定を受ける。
- 昭和52年 4月 大学に保健管理センター設置
- 昭和55年 4月 新校舎開発準備室を置き、新校舎の開発に関する準備を開始

- 昭和58年 12月 大学家政学部住居学科の設置認可を受ける。
短期大学英語科（位置 東京都町田市相原町 2600 番地）の設置認可を受ける。
大学の収容定員の増加に係る学則変更について認可を受ける。
- 昭和59年 2月 短期大学英語科英語専攻に中学校英語科の教育職員養成課程（正規の課程）の認定を受ける。
3月 学長有光次郎退職
世田谷区船橋の学生寮（千歳寮）を廃止
4月 大学の位置を東京都町田市相原町 2600 番地に変更
小林行雄学長に就任
5月 創立 60 周年記念式典を挙行
- 昭和60年 12月 家政学部家政学科・短期大学英語科に限って（平成 12 年 3 月 31 日）入学定員増募の認可を受ける。
- 昭和62年 4月 短期大学英語科英語専攻に中学校英語科の教育職員養成課程（聴講生の課程）の認可を受ける。
12月 大学人文学部（位置 東京都町田市相原町 2600 番地）の設置認可を受ける。
- 昭和63年 3月 学長小林行雄退職
4月 大学人文学部日本文化学科及び工芸文化学科を開学
大学人文学部日本文化学科に中学校、高等学校国語科の教育職員養成課程（正規の課程）の認定を受ける。
芳賀登学長代行に就任
- 昭和64年 1月 鶴澤昌和学長に就任
- 平成元年 12月 東京家政学院筑波短期大学（位置 茨城県つくば市吾妻 3 - 1）の設置認可を受ける。
同学長に柴沼晋就任
- 平成 2年 4月 東京家政学院筑波短期大学（国際教養科・情報処理科）を開学
- 平成 3年 3月 東京家政学院生活文化博物館 博物館に相当する施設の指定（東京都）を受ける。
12月 東京家政学院筑波短期大学国際教養科の臨時定員増の認可を受ける。
- 平成 4年 9月 東京家政学院短期大学家政科を生活科学科に名称変更の認可を受ける。
12月 東京家政学院短期大学生生活科学科に生活科学専攻及び食物栄養専攻の設置が認められる。
学長鶴澤昌和退職
- 平成 5年 1月 河野重男学長に就任
5月 江戸英雄に代わり阿部充夫理事長に就任
10月 三番町キャンパス体育館（地下 2 階、地上 3 階）落成記念式典を挙行
- 平成 7年 3月 東京家政学院大学大学院（修士課程）の設置認可を受ける。
4月 東京家政学院大学大学院人間生活学研究科（修士課程）を開学
12月 東京家政学院筑波女子大学（位置 茨城県つくば市吾妻 3 - 1）の設置認可を受ける。
同大学学長に柴沼晋就任
- 平成 8年 3月 東京家政学院筑波短期大学を東京家政学院筑波女子大学短期大学部に名称変更の認可を受ける。
東京家政学院筑波女子大学学長柴沼晋退職
4月 東京家政学院筑波女子大学（国際学部）を開学
同大学学長に渡邊浩就任
- 平成 9年 1月 河野重男学長に再任
6月 理事長阿部充夫退職
7月 河野重男理事長就任
- 平成10年 12月 東京家政学院大学人文学部に人間福祉学科及び文化情報学科の設置認可を受ける。
- 平成11年 1月 東京家政学院短期大学英語科学生募集停止
3月 東京家政学院大学人文学部人間福祉学科介護福祉専攻に介護福祉士養成施設の指定認可を受ける。
4月 東京家政学院大学人文学部に人間福祉学科及び文化情報学科を開学
- 平成12年 3月 東京家政学院筑波女子大学学長渡邊浩退職
4月 同学長に草薙裕就任
12月 東京家政学院大学人文学部人間福祉学科社会福祉専攻及び介護福祉専攻に高等学校教諭一種「福祉」並びに人文学部文化情報学科文化情報専攻に高等学校教諭一種「情報」の教育職員養成課程の認定を受ける。
理事長河野重男退職
学長河野重男退職
- 平成13年 1月 芳賀登理事長に就任
田辺員人学長に就任
3月 短期大学別科生活科学専修廃止
東京家政学院短期大学英語科廃止
- 平成14年 3月 東京家政学院大学大学院人間生活学研究科生活文化専攻に中学校教諭専修「家庭」及び高等学校教諭専修「家庭」の教育職員養成課程の認定を受ける。
- 平成15年 6月 創立 80 周年記念式典を挙行
- 平成16年 3月 東京家政学院筑波女子大学学長草薙裕退職
4月 東京家政学院短期大学生生活科学科食品バイオ専攻を開学
東京家政学院大学収容定員関係学則変更届出（含、平成 17 年度から文化情報学科の専攻制廃止）が受理される。
東京家政学院筑波女子大学・同短期大学部学長に門脇厚司就任
7月 東京家政学院大学家政学部児童学科設置届出の受理通知を受ける。
12月 学長田辺員人退職

- 平成17年 1月 伊東蘆一学長代行に就任
 3月 東京家政学院大学家政学部児童学科に指定保育士養成施設の指定認可を受ける。
 東京家政学院大学家政学部児童学科及び住居学科に中学校、高等学校教諭一種「家庭」並びに家政学部家政学
 科管理栄養士専攻に栄養教諭一種の教育職員養成課程の認定を受ける。
 東京家政学院短期大学生活科学科食物栄養専攻及び食品バイオ専攻に中学校教諭二種「家庭」並びに同食物栄
 養専攻に栄養教諭二種の教育職員養成課程の認定を受ける。
- 4月 東京家政学院大学家政学部児童学科を開学
 利谷信義学長に就任
 筑波学院大学情報コミュニケーション学部を開学（男女共学）
 同学長に門脇厚司就任
 東京家政学院筑波女子大学国際学部・同短期大学部情報処理科の学生募集停止
- 平成18年 3月 東京家政学院大学大学院人間生活学研究科生活文化専攻に栄養教諭専修免許の教育職員養成課程の認定を受
 ける。
- 12月 理事長芳賀登退職
- 平成19年 1月 利谷信義理事長代行に就任
 2月 利谷信義理事長に就任
 3月 東京家政学院大学家政学部児童学科に幼稚園教諭一種並びに小学校教諭一種の教育職員養成課程の認定を受
 ける。
- 4月 東京家政学院大学大学院人間生活学研究科を男女共学化とする。
- 平成20年 3月 筑波学院大学学長門脇厚司退職
 4月 同学長に三石善吉就任
 5月 利谷信義に代わり山口孝理事長に就任
 東京家政学院大学家政学部現代家政学科及び健康栄養学科設置届出（含、平成21年度から家政学科家政学専
 攻及び管理栄養士専攻の学生募集停止）が受理される。
 東京家政学院大学収容定員変更関係学則変更届出が受理される。
 東京家政学院大学学則の変更届出（平成21年度入学生から人間福祉学科の専攻制廃止）が受理される。
- 7月 東京家政学院短期大学学生募集停止
- 平成21年 3月 学長利谷信義退職
 4月 東京家政学院大学家政学部現代家政学科及び健康栄養学科を開学
 天野正子学長に就任
 5月 東京家政学院大学現代生活学部設置届出（含、平成22年度から家政学部及び人文学部の学生募集停止）が受
 理される。
 筑波学院大学経営情報学部設置届出（含、平成22年度から情報コミュニケーション学部の学生募集停止）が
 受理される。
- 平成22年 1月 東京家政学院大学現代生活学部児童学科に幼稚園、小学校一種、現代家政学科及び生活デザイン学科に中学校、
 高等学校一種「家庭」、人間福祉学科に「福祉」、健康栄養学科に栄養教諭一種の教員職員養成課程の認定を
 受ける。
- 4月 東京家政学院大学現代生活学部を開学
 筑波学院大学経営情報学部を開学
- 平成23年 3月 千代田三番町キャンパス1号館耐震補強及び改修工事完了
 4月 大学の位置を東京都町田市相原町2600番地及び東京都千代田区三番町22番地に変更し、2キャンパス体制
 となる。
 東京家政学院大学現代生活学部現代家政学科及び健康栄養学科の2学科が千代田三番町キャンパスへ移転
- 平成24年 3月 筑波学院大学学長三石善吉退職
 4月 同学長に大島愼子就任
- 平成25年 3月 東京家政学院大学人文学部廃止
 6月 創立90周年記念式典を挙

大学院設置の趣旨

大学院設置の趣旨

1. 大学院設置の趣旨

「東京家政学院」の歴史は、大江スミが大正12年(1923)に「家政研究所」を創設したことに始まる。

「東京家政学院大学」は、昭和38年(1963)に「家政学部」のみの単科大学として新設され、単一の「家政学科」が置かれた。しかし、その後の経済社会の変動、生活様式の多様化及び女性の社会進出などの情勢に対応して、教育研究組織の整備と専門分化にともなう増設を次のように進めてきた。

- ・昭和42年(1967)：家政学科を「家政学専攻」と「管理栄養士専攻」に分ける。
- ・昭和59年(1984)：家政学部に「住居学科」を新設する。
- ・昭和63年(1988)：「人文学部」を新設し、「日本文化学科」及び「工芸文化学科」を置く。
- ・平成3年(1991)：「東京家政学院生活文化博物館」を併設する。

本学に、新たに「大学院人間生活学研究科(修士課程)」を設置することの趣旨は、そのような本学の歴史と現況にかんがみ、21世紀に入り更に大きく変りつつある経済社会の諸条件と新しい生活価値観の形成に対応するため、教育研究体制の画期的な整備充実を図ることであり、次の目的によるものである。

- ① 両学部における各種専門領域の交流と協力のもとに、著しく変化発展を続ける人間生活の在り方について、常に総合的に展望する視座を改めて確立し、学際的な研究の深化と発展を期する。
- ② 教育面では、専門分野の教養を深めるとともに、人間生活についての総合的な知識と健全な価値観を養い、生活の技術及び文化の諸側面において、今後の発展を担いうるような高度の創造的・指導的能力を持つ人材の育成を期する。

2. 構成と内容

大学院人間生活学研究科(修士課程)には、単一の「生活文化専攻」を置き、次の4つの大講座によって構成する。

- ・生活形成論講座：個人と家庭及び社会との関わりの中で、生涯を通じての人間形成、主体的な生活管理、地域社会の機能等を通じて豊かで安定した生活を形成することを課題とする。
- ・健康形成論講座：栄養に関わる生理的機能の考察に基づいて、個人・家庭・社会のそれぞれのレベルにおける合理的な食生活と健康管理の在り方を検討し、健康な生活を形成することを課題とする。
- ・環境形成論講座：生活環境を支える住居や地域施設・生活用具・衣服等の構成と管理の技術を、文化的側面を加味した総合的考察に基づいて開発することにより、健全な生活のための物的条件を形成することを課題とする。
- ・生活文化論講座：精神活動の最も直截な表現である思想・言語・文学等をはじめ生活文化全般にわたって、日本と海外とを比較しつつ歴史的な形成の過程や価値観を明らかにすることを課題とする。

3. 入学及び学修の条件

入学定員は10名、標準修業年限は2年とする。修了要件は、30単位以上を修得し、修士研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。学生の授業科目履修については、6種の「履修コース」を設定する。各履修コースは、それぞれ専門的な研究課題に関連する科目を主体として構成されている。

修士課程を修了した者には、「修士(人間生活学)」の学位を授与する。

等 則 学

東京家政学院大学大学院学則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 東京家政学院大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本学人間生活学研究科は、KVA精神に基づき、人間生活に関わる総合的かつ専門的知識及び技術を研究教育し、現代社会が直面する個人、家族及び地域をめぐる諸問題はもとより、地球規模の諸課題に対しても実践的に貢献できる有為な人材を養成することを目的とする。

(研究科及び研究科長)

第 2 条 大学院に、次の研究科を置く。

人間生活学研究科

2 研究科に研究科長を置き、大学院担当教授のうちから学長が選考する。

3 研究科長は、研究科に関する事項を掌理する。

4 研究科長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(課程)

第 3 条 人間生活学研究科に、修士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

(専攻及び収容定員等)

第 4 条 大学院研究科の専攻及び収容定員等は、次のとおりとする。

研 究 科	課 程	専 攻	入学定員	収容定員
人間生活学研究科	修士課程	生活文化専攻	10名	20名

(標準修業年限及び在学期間)

第 5 条 修士課程の標準修業年限は、2 年とする。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務経験を有すると認めるものに対しては、標準修業年限を 1 年以上 2 年未満の在学期間とすることができる。

3 修士課程には、休学期間を除き 4 年を超えて在学することはできない。

(長期履修)

第 5 条の 2 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて長期にわたり計画的に教育課程を履修することを希望するときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の規定により計画的な履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）に関する必要事項は、別に定める。

3 長期履修学生の在学期間は、別に定める。

(科目等履修生の在学期間)

第 6 条 第 20 条に規定する科目等履修生の在学期間については、研究科会議の議を経て、学長が別に定める。

第 2 章 教育課程、授業科目、単位及び履修方法

(教育課程)

第 6 条の 2 大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

(教育方法)

第 7 条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

(授業科目)

第 8 条 大学院研究科における授業科目及び単位数は、別表第 1 のとおりとする。

(単位の計算基準)

第 9 条 履修単位数は、次の計算基準によって行う。

(1) 講義は、毎週 1 時間 15 週をもって 1 単位とする。

(2) 演習は、毎週 2 時間 15 週をもって 1 単位とする。

(履修方法)

第 10 条 研究科の定めるところにより、30 単位以上を修得するものとする。

2 履修科目の選択に当たっては、あらかじめ研究指導担当教員の指導を受けなければならない。

3 学生は、各学年初めに履修する科目を選定し、研究科長に届け出るものとする。

(他大学における授業科目の履修等)

第 11 条 大学院は、教育上有益と認めるときは、他大学の大学院(外国の大学の大学院を含む。)とあらかじめ協議の上、学生に当該他大学の大学院授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、10 単位を超えない範囲で大学院において修得したものとみなすことができる。

第 3 章 課程修了及び学位

(修了要件)

第12条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文、修士作品又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(修了の延期)

第12条の2 前条の要件を満たした者であっても、在学期間の延長を希望する者については、願い出により、学長は修了の認定を延期することができる。

2 前項の修了延期に関する事項は、別に定める。

(学位)

第13条 修士課程を修了した者には、次の学位を授与する。

研 究 科	専 攻	課 程	学 位
人間生活学研究科	生活文化専攻	修士課程	修 士 (人 間 生 活 学)

2 学位に関する必要な事項は、別に定める。

第 4 章 入学、休学、転学、再入学、留学、退学及び除籍

(入学)

第14条 入学の時期は、学年又は学期の初めとする。

(入学資格)

第15条 大学院に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条第1項に定められた大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了生が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 修業年限が4年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が3,400時間以上である専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、又は我が国において外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、大学院が指定する科目、単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

(9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

(入学の出願、入学者の選考、入学手続き、入学の許可)

第16条 大学院への入学の出願、入学者の選考、入学手続き、入学の許可については、東京家政学院大学学則(以下「大学学則」という。)の規定を準用する。

(再入学・転入学)

第17条 大学院に再入学又は転入学を志願する者については、研究科会議の議を経て、選考の上許可することができる。

(1) 大学院を中途退学した者又は除籍(授業料及び施設設備資金を滞納し、督促を受けても納付しない者に限る。)された者が、再入学を願い出たとき

(2) 他の大学院に在学する者が、大学院に転入学を願い出たとき

2 前項第2号の規定により転入学を志願するときは、在籍する大学院の学長又は研究科長の許可書を願書に添付しなければならない。

3 第1項により入学を許可された者の修学年限等に関する事項は、別に定める。

(休学、転学、再入学、留学、退学及び除籍)

第18条 大学院の休学、転学、再入学、留学、退学及び除籍については、大学学則の規定を準用する。

第 5 章 賞 罰

(賞罰)

第19条 学生の賞罰については、大学学則の規定を準用する。

第 6 章 科目等履修生、外国人留学生及び特別聴講学生

(科目等履修生)

第 20 条 大学院所定の授業科目のうち 1 科目又は複数科目の履修を志願する者があるときは、選考の上研究科会議の議を経て、科目履修を認めることができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、大学学則の規定を準用する。

3 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書その他必要書類を検定料と共に指定の期日までに提出しなければならない。

(外国人留学生)

第 21 条 外国人で、大学において教育を受けることを目的として入国し、大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上研究科会議の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第 22 条 他大学(外国の大学を含む。)の大学院で、大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として履修を許可することができる。

(科目等履修生、外国人留学生及び特別聴講学生に関する規定)

第 23 条 科目等履修生、外国人留学生及び特別聴講学生に関しては、別に定めるもののほか、大学学則の規定を準用する。

第 7 章 入学検定料、入学金、授業料及び施設設備資金

(学納金)

第 24 条 大学院の入学検定料、入学金、授業料及び施設設備資金は、別表第 2 のとおりとする。

2 家計状況又は家計状況の急変による経済的理由により修学困難である者(次項の規定により授業料及び施設設備資金の半額を減免された私費外国人留学生を除く。)には、授業料及び施設設備資金について、別に定めるところにより、その一部を減免することができる。

3 私費外国人留学生には、入学金、授業料及び施設設備資金について、別に定めるところにより、その半額を減免する。

第 8 章 教員組織

(教員)

第 25 条 大学院の教員は、東京家政学院大学の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。

第 9 章 大学院の運営

(研究科会議)

第 26 条 大学院の研究科に研究科会議を置く。

2 研究科会議に関する必要な事項は、別に定める。

(事務)

第 27 条 大学院に関する事務は、大学の事務組織がこれに当たる。

第 10 章 雑 則

(学則の準用)

第 28 条 この学則に定めるもののほか、大学院学生に関する必要な事項は、大学学則の規定を準用する。

2 大学学則を、この学則に準用する場合は、「学部」を「研究科」と、又「教授会」を「研究科会議」と読み替えるものとする。

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 24 条に規定する施設設備資金は、平成 9 年度から入学する者に適用する。

附 則

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この学則の施行前に現に在学する者については、第 8 条に基づく改正後の別表にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 24 条に規定する施設設備資金及び同条ただし書の規定については、平成 13 年度から入学する者に適用する。

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 12 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 13 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条に規定する別表第 1 に関しては、平成 14 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条に規定する別表第 1 に関しては、平成 17 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の 2 に規定する別表第 1 に関しては、平成 17 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条に規定する別表第 1 に関しては、平成 19 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条に規定する別表第 1 に関しては、平成 20 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 22 年 2 月 19 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条に規定する別表第 1 に関しては、平成 21 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 24 年 9 月 25 日から施行する。

2 第 24 条に規定する別表第 2 に関しては、平成 25 年度から入学する者に適用する。

別表 第 1 (第 8 条関係)

授 業 科 目	単 位 数	摘 要	
[生活文化専攻]			
人間形成特論 I A	2	1. 修了要件 (1) 学則第 10 条に基づき、研究科の定めた履修コースに準拠して、30 単位以上を修得すること。 (2) 修士論文又は修士作品及び最終試験に合格すること。 2. 履修コース ①生活形成 ②健康形成 ③環境形成 ④生活文化 ⑤心理発達 ⑥人間生活学総合 3. 各履修コースの履修要件 (1) 必修 12 単位 ①「生活文化特別研究演習 1～4」8 単位を修得すること。 ②残り 4 単位の修得についての詳細は、東京家政学院大学大学院研究科履修規則を参照すること。 (2) 選択 18 単位以上 必修 12 単位の修得科目以外より修得すること。	
人間形成特論 I B	2		
人間形成特論 II A	2		
人間形成特論 II B	2		
人間形成特論 III	2		
人間形成特論 III 演習 A	1		
人間形成特論 III 演習 B	1		
生活経営学特論	2		
生活経営学特論演習	1		
生活経済学特論	2		
生活経済学特論演習	1		
地域社会特論	2		
人間福祉特論	2		
人間福祉特論演習 A	1		
人間福祉特論演習 B	1		
人間発達特論 I A	2		
人間発達特論 I B	2		
人間発達特論 II A	2		
人間発達特論 II B	2		
人間発達特論 III A	2		
人間発達特論 III B	2		
人間発達特論 IV A	2		
人間発達特論 IV B	2		
食生活学特論 I	2		
食生活学特論 I 演習 A	1		
食生活学特論 I 演習 B	1		
食生活学特論 II	2		
栄養学特論	2		
栄養学特論演習 A	1		
栄養学特論演習 B	1		
授 業 科 目	単 位 数		摘 要
栄養教育特論	2		
栄養教育特論演習 A	1		
栄養教育特論演習 B	1		
生化学特論	2		
生化学特論演習	1		
生理学特論	2		

生理学特論演習	1	
健康管理特論 I	2	
健康管理特論 I 演習 A	1	
健康管理特論 I 演習 B	1	
健康管理特論 II	2	
衣設計学特論	2	
衣環境学特論	2	
住環境計画特論	2	
建築構法学特論	2	
工芸特論	2	
環境文化特論	2	
デザイン特論	2	
情報メディア特論	2	
マネジメント特論	2	
環境形成特論演習 A a	1	
環境形成特論演習 A b	1	
環境形成特論演習 B a	1	
環境形成特論演習 B b	1	
環境形成特論演習 C a	1	
環境形成特論演習 C b	1	
生活文化史特論 I	2	
生活文化史特論 II	2	
生活文化特論 I	2	
生活文化特論 II	2	
文化交流特論	2	
言語文化特論 I	2	
言語文化特論 II	2	
生活文化特論演習 A a	1	
生活文化特論演習 A b	1	
生活文化特論演習 B a	1	
生活文化特論演習 B b	1	
生活文化特別研究演習 1	2	
生活文化特別研究演習 2	2	
生活文化特別研究演習 3	2	
生活文化特別研究演習 4	2	

別表 第 2 (第 24 条関係)

入 学 検 定 料	3 万 円
入 学 金	3 0 万 円
授 業 料(年 額)	6 0 万 円
施 設 設 備 資 金(年 額)	1 0 万 円

備 考 学校法人東京家政学院が設置する大学の卒業生については、入学金を免除する。

東京家政学院大学学則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 東京家政学院大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、知識の啓発、徳性の涵養、技術の錬磨の建学の精神を具現する高度の知識、技能を研究教授し、もってわが国文化の高揚発達に貢献する有為な女性を育成することを目的とする。

2 本学は、学部・学科の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表第 1 のとおり定める。

(名称及び位置)

第 1 条の 2 本学は、東京家政学院大学と称する。

2 本学の位置は、東京都町田市相原町 2600 番地及び東京都千代田区三番町 22 番地とする。

(自己点検及び評価等)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、第 1 条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に当たっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

第 2 章 組 織

(学部、学科及び収容定員)

第 3 条 本学に次の学部及び学科を置き、その収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	第 3 年次 編入学定員	収容定員
現代生活学部	現代家政学科	120名	10名	500名
	健康栄養学科	105名	-	420名
	生活デザイン学科	120名	10名	500名
	児童学科	90名	5名	370名
	人間福祉学科	60名	5名	250名
計		505名	30名	2,080名

(大学院)

第 4 条 本学に大学院を置く。

2 前項の大学院に置く研究科並びに専攻及びその収容定員は、次のとおりとする。

研 究 科	課 程	専 攻	入学定員	収容定員
人間生活学研究科	修士課程	生活文化専攻	10名	20名

3 大学院に関する規則は、別に定める。

(附属図書館)

第 5 条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する事項は、別に定める。

(博物館)

第 6 条 本学に博物館を置く。

2 博物館の名称を「東京家政学院生活文化博物館」とする。

3 博物館に関する事項は、別に定める。

(情報処理センター)

第 6 条の 2 本学に東京家政学院大学情報処理センター（以下「情報処理センター」という。）を置く。

2 情報処理センターに関する事項は、別に定める。

(保健管理センター)

第 7 条 本学に東京家政学院大学保健管理センター（以下「保健管理センター」という。）を置く。

2 保健管理センターに関する事項は、別に定める。

(学生支援センター)

第8条 本学に東京家政学院大学学生支援センター（以下「学生支援センター」という。）を置く。

2 学生支援センターに関する事項は、別に定める。

(国際交流センター)

第8条の2 本学に東京家政学院大学国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）を置く。

2 国際交流センターに関する事項は、別に定める。

(地域連携・研究センター)

第8条の3 本学に東京家政学院大学地域連携・研究センター（以下「地域連携・研究センター」という。）を置く。

2 地域連携・研究センターに関する事項は、別に定める。

(アドミッションセンター)

第8条の4 本学に東京家政学院大学アドミッションセンター（以下「アドミッションセンター」という。）を置く。

2 アドミッションセンターに関する事項は、別に定める。

第3章 職員組織

(教職員)

第9条 本学に学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

2 前項に定める教職員のほか、本学に副学長を置くことができる。

(学長)

第10条 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。

(副学長)

第10条の2 副学長は、学長の職務を助ける。

(学部長)

第11条 学部に学部長を置き、教授をもって充てる。

2 学部長は、学部に関する事項を掌理する。

第4章 教授会

(教授会)

第12条 本学学部に教授会を置く。

2 教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。ただし、学部長が必要と認める場合には、その他の職員を出席させることができる。

3 教授会の運営に関する事項は、別に定める。

4 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 教員の選考、昇任その他身分に関する事項
- (2) 学術研究及び教育計画に関する事項
- (3) 学生の入学、卒業、休学、退学、転学及び除籍等に関する事項
- (4) 学生の賞罰に関する事項
- (5) 学生の厚生補導に関する事項
- (6) その他学長の諮問する事項

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第14条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第15条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - (3) 創立記念日 5 月 21 日
 - (4) 夏季休業 8 月 1 日から 9 月 20 日まで
 - (5) 冬季休業 12 月 26 日から翌年 1 月 7 日まで
 - (6) 春季休業 3 月 25 日から 3 月 31 日まで
- 2 学長は、必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

第 6 章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第 16 条 本学の修業年限は、4 年とする。ただし、第 23 条の規定により再入学した者の修業年限については、別に定める。

(在学年限)

第 17 条 学生は 8 年を超えて在学することはできない。ただし、第 22 条又は第 23 条の規定により、編入学又は再入学した者は、修業すべき年数の 2 倍を超えて在学することはできない。

第 7 章 入学、編入学、学士入学、再入学

(入学の時期)

第 18 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第 19 条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 修業年限が 3 年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が 2,590 時間以上である専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達した者

(入学の出願)

第 20 条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて指定の期間内に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第 21 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(編入学)

第 22 条 第 3 条に基づく第 3 年次編入学者の選考は、特別選抜により教授会が行う。

2 前項に定めるものを除き、本学に編入学を志願する者がいるときは、欠員がある場合に限り、教授会において選考する。

3 前 2 項により編入学することができる者は、次の一に該当する者とする。

- (1) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (2) 大学に 2 年以上在学し、62 単位以上を修得した者
- (3) 修業年限が 2 年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が 1,700 時間以上である専修学校の専門課程を修了した者（ただし、学校教育法第 90 条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- (4) 外国において、学校教育における 14 年以上の課程を修了した者
- (5) 学校教育法施行規則附則第 7 条に定める従前の規定による高等学校若しくは専門学校又は教員養成諸学校等の

課程を修了し、又は卒業した者

(学士入学)

第22条の2 修業年限4年の大学を卒業した者若しくは学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者で、本学の第3年次に入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、教授会において選考する。

(再入学)

第23条 本学を願い出により中途退学した者又は除籍(学則第36条第1号の場合に限る。)された者が、再入学を願い出たときは、教授会において選考する。

2 再入学に関して必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第24条 前4条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の納入金を納付するとともに、本学所定の誓約書その他所定の書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第8章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成)

第25条 本学の教育目的を達成するため教育課程を体系的に編成する。

2 資格取得に関する事項は、別に定める。

3 教育課程及び履修方法については、この学則によるほか、東京家政学院大学教育課程及び履修方法に関する規則(以下「履修規則」という。)による。

(授業科目の区分)

第26条 授業科目は、専門科目、基礎科目及び資格科目に分ける。

2 授業科目及びその単位数その他必要な事項は、履修規則に定める。

(単位の修得)

第27条 学生は、前条の授業科目区分に従い、履修規則に定める単位を修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第28条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮し、次の基準により定める。

(1) 講義については、授業時間15時間をもって1単位とする。

(2) 演習については、授業時間30時間をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、授業時間45時間をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準により算定した時間の授業をもって1単位とする。

(各授業科目の授業期間)

第29条 各授業科目の授業は、原則として各学期15週にわたる期間を単位として行う。

(試験)

第30条 試験は、各学期の終わりに行われる定期試験及び追試験・再試験を原則とする。

2 各授業科目とも学則に定める授業時間の3分の2に達しない者は、試験を受けることができない。

3 試験の方法は、筆記試験のほか実験、実習、実技、制作、論文等の審査及び日常の学修状況等によって行う。

4 試験の成績評価及び表記については、別に定める。

第9章 休学、退学、転入学、留学及び除籍

(休学)

第31条 疾病その他の理由により引き続き2月以上修学することができない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められた者に対しては、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第32条 休学の期間は、引き続き1年を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、

休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、第17条に規定する在学年数に算入しない。
- 4 休学の理由が消滅し、復学しようとする者は、願い出て学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第33条 本学を退学しようとする者は、願い出て学長の許可を受けなければならない。

(転入学)

第34条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、願い出て学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第35条 学長は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより学生が外国の大学又は短期大学（以下「大学等」という。）に留学することを認めることができる。

- 2 前項の規定により留学した期間は、第16条の修業年限に算入することができる。

(除籍)

第36条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料、施設設備資金及び実習料を滞納し、督促を受けても納付しない者
- (2) 第17条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第32条第2項に定める休学期間を超えなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第10章 課程の修了、卒業及び学位

(単位の授与)

第37条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他の大学又は短期大学における授業の履修等に対する単位の授与)

第38条 学長は、教育上有益と認めるときは、他大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、教授会の議に基づき、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定は第35条の規定により、外国の大学等に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修に対する単位の授与)

第39条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学での履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることのできる単位については、教授会の議に基づき、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第40条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項の単位の認定方法に関する必要な事項は、別に定める。

(課程の修了)

第41条 4年以上在学し、所定の授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て学部長が課程の修了を認定する。

(卒業の認定)

第42条 前条の規定により課程を修了した者については、学長が卒業を認定する。

(早期卒業)

第42条の2 3年以上在学し、卒業の要件として定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者については、第16条、第41条及び第42条の規定にかかわらず、教授会の議を経て、学部長が課程の修了を認定し、学長が卒業を認定することができる。

2 前項の早期卒業に関する事項は、別に定める。

(卒業の延期)

第42条の3 第42条の特例として、第41条の要件を満たした者であっても、在学期間の延長を希望する者については、願い出により、学長は卒業の認定を延期することができる。

2 前項の卒業延期に関する事項は、別に定める。

(学位)

第43条 学長は、本学を卒業した者に対し、次の学位を授与する。

現代生活学部現代家政学科	学士(家政学)
健康栄養学科	学士(栄養学)
生活デザイン学科	学士(家政学)
児童学科	学士(児童学)
人間福祉学科	学士(社会福祉)

2 学位に関する必要な事項は、別に定める。

第11章 入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金及び実習料等

(納入金の額)

第44条 本学の入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金及び実習料は、別表第2のとおりとする。

2 家計状況又は家計状況の急変による経済的理由により修学困難である者(次項の規定により授業料及び施設設備資金の半額を減免された私費外国人留学生を除く。)には、授業料及び施設設備資金について、別に定めるところにより、その一部を減免することができる。

3 私費外国人留学生には、入学金、授業料及び施設設備資金について、別に定めるところにより、その半額を減免する。

4 学校法人東京家政学院が設置する大学、短期大学及び高等学校を卒業して入学する者については、入学金を半額とする。

5 学校法人東京家政学院の設置する学校に在学している学生及び生徒の姉妹兄弟が、本学に入学する場合の入学金は、別に定めるところにより、その半額を減免する。

6 児童養護施設等に在籍する者については、別に定めるところにより、入学金を免除し、授業料及び施設設備資金の半額を免除する。

(入学時納入金の納入期日)

第45条 入学を許可された者は、指定した期間内に所定の納入金を納めなければならない。

(授業料の納入期日)

第46条 授業料、施設設備資金及び実習料(以下この章において「授業料等」という。)は、次の期日までに納入しなければならない。ただし、納入期日が、国民の祝日、日曜日、その他の休日に当たるときは、その翌日とする。

前期分 4月15日

後期分 9月21日

(既納の納入金の返戻)

第47条 既納の入学検定料、入学金及び授業料等は、原則として返戻しない。

(授業料等未納者の受験)

第48条 授業料等を納入しない者は、試験を受けることができない。

(退学等の場合の授業料等)

第49条 学期の途中で退学、転学した者又は除籍(第36条第1号による場合を除く。)された者についても、その期の授業料等は、徴収する。

2 停学期間中の授業料等は、徴収する。

(休学期間中の授業料等)

第50条 休学を許可された者及び命ぜられた者の休学期間中の授業料等は、半額とする。

第12章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第51条 学長は、本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究

に支障がない場合に限り教授会において選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 52 条 学長は、本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、本学の教育に支障がない場合に限り教授会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 53 条 他大学等の学生で本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

21 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 54 条 学長は、在留資格「留学」を有する者もしくは入学時まで在留資格「留学」を取得見込みの者が本学に入学を志願する場合は、教授会において特別に選考の上、入学を許可することがある。なお、入学後は、在留資格「留学」を有する者を「外国人留学生」とする。

2 前項の外国人留学生に対しては、第 26 条第 2 項に掲げるもののほか日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

3 前 2 項に定めるもののほか外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

(研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生への本学則の準用)

第 55 条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生については、別に定めるもののほか本学則を準用する。

第 13 章 賞 罰

(表彰)

第 56 条 学業、人物ともに優れた者がいるときは、学長は、教授会の議を経て、これを表彰する。

(懲戒)

第 57 条 本学の諸規則に違反する等、学生の本分にもとめる者がいるときは、学長は、教授会の議を経て、これを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 14 章 公開講座及び各種講習会等

(公開講座)

第 58 条 本学の教育研究活動の成果を広く地域社会に公開し、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

(各種講習会等)

第 59 条 本学は、成人教育その他の教育研究活動のため、講習会等を開設することができる。

2 講習会等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 家政学部家政学科家政学専攻の平成 12 年度から平成 15 年度までの入学定員は、第 3 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	12年度	13年度	14年度	15年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	126名	122名	118名	114名

3 家政学部家政学科家政学専攻の平成 12 年度から平成 18 年度までの収容定員は、第 3 条の規定にかかわらず、次の

とおりとする。

学 部	学 科	専 攻	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	516名	508名	496名	480名	464名	452名	444名

附 則

- この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 44 条に規定する施設設備資金及び同条ただし書きの規定については、平成 13 年度から入学する者に適用する。

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 12 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 13 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 16 年 3 月 31 日に在籍する者及び平成 16 年度人文学部人間福祉学科介護福祉専攻に入学する者については、改正後の第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、人文学部文化情報学科文化情報専攻及び比較文化専攻は、改正後の学則第 3 条に掲げる表の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日に当該学科、専攻に在学する者が当該学科、専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の学則第 3 条に掲げる表の第 3 年次編入学定員のうち人文学部文化情報学科は、同条の規定にかかわらず、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の学則第 3 条に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 17 年度から平成 19 年度までは、次表のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	17年度	18年度	19年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	462名	464名	460名
		管理栄養士専攻	200名	200名	200名
	児童学科	50名	100名	150名	
	住居学科	385名	410名	430名	
人文学部	日本文化学科		445名	410名	370名
	工芸文化学科		305名	290名	270名
	人間福祉学科	社会福祉専攻	190名	210名	230名
		介護福祉専攻	120名	120名	120名
	文化情報学科	文化情報専攻	260名	180名	90名
		比較文化専攻	160名	110名	55名
文化情報学科		80名	160名	250名	
計			2,657名	2,654名	2,625名

- 第 44 条の規定に基づく別表第 1 に定める入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金、実習料は、平成 17 年度から入学する者に適用する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 42 条の 2 の規定は、平成 18 年度から入学する者に適用する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 44 条の 4 の規程は、平成 21 年度から入学する者に適用

する。

附 則

- この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、家政学部家政学科家政学専攻、管理栄養士専攻、人文学部人間福祉学科社会福祉専攻及び介護福祉専攻は、改正後の学則第 3 条に掲げる表の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に当該学科、専攻に在学する者が当該学科、専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の学則第 3 条に掲げる表の第 3 年次編入学定員のうち家政学部現代家政学科及び人文学部人間福祉学科は、同条の規定にかかわらず、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
なお、家政学部家政学科家政学専攻及び人文学部人間福祉学科社会福祉専攻の第 3 年次編入学に係る学生募集は、平成 23 年度から停止する。
- 改正後の学則第 3 条に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 23 年度までは、次表のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	21年度	22年度	23年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	350名	240名	120名
		管理栄養士専攻	150名	100名	50名
	現代家政学科		110名	220名	340名
	健康栄養学科		105名	210名	315名
	児童学科		230名	260名	290名
	住居学科		420名	390名	360名
人文学部	日本文化学科		300名	270名	240名
	工芸文化学科		240名	230名	220名
	人間福祉学科	社会福祉専攻	190名	130名	65名
		介護福祉専攻	90名	60名	30名
	人間福祉学科		90名	180名	275名
	文化情報学科		310名	280名	250名
計			2,585名	2,570名	2,555名

- 第 44 条の規定に基づく別表第 2 に定める入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金、実習料は、平成 21 年度から入学する者に適用する。ただし、平成 21 年 3 月 31 日に在学する者については、なお、従前の例による。
- 第 40 条の 2 の規定については、平成 21 年 3 月 31 日に人間福祉学科介護福祉専攻に在学する者が、当該学科、専攻に在学しなくなったときに廃止する。

附 則

この学則は、平成 21 年 7 月 17 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 2 月 19 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、家政学部現代家政学科、健康栄養学科、児童学科、住居学科、人文学部日本文化学科、工芸文化学科、人間福祉学科及び文化情報学科は、改正後の学則第 3 条に掲げる表の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の学則第 3 条に掲げる表の第 3 年次編入学定員のうち現代生活学部現代家政学科、生活デザイン学科、児童学科及び人間福祉学科は、同条の規定にかかわらず、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
なお、家政学部現代家政学科、住居学科、人文学部日本文化学科、工芸文化学科、人間福祉学科及び文化情報学科の第 3 年次編入学に係る学生募集は、平成 24 年度から停止する。
- 改正後の学則第 3 条に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 22 年度から平成 24 年度までは、次表のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	22年度	23年度	24年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	240名	120名	0名
		管理栄養士専攻	100名	50名	0名
	現代家政学科		110名	120名	120名
	健康栄養学科		105名	105名	105名
	児童学科		180名	130名	80名
	住居学科		310名	200名	85名
人文学部	日本文化学科		220名	140名	55名
	工芸文化学科		180名	120名	55名
	人間福祉学科	社会福祉専攻	130名	65名	0名
		介護福祉専攻	60名	30名	0名
	人間福祉学科		90名	95名	95名
文化情報学科		230名	150名	60名	
現代生活学部	現代家政学科		120名	240名	370名
	健康栄養学科		105名	210名	315名
	生活デザイン学科		120名	240名	370名
	児童学科		80名	160名	245名
	人間福祉学科		80名	160名	245名
計			2,460名	2,335名	2,200名

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 9 月 25 日から施行する。ただし、第 44 条第 6 項の規定は、平成 25 年度から入学する者に適用する。

附 則

- この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の学則第 3 条に掲げる表の収容定員のうち現代生活学部現代家政学科、児童学科及び人間福祉学科は、同条の規定にかかわらず、平成 25 年度から平成 27 年度までは、次表のとおりとする。

学 部	学 科	25 年度	26 年度	27 年度
現代生活学部	現代家政学科	510 名	520 名	530 名
	児童学科	340 名	350 名	360 名
	人間福祉学科	310 名	290 名	270 名

別表第1（第1条第2項関係）

現代生活学部	
現代生活学部は、知、徳、技のバランスを重視する建学の精神に基づき、生活者の視点から、家政（衣、食、住、家族、消費）、教育（初等教育、幼児教育、保育）、福祉を中心的な分野として教育・研究を行い、個人・家庭・地域の暮らしはもとより、地球規模の問題解決にまで貢献できる人材を育成し、社会に送り出すことを目的とする。	
現代家政学科	健康栄養学科
現代家政学科は、家族、消費者、環境、衣食住生活文化に関わる家政学の専門的な知識・技術を習得し、身近な人と協働し、生活者視点から現代社会の諸課題を解決する教養と統合力のある人材を育成する。「家族・消費者支援」「環境・ツーリズム」「ファッション・インテリア」「生活と食文化」領域から、教育・研究を行う。	健康栄養学科は、「臨床栄養」「地域保健・福祉栄養」「栄養教育」「フード・マネジメント」の4系を設け、これら各分野における“食”を通して健康に生きる手法の教育・研究にもとづき、社会的要請に応じることのできる有能な管理栄養士を育成する。
生活デザイン学科	児童学科
生活デザイン学科は、生活の基本である「衣」、「食」、「住」とこれを支える「ものづくりカルチャー」の4つの履修モデルを設け、生活環境に関わる諸問題を、生活者の視点でとらえ、自らの目で確かめ、変化の激しい現代の生活環境に対応した、人や自然に優しい生活を自らデザインし、実践的に解決できる専門性と総合性を併せ持つ人材を育成する。	児童学科は、子どもの豊かな発達と人間形成にかかわる「臨床と心理」「健康と文化」「保育と福祉」「発達と教育」など、多分野にわたる幅広い教養と専門的知識を通して、子どもの幸せをめざして現実の問題に対応できる専門家として社会に貢献できる人材を育成する。
人間福祉学科	
人間福祉学科は、「施設・行政・医療機関」「心理・精神保健福祉分野」「福祉ビジネス分野」という3つの分野で働くための履修モデルを設け、共に生きることの意味を深く理解し、高度な支援スキルを習得し、自分の個性と思いを仕事に活かしながら人々の生活を支援する専門家としての人材を育成する。	

別表第2（第44条関係）

学部等 項目	現代生活学部				
	現代家政学科	健康栄養学科	生活デザイン学科	児童学科	人間福祉学科
入学検定料	3万円				
入学金	30万円				
授業料（年額）	77万円				
施設設備資金 （年額）	25万円				
注記	実習料については、別に定めるところにより、納入するものとする。				

東京家政学院大学学位規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)に基づき、東京家政学院大学(以下「本学」という。)が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

(学位授与の要件)

第3条 本学の学部を卒業した者に、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の修士課程を修了した者に、修士の学位を授与する。

(学位論文の提出)

第4条 学位論文は、本学大学院研究科が指定する期日までに研究科長に提出するものとする。

2 指定する論文は、主論文一編とする。ただし、参考として他の補助論文を添付することができる。

3 学位論文を審査するため必要があるときは、参考資料を提出させることができる。

(学位論文の審査付託)

第5条 研究科長は、学位論文を受理したときは、東京家政学院大学大学院人間生活学研究科代議員会(以下「大学院代議員」という。)にその論文の審査を付託する。

(審査委員会)

第6条 大学院代議員会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行うため、審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、学位論文を提出した学生の指導教員及び当該関連授業科目担当の教員2名以上をもって構成する。

3 大学院代議員会が学位論文の審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の教員を審査委員として加えることができる。

(学位論文の審査の協力)

第7条 学位授与に係る学位論文の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(審査期間)

第8条 審査委員会は、修士の学位については、その学年度末までに、それぞれの論文の審査及び最終試験を終了しなければならない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第9条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

2 最終試験は、学位論文の審査が終わった後に行うものとする。

(審査委員会の報告)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、学位論文審査及び最終試験の結果の要旨に、学位授与の可否の意見を添え、研究科長に報告しなければならない。

(研究科会議の審議)

第11条 研究科会議は、前条の報告に基づいて審議し、課程修了の可否について議決する。

2 前項の議決は、研究科会議構成員(海外渡航中又は休職中の者は除く。)の3分の2以上が出席し、かつ、3分の2以上の同意を得なければならない。

(研究科長の報告)

第12条 研究科長は、研究科会議が前条の議決をしたときは、学位論文の審査要旨及び最終試験の成績又は学力の確認の結果を学長に報告しなければならない。

(学部長の報告)

第13条 学部長は、当該学部教授会の議に基づき、卒業認定及び学位の授与について、学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第14条 学長は、前条の規定による報告に基づいて卒業の認定をした者に対し、学士の学位の授与を決定し、所定の学位記を授与する。

2 学長は、第12条に規定する報告に基づいて修士の学位の授与を決定し、所定の学位記を授与する。

(学位の専攻分野の名称)

第15条 学位を授与するに当たっては、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

I 学部

学 部	学 科	学位(専攻分野の名称)
現代生活学部	現代家政学科	学士(家政学)
	健康栄養学科	学士(栄養学)
	生活デザイン学科	学士(家政学)
	児童学科	学士(児童学)
	人間福祉学科	学士(社会福祉)

II 大学院

研究科	専 攻	学位(専攻分野の名称)
人間生活学研究科	生活文化専攻	修士(人間生活学)

(学位の名称の使用)

第16条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「東京家政学院大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第17条 修士の学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科会議の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項の議決については、第11条第2項を適用する。

(学位記の様式)

第18条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、当該教授会又は研究科会議が別に定める。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年7月23日から施行する。ただし、第15条の規定は、平成22年度入学制から適用する。

別表 (第18条関係)

様式第1号 (修士課程修了者)

修 第 号
学位記
大学印
本籍 (都道府県名) 氏名
年 月 日生
本学大学院 研究科 専攻の修士課程において所定の 単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士 ()の学位を授与する
年 月 日
東京家政学院大学大学院人間生活学研究科長 氏名 印
東京家政学院大学長 氏名 印

様式第2号 (学部卒業者)

現家 第 号
現健 第 号
現生 第 号
現児 第 号
現福 第 号
学位記
大学印
本籍 (都道府県名) 氏名
年 月 日生
本学 学部 学科所定の課程を修め本学を卒業した ので学士 ()の学位を授与する
年 月 日
東京家政学院大学 学部長 氏名 印
東京家政学院大学長 氏名 印

東京家政学院大学大学院研究科履修規則

(趣旨)

第1条 東京家政学院大学大学院の研究科における履修については、東京家政学院大学大学院学則に定めるもののほか、この規則によるものとする。

(研究計画書の提出)

第2条 学生は、修士課程在学中における研究主題を定め、「研究計画書」を入学時の所定の期日までに研究科長に届け出なければならない。

(指導教員)

第2条 授業科目の授業及び修士論文又は作品の作成等の指導（以下「研究指導」という。）を行うため、学生1名につき3名以内の指導教員を定める。

2 指導教員のうち1名を主指導教員とし、主指導教員は学生の研究主題に該当する講座の教授又は准教授とする。

2 研究指導において必要があると認めた場合は、指導教員を変更することができる。

(研究指導)

第4条 研究指導の内容は、学生1名ごとに定めるものとする。

(授業科目等)

第5条 授業科目、単位数及び履修方法は、別表「生活文化専攻の履修コース」のとおりとする。

2 主たる指導教員の指導のもとに、別表中の履修コース(中心とする研究主題)のうちから1又は2種類を選択し履修科目を定めるものとする。

(履修手続)

第6条 学生は、主指導教員の指導により、履修計画(当該年度において履修しようとする授業科目)を定め、所定の期日までに研究科長に届け出なければならない。

2 履修しようとする授業科目を変更する場合は、主指導教員の承認を得て、所定の期日までに履修計画の変更を研究科長に届け出なければならない。

(単位の授与)

第7条 授業科目を履修したものについては、試験(論文、報告等を含む。以下同じ)により学修の成果を評価して、所定の単位を与える。

2 試験は、原則として学期末に行うこととする。

(成績の評価)

第2条 成績の評価は、原則として試験、平常の成績及び出席状況を総合して決定する。

2 成績の評価は、優(80点以上)、良(70点以上80点未満)、可(60点以上70点未満)、不可(60点未満)とし、優、良、可を合格とする。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成14年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第5条に規定する別表に関しては、平成17年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第5条に規定する別表に関しては、平成19年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第5条に規定する別表に関しては、平成20年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第5条に規定する別表に関しては、平成21年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

研究指導に関する申し合わせ

- 1 研究計画書の提出
学生は、各自専攻分野に関する研究主題を定め、これについての「研究計画書」を作成し、別に定める期日までに教育研究支援グループへ提出する。
- 2 研究指導担当教員（以下「指導教員」という。）は、学生からの提出の「研究計画書」に基づき、年度始めに講座会議又は関連講座との合同会議の議を経て研究科会議において決定し、学生に通知する。指導教員を変更する場合も同様とする。

平成 年度 大学院人間生活学研究科

研究計画書

提出日 平成 年 月 日

学 籍 番 号									氏名	
研 究 主 題										
研究内容の概要										

別表 生活文化専攻の履修コース

講 座	授 業 科 目	教員免許状		受験資格	単 位	開 講 学 期	履修コース						備 考		
		家 庭 専 修 コ ー ス	栄 養 専 修 コ ー ス	臨 床 発 達 心 理 士			生 活 形 成	健 康 形 成	環 境 形 成	生 活 文 化	心 理 発 達	人 間 生 活 学 綜 合			
生 活 形 成 論	人間形成特論ⅠA (発達心理学)	△	□		2	前期	◎					◎			1. 修了要件 (1) 学則第10条に基づき、 研究科の定めた履修コースに 準拠して、30単位以上を 修得すること。 (2) 修士論文又は修士作品及び 最終試験に合格すること。 2. 履修コース ①生活形成コース ②健康形成コース ③環境形成コース ④生活文化コース ⑤心理発達コース ⑥人間生活学総合コース 3. 各履修コースの履修要件 (1) 必修 12単位 ①「生活文化特別研究演習1～4」 ●印の8単位を修得すること。 ② 残り4単位の修得については、 履修コース欄の◎印を付した 科目より4単位を修得すること。 「人間生活学総合コース」は、 研究指導担当教員の指導に 基づき、4単位の科目を設定 すること。 (2) 選択 18単位以上 必修12単位の修得科目以外より 修得すること。 4. 専修免許状取得 (1) 中学校教諭専修免許状(家庭)、 高等学校教諭専修免許状(家庭) を取得する場合は、教員免許状 家庭専修コース欄の△印の科目 より24単位以上を修得すること。 (2) 栄養教諭専修免許状を修得す る場合は、教員免許状栄養専修 コース欄の□印の科目より 24単位以上を修得すること。 5. 臨床発達心理士受験資格取得 臨床発達心理士受験資格を取得す る場合は、受験資格臨床発達心理士 欄の○印の科目をすべて修得す ること。
	人間形成特論ⅠB	△	□		2	後期									
	人間形成特論ⅡA (臨床心理学)		□	○	2	前期	◎						◎		
	人間形成特論ⅡB		□	○	2	後期									
	人間形成特論Ⅲ (教育学)	△	□		2	前期	◎								
	人間形成特論Ⅲ演習A	△	□		1	後期									
	人間形成特論Ⅲ演習B	△	□		1	後期									
	生活経営学特論	△			2	前期	◎								
	生活経営学特論演習	△			1	後期									
	生活経済学特論	△			2	前期	◎								
	生活経済学特論演習	△			1	後期									
	地域社会特論				2	前期									
	人間福祉特論 (社会福祉・介護福祉)				2	前期	◎								
	人間福祉特論演習A				1	後期									
	人間福祉特論演習B				1	後期									
	人間発達特論ⅠA			○	2	前期							◎		
人間発達特論ⅠB			○	2	後期										
人間発達特論ⅡA			○	2	前期							◎			
人間発達特論ⅡB			○	2	後期										
人間発達特論ⅢA			○	2	前期							◎			
人間発達特論ⅢB			○	2	後期										
人間発達特論ⅣA			○	2	前期							◎			
人間発達特論ⅣB			○	2	後期										
健 康 形 成 論	食生活学特論Ⅰ (食生活学)	△			2	前期		◎							
	食生活学特論Ⅰ演習A	△			1	後期									
	食生活学特論Ⅰ演習B	△			1	後期									
	食生活学特論Ⅱ (食品学)		□		2	前期		◎							
	栄養学特論		□		2	前期		◎							
	栄養学特論演習A		□		1	前期									
	栄養学特論演習B		□		1	後期									
	栄養教育特論		□		2	前期									
	栄養教育特論演習A		□		1	後期									
	栄養教育特論演習B		□		1	後期									
	生化学特論		□		2	前期									
	生化学特論演習		□		1	後期									
	生理学特論		□		2	前期									
	生理学特論演習		□		1	後期									
	健康管理特論Ⅰ (成人保健学)	△			2	前期			◎						
	健康管理特論Ⅰ演習A	△			1	後期									
健康管理特論Ⅰ演習B	△			1	後期										
健康管理特論Ⅱ (小児保健学)		□		2	前期										
環 境 形 成 論	衣設計学特論	△			2	後期				◎					
	衣環境学特論	△			2	前期									
	住環境計画特論	△			2	前期				◎					
	建築構法学特論				2	前期				◎					
	工芸特論				2	前期									
	デザイン特論	△			2	前期									
	環境文化特論				2	前期									
	情報メディア特論				2	前期				◎					
	マネジメント特論				2	前期				◎					
	環境形成特論演習Aa				1	前期									
	環境形成特論演習Ab				1	後期									
	環境形成特論演習Ba				1	前期									
環境形成特論演習Bb				1	後期										
環境形成特論演習Ca				1	前期										
環境形成特論演習Cb				1	後期										
生 活 文 化 論	生活文化史特論Ⅰ (日本史)	△			2	前期						◎			
	生活文化史特論Ⅱ	△			2	前期						◎			
	生活文化特論Ⅰ				2	前期						◎			
	生活文化特論Ⅱ				2	後期									
	文化交流特論				2	後期						◎			
	言語文化特論Ⅰ				2	前期						◎			
	言語文化特論Ⅱ				2	前期									
	生活文化特論演習Aa				1	前期									
	生活文化特論演習Ab				1	後期									
	生活文化特論演習Ba				1	前期									
生活文化特論演習Bb				1	後期										
全 講 座 共 通	生活文化特別研究演習1				2	前期	●	●	●	●	●	●	●		
	生活文化特別研究演習2				2	後期	●	●	●	●	●	●	●		
	生活文化特別研究演習3				2	前期	●	●	●	●	●	●	●		
	生活文化特別研究演習4				2	後期	●	●	●	●	●	●	●		
						1	2	3	4	5	6				

授 業 計 画

人間生活学研究科生活文化専攻 授業科目

講座	授業科目名	区分	担当教員	講座	授業科目名	区分	担当教員		
生活形成論講座	人間形成特論ⅠA (発達心理学)		(根本橋夫)	環境形成論講座	衣設計学特論	分担	植竹桃子、山村明子		
	人間形成特論ⅠB		(根本橋夫)					藤田恵子	
	人間形成特論ⅡA (臨床心理学)		吉川晴美		衣環境学特論	分担		安藤 穰、藤居真理子	
	人間形成特論ⅡB		(野並美雪)		住環境計画特論	分担		杉本 茂、原口秀昭、田中清章、梶田考一	
	人間形成特論Ⅲ (教育学)		佐藤広美		建築構法学特論	分担		金子雄太郎、白井 篤	
	人間形成特論Ⅲ演習A		長谷 徹		デザイン特論			望月史郎	
	人間形成特論Ⅲ演習B		佐藤広美		環境文化特論			大橋竜太	
	生活経営学特論		(渡辺一雄)		工芸特論			石井廣志	
	生活経営学特論演習		(渡辺一雄)		情報メディア特論			小池澄男	
	生活経済学特論		上村協子		マネジメント特論			新田義則	
	生活経済学特論演習		上村協子		環境形成特論演習Aa	分担		安藤 穰、藤居真理子、植竹桃子	
	地域社会特論	隔年	(袖井孝子)		環境形成特論演習Ab	分担		安藤 穰、藤居真理子、植竹桃子	
	人間福祉特論 (社会福祉・介護福祉)		西口 守		環境形成特論演習Ba	分担 選択		原口秀昭、金子雄太郎、杉本 茂、田中清章、梶田考一、白井 篤、大橋竜太、石井廣志、望月史郎、新田義則、小池澄男	
	人間福祉特論演習A		高橋幸三郎		環境形成特論演習Bb	分担 選択		原口秀昭、金子雄太郎、杉本 茂、田中清章、梶田考一、白井 篤、大橋竜太、石井廣志、望月史郎、新田義則、小池澄男	
	人間福祉特論演習B		木本 明		環境形成特論演習Ca	分担 選択		杉本 茂、安藤穰、藤居真理子、金子雄太郎、田中清章、梶田考一、白井 篤、原口秀昭、大橋竜太、石井廣志、望月史郎、新田義則、小池澄男	
	人間発達特論ⅠA	隔年	小野真理子		環境形成特論演習Cb	分担 選択		杉本 茂、安藤 穰、藤居真理子、金子雄太郎、田中清章、梶田考一、白井 篤、原口秀昭、大橋竜太、石井廣志、望月史郎、新田義則、小池澄男	
	人間発達特論ⅠB	隔年 *	小野真理子						
	人間発達特論ⅡA	隔年	須永和宏						
	人間発達特論ⅡB	隔年 *	須永和宏						
	人間発達特論ⅢA	分担	吉川晴美・小野真理子						
人間発達特論ⅢB	分担	吉川晴美・小野真理子							
人間発達特論ⅣA		(村松健司)							
人間発達特論ⅣB		(村松健司)							
健康形成論講座	食生活学特論Ⅰ (食生活学)		四十九院成子	生活文化論講座	生活文化史特論Ⅰ (日本史)		熊井 保		
			小口悦子		生活文化史特論Ⅱ			小瀬康行	
	食生活学特論Ⅰ演習A		四十九院成子		生活文化特論Ⅰ			西海賢二	
	食生活学特論Ⅰ演習B		林 一也		生活文化特論Ⅱ	選択		松野妙子、畝部典子	
			奈良一寛、山崎 薫		文化交流特論	選択		畝部典子、小瀬康行、熊井保、西海賢二	
	食生活学特論Ⅱ (食品学)		海野知紀		言語文化特論Ⅰ	選択		内田宗一、井上眞弓	
	栄養学特論		金澤良枝		言語文化特論Ⅱ	選択		井上眞弓、内田宗一	
	栄養学特論演習A		酒井治子		生活文化特論演習Aa	選択		熊井保、小瀬康行、西海賢二、松野妙子	
	栄養学特論演習B		海野知紀		生活文化特論演習Ab	選択		熊井保、小瀬康行、西海賢二、松野妙子	
	栄養教育特論		辻 雅子		生活文化特論演習Ba	選択		内田宗一、井上眞弓、畝部典子	
	栄養教育特論演習A		辻 雅子		生活文化特論演習Bb	選択		内田宗一、井上眞弓、畝部典子	
	栄養教育特論演習B		酒井治子						
	生化学特論		(伊東薫一)		全講座共通	生活文化特別研究演習1			全教員
	生化学特論演習		(伊東薫一)			生活文化特別研究演習2			全教員
	生理学特論		朝山光太郎			生活文化特別研究演習3			全教員
	生理学特論演習		内田敬子			生活文化特別研究演習4			全教員
	健康管理特論Ⅰ (成人保健学)		松田正己			分担：担当する教員で16回を分担する			
健康管理特論Ⅰ演習A		松田正己		選択：院生の履修分野の教員が担当する					
健康管理特論Ⅰ演習B		市原 信		隔年：隔年で開講する科目 *：平成26年度開講					
健康管理特論Ⅱ (小児保健学)		朝山光太郎		()：非常勤講師					

授業科目概要・教育目的（履修条件）

各ライフステージにおける人間形成を心理的発達という側面から取り上げ、発達心理学や教育心理学の観点から考察する。とりわけ、乳児期から成人までの自我の発達に焦点を合わせ、健全な自我発達の条件や発達を妨害する要因を明らかにする。受講生は前もって指定された文献を読んでおくこと、適宜課される課題に解答すること、および討論に参加することなど、積極的な関与が求められる。

学習目標・到達目標

生涯発達という観点から健全な心理的発達とはいかなることであるのかを理解する。

準備学習

各回の授業において次回までに読んでおくべき資料を指示するので、必ず読んで出席すること。

評価方法その他

平常点(60%)、レポート(40%)により評価する。
(平常点は授業への参加状況・討論への参加等で総合的に評価する。)

週 テーマ・授業目標等

- 1 本授業の目的と内容の概観
- 2 生涯発達の概念
- 3 乳幼児期の発達
- 4 乳幼児期の発達
- 5 乳幼児期の発達
- 6 児童期の発達と教育
- 7 児童期の発達と教育
- 8 児童期の発達と教育
- 9 思春期・青年期の発達と教育
- 10 思春期・青年期の発達と教育
- 11 思春期・青年期の発達と教育
- 12 思春期・青年期の発達と教育
- 13 成人期の発達
- 14 成人期の発達
- 15 まとめ

使用教科書名

授業開始時に提示する。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

乳幼児期から青年期までの人間形成を、発達心理学や教育心理学の観点から考察する。とりわけ、人間の多様な心理的機能が相互規定的に発達していくことを実証的、理論的研究により明らかにし、人間形成を促進する保育や教育のあり方を探究する。受講生は前もって指定された文献を読んでおくこと、適宜課される課題に解答すること、および討論に参加することなど、積極的な関与が求められる。

学習目標・到達目標

人間形成は多様な機能の発達が基礎にあるが、そうした諸機能が相互規定的に作用しながら発達することを理解し、発達促進のために求められる保育や教育の在り方への基本的な視点を獲得する。

準備学習

毎時次回までに読んでおくべき資料を指示するので、前もって読んで授業に出席すること。

評価方法その他

平常点(60%)、レポート(40%)
(平常点は授業への参加状況・討論への参加等で総合的に判断する。レポートは授業のなかで適宜課される。)

週 テーマ・授業目標等

- 1 発達をとらえる基本的概念
- 2 認知的領域の発達
- 3 認知的領域の発達
- 4 情意的領域の発達
- 5 情意的領域の発達
- 6 社会的能力の発達
- 7 社会的能力の発達
- 8 発達の総合的理解
- 9 発達の総合的理解
- 10 発達の総合的理解
- 11 発達の総合的理解
- 12 発達障害と指導
- 13 発達障害と指導
- 14 発達障害と指導
- 15 まとめ

使用教科書名

授業開始時に提示する。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

人間の発達と支援について臨床心理学的視点から考究する。
文献購読をし、発表、討議、ロールプレイ等により課題を深める
発達支援、心理臨床のフィールドを知り、果たすべき専門的役割について学ぶ。

学習目標・到達目標

臨床（発達）心理学とは何かを学び、理論と方法と実践の相即的理解を深める。発達支援、心理臨床の専門的役割について学ぶ。現場での役割の果たし方、かかわり方について、ロールプレイ等を通して、認識と行為を結び付け、実践的理解がふかまるようにする。

準備学習

初めてこの分野を履修する学生の場合は、学部開講の「心理学」「発達臨床心理学」等の関連科目の授業を履修することが勧められるので、あらかじめ担当教員に相談のこと

評価方法その他

レポート、出席状況、授業態度

週 テーマ・授業目標等

1. 臨床発達心理学の基礎理論
2. 心理臨床と発達支援
3. 現代社会における発達支援
4. フィールド(家庭、園、学校)での子どもの発達・心理
5. 発達の障害
6. 現代社会における諸問題と精神保健・基礎研究法
7. 対象理解のための査定、検査、評価、診断の方法
8. 対象理解のプロセス:問題へのアプローチ
9. ダイナミックアセスメントと関わりを通しての評価
10. 臨床発達心理学における支援方法・展開過程
11. 心理劇Ⅰ(ロールプレイ)
12. 心理劇Ⅱ(ロールプレイ)
13. 心理劇Ⅲ(ロールプレイ)
14. フィールドにおける発達支援、心理臨床Ⅰ
15. フィールドにおける発達支援、心理臨床Ⅱ
16. まとめ

使用教科書名

「臨床発達心理学概論」ミネルヴァ書房
「人生を舞台に」関係学研究所

授業科目概要・教育目的（履修条件）

子どもの発達と心理における様々な課題や事例について、その理解や問題へのアプローチ、フィールドにおける臨床的な支援、援助の方法を探究する。
(発達)心理臨床の専門性と仕事(役割)についての理解と現場における理論・方法・実践の相即的發展が促されるよう研鑽する。

学習目標・到達目標

臨床発達心理学の理論と方法を習得し、専門的な役割を取って発達支援、心理臨床を実践できるようにする。

準備学習

この授業は、みなさんの疑問や気づきをもとに進めていきます。発達支援、心理臨床の仕事について事前に考え、知りたいこと・わからないことをできるだけ多く見つけて、講義に臨んでください。また、どんなことが発達・心理支援になるのだろうか、支援者として大切なことは何だろうか、ということを考えてみてください。

評価方法その他

レポート(50%)、平常点(50%)
(平常点は、授業への参加状況、授業中に行うディスカッション等への参加内容で判断します)

週 テーマ・授業目標等

1. 現代社会における諸問題と臨床発達心理学
2. 臨床発達心理学における支援技術
3. 心理臨床と支援活動の展開
4. 発達障害の支援と方法
5. コンサルテーションによる発達支援
6. フィールドにおける発達支援・心理臨床(家庭)
7. フィールドにおける発達支援・心理臨床(園・学校)
8. フィールドにおける発達支援・心理臨床(施設)
9. 養育者の理解とカウンセリング
10. 対象者・家族の理解とコミュニケーション技術
11. 臨床(発達)心理学の活用と活動の場
(乳幼児期・児童・青年期・成人・老人期)
12. 事例研究Ⅰー子どもと家族を対象とする臨床実践の事例ー
13. 事例研究Ⅱー他機関との連携の事例ー
14. チームアプローチの展開
15. 臨床における職業倫理・まとめ

使用教科書名

シリーズ臨床発達心理学・理論と実践①
臨床発達心理学の基礎 ミネルヴァ書房

授業科目概要・教育目的（履修条件）

日本の近代公教育(学校)はいかなる人間形成をはたしてきたのか。近代化と人間形成の関連を考える。国民形成、科学技術の発展、ナショナリズムと軍国主義、子ども把握と教師の教育実践などの諸概念を検討する。

学習目標・到達目標

現代の基本的な教育問題を考えられること。その問題の主要な争点を明らかにし、その上で、自分の見解を、相対化して、表明できること。これが肝心である。

準備学習

とにかくどん欲に勉強してほしい。大学院は、自分の意見を他者との比較の中で、形成できることが重要です。論文を読む時は、ノートをきっちりとって、自分の意見をそえ、たくさん蓄える。そういうつもりで、勉強してほしい。自分の専門に閉じこめるのではなく、できるだけ、領域を広げるつもりでほしい。現代の問題は、学際的(越境的)解決を求められているのだから。「観察者は注意を一点に集中するのではなく

評価方法その他

平常点20%、レポート、発言80%、などを総合して評価する。

週 テーマ・授業目標等

- 1, オリエンテーション
- 2, 教室と子ども
- 3, 父母と教師
- 4, 教師と子ども
- 5, 子ども理解と教育学
- 6, 発達障害と教育
- 7, 学力
- 8, 学力、その2
- 9, 教師の研修
- 10, 教師の仕事
- 11, 地域と学校
- 12, 学校統廃合
- 13, 教育改革
- 14, 教育改革、その2
- 15, まとめ
- 16, 試験

使用教科書名

『3・11と教育改革』かもがわ書店、2013年、使用。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

近代日本における「発達と子どもと教育」に関する理論的、実践的な研究を行う。子どもは発達する存在である、という観念は、いつどのようにして、形成されてきたのか。また、できるだけ、学校における具体例にそくして、検討したい。検討課題の解決に向けて、家庭教育の現状、地域社会の教育力の現状等についても視点を広げていく。発達と子どもをめぐる理論的課題を具体的な実践を基に整理していくことである。

学習目標・到達目標

現在の学校教育において「発達と子どもと教育」に関して、その本質的な問題が、どのようにして起こっているか、また対応されているか、さらには、そうした問題についてどのように論じられ、対立点(争点)は何かを、具体的な事例を通して分かるようになること。

準備学習

毎回、予習を行うことが要求されよう。テキストを批判的に読み込み、学問的な意見が出せるようにしたい。単なる感想ではなく、他者との比較の上で、自分の意見の独自性を明確にすることである。教育は複雑な人間の営みである。教育問題を解くとは、幅広い学問にまたがる力量が必要になってくる。人間観と社会観を鍛えてほしい。「観察者は注意を一点に集中するので

評価方法その他

レポート、まとめ、授業への取り組み態度など総合評価。

週 テーマ・授業目標等

- 1, オリエンテーション
- 2, 発達に関する基礎理論と具体的な姿
- 3, 発達に関する基礎理論と具体的な姿 その2
- 4, 発達に関する実践事例、小学校低学年
- 5, 発達に関する実践事例、小学校高学年
- 6, 発達に関する実践事例、中学校
- 7, 発達に関する実践事例、高校段階
- 8, 情報社会と子ども
- 9, 家庭のなかの子ども
- 10, 職業選択と子ども
- 11, 友達関係、いじめなど
- 12, 学力と子ども
- 13, 不登校問題
- 14, ニート・フリーター問題
- 15, まとめ

使用教科書名

特になし。こちらで必要な資料を用意する。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

近代に日本における「社会と歴史と教育」に関する理論的実践的な検討を行う。近代日本の教育制度の歴史の変遷を検討する。戦前と戦後の連続と断絶が深く検討されなければならない。また、現代における教育の主要な論点が検討される。自由、平等、格差、貧困、ナショナリズム、等である。教育は、こうした問題に深く関わっていることを、理論的に解き明かしていきたい。

学習目標・到達目標

教育問題を歴史的背景において、まずは、論じられること。社会的関連において考えられること。教育は、学校内だけの問題ではない、という常識をまずは壊して欲しい。あるいは、学校の問題は、広く、社会的歴史的背景をもっている問題なのだ、という理解に達して欲しい。

準備学習

どんな欲に勉強して欲しい。毎回、演習のための準備(予習)が必要になる。

評価方法その他

レポート・発言20%、試験80%、など総合評価。

週 テーマ・授業目標等

- 1, オリエンテーション
- 2, 近代日本における学校制度、明治期
- 3, 同前、大正期
- 4, 同前、昭和期戦前
- 5, 戦後教育改革
- 6, 高度経済成長の教育
- 7, グローバリゼーションと教育改革
- 8, 新自由主義と教育
- 9, ナショナリズムと教育
- 10, 貧困と教育
- 12, 戦争と教育
- 13, 格差と教育
- 14, 自由と教育
- 15, まとめ
- 16, 試験

使用教科書名

『戦後日本の教育と教育学』かもがわ書店、2014年、使用

授業科目概要・教育目的（履修条件）

成治、経済、教育、労働などの分野において、先進国・開発途上国の「開発ジェンダー」のテーマから派生する基本的諸課題を抽出し、外国文献をも参考に学際的比較分析を試みる。また、日本が抱える性差に関する固有の課題(男女共同参画社会実現のための諸問題)をも取り上げ、地球的規模での解決の方向性について論議する。

学習目標・到達目標

開発途上国における開発問題を中心に、ジェンダー視点から分析し解決への方向性について考究できる力をつける。

準備学習

受講生が旺盛な好奇心と自主的に問題を見つけ分析、解決する研究態度の育成に努力してください。皆さんが作る授業です。

評価方法その他

合計100%
平常点 70% 輪読した論文の発表、各自の研究報告、授業中のディスカッションへの参加状況等を総合的に判断
期末レポート 30%

週 テーマ・授業目標等

1. ガイダンス、学習計画の受講生によるプレゼンテーション
2. 開発におけるジェンダー概念と主要課題Ⅰ(講義)
3. 同Ⅱ(講義)
4. 同Ⅲ(講義)
5. フィールドワーク(「男女共同参画学習センター」武蔵嵐山・宿泊プログラム)
6. フィールドワーク報告 ディスカッション
7. 英文資料輪読Ⅰ
8. 同Ⅱ
9. 同Ⅲ
10. フィールドワーク(「内閣府」訪問)
11. 各自研究発表(フィールドワーク報告を含む。)
12. 同Ⅱ、期末レポート作成要領(説明)
13. 講師設定テーマに基づくディスカッション(ディベート)Ⅰ
14. 同Ⅱ
15. 期末レポート提出(口頭試問を含む。)

使用教科書名

講師選定による購読資料(抜粋)を適宜配布する。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

前期の生活経営学特論では、政治学、経済学、教育・社会政策などの社会科学の基礎的知見を基に国内外のジェンダー問題を概観した。本演習では、この点の学習を深化させるため①学際的テーマとしての環境、人権、平等開発途上国を含むグローバルな視点での持続発展社会の構築、②日本が当面する男女の新たなライフスタイル（雇用、育児等家庭での役割分担、社会参加等）の問題等、国内外の事例を検討しつつ、解決のための具体的な方策を検討する。その場合、受講生が自主的に計画・実施するフィールドワーク、文献講義、ディスカッションを駆使し自らの研究テーマを考究する態度を重視する。

学習目標・到達目標

前期生活経営学特論で国内外のジェンダー問題を理解し、分析する力をつけた上で、後期の演習において、今日の課題を解決するため私たち一人一人が取り組むべき地球市民的实践について考え実践する力をつける。

準備学習

前期生活経営学特論と同様、受講生の自主的学習を基本に問題発見・解決の研究手法を重視する。

評価方法その他

輪読した論文の発表、各自の研究報告、授業中のディスカッション:60%、期末レポート40%

週 テーマ・授業目標等

1. カイダンス、受講生の自主的学習計画のプレゼンテーション
2. 「開発とジェンダー」に関する学際的主要テーマ(講義Ⅰ)
3. 同上(講義Ⅱ)
4. 日本が当面する男女平等参画学習社会実現に向けた課題(講義Ⅲ)
5. 受講生の研究テーマ等のプレゼンテーション・ディスカッション(Ⅰ)
6. 同Ⅱ
7. 輪読Ⅰ:英語文献資料
8. 輪読Ⅱ:同
9. 輪読Ⅲ:同
10. フィールドワーク(一斉校外学習)
11. フィールドワーク報告
12. 講師設定によるディベート・ディスカッション
13. 同Ⅱ
14. 期末最終レポート作成要領(説明、Q&A)
15. レポート提出(口頭試問を含む。)

使用教科書名

講師選定による英語文献(抜粋)等を適宜配布。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

文部科学省「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」をもとに、持続可能な社会を実現するための重要な要素として消費者教育を認識し、持続可能な社会を目指してライフスタイルを工夫し、主体的に行動できる消費者市民を育てる教育内容を検討する。

学習目標・到達目標

ESC:Education for Sustainable Consumption(持続可能な消費のための教育)の視座から消費者教育推進の課題を明らかにする。

準備学習

日本の消費者教育は転換点にあります。新しい消費者教育を一緒に提案していきましょう。

評価方法その他

消費者教育の取組みに実態に関するレポート50点
日本の消費者教育の実態に関するレポート50点

週 テーマ・授業目標等

- 1生産消費者教育とは何か
 - 2文部科学省 消費者教育指針を読む
 - 3OECDや北欧諸国の消費者教育に学ぶ
 - 4金融広報中央委員会 生活設計教材の検討(1)
 - 5金融広報中央委員会 生活設計教材の検討(2)
 - 6金融広報中央委員会 生活設計教材の検討(3)
 - 7日本における大学での消費者教育
 - 8大学における金融教育と消費者教育
 - 9ESC 持続可能な消費のための教育の可能性
 - 10生活文化ESCの事例検討
 - 11生活文化ESCの事例検討
 - 12生活文化ESCの事例検討
 - 13OECDの政策報告(2009)から考える
 - 14消費者市民教育の可能性
 - 15消費者市民教育ネットワークの必要性
- 使用教科書名**
(社)日本家政学会 家庭経済学部会編『規制改革と家庭経済の再構築』2007年 建帛社

授業科目概要・教育目的（履修条件）

前半では、日本の不平等を家計分析から明らかにする。年齢、ジェンダー、職業、地域に注目し、家計調査結果をもとに分析を行う。
後半では、農山漁村における女性農業者の起業活動に対して、農業委員、JA役員、認定農業者への女性割合の増加がいかに関与を及ぼすかを検討する。
生活者の経済学における家計分析や女性農業者視点の重要性を考察する。

学習目標・到達目標

生活経済学特論の講義をもとに、家計分析や事例研究によって、生活者視点での経済の理論と課題を明らかにする。

準備学習

生活復興のための経済学を一緒に議論していきましょう。

評価方法その他

家計分析などのレポート40点
農山漁村の起業に関するレポート40点
授業の事前準備・授業中の発言内容 20点

週 テーマ・授業目標等

- 1生活経済と家計分析
- 2家計分析にみる不平等(1)世帯主40歳・50歳代の世帯
- 3家計分析にみる不平等(2)高齢者世帯
- 4家計分析にみる不平等(3)若年シングル・ジェンダー
- 5家計分析にみる不平等(4)地域格差・県別分析
- 6家計分析にみる不平等(5)不安定就労シングルの家計
- 7農山漁村の起業活動と女性農業委員(1)
- 8農山漁村の起業活動と女性農業委員(2)
- 9農山漁村の起業活動とJA女性役員(1)
- 10農山漁村の起業活動とJA女性役員(2)
- 11農山漁村の起業活動と女性認定農業者(1)
- 12農山漁村の起業活動と女性認定農業者(2)
- 136次産業からみる生活経済
- 14生活復興のための生活経済学:家計分析
- 15生活復興のための生活経済学:農山漁村の女性起業

使用教科書名

- (1)白波瀬佐和子編『変化する社会の不平等』東京大学出版会
- (2)白波瀬佐和子『生き方の不平等』岩波書店
- (3)家庭経済学部会編『規制改革と家庭経済学の再構築』建帛社

授業科目概要・教育目的（履修条件）

社会福祉学は、人間そのものを中核に据えながら、福祉に関わるすべての領域を探求していく学問である。本授業では、前半は人間を取り巻く今日の社会状況をつぶさに概観していきながら、そこに横たわるさまざまな福祉的課題を拾い上げることになるが、後半では、さらにそのような福祉的課題を押し押し進めていく上での研究方法について学習する。

学習目標・到達目標

前期授業の前半は、主として「現代社会の社会福祉を取り巻く課題」に焦点を当てながら、社会福祉の多様な課題を概観する。後半は主として「社会福祉学の研究方法(特に質的研究法)」について学習する。

準備学習

大学院の授業では、より専門的な講義内容となりますので、日頃から社会福祉に関わる文献等によく目を通しておき、さらに問題意識や課題を深めていってほしいと願っています。

評価方法その他

出席、レポート、発言などを総合評価。

週 テーマ・授業目標等

- 週 テーマ・授業目標等
- 1.社会福祉に求められるもの
- 2.社会福祉を取り巻く社会の現状(1)
- 3.社会福祉を取り巻く社会の現状(2)
- 4.社会福祉を取り巻く社会の現状(3)
- 5.豊かさの中の貧困問題(1)
- 6.豊かさの中の貧困問題(2)
- 7.豊かさの中の貧困問題(3)
- 8.社会福祉学研究方法総論
- 9.研究方法各論 質的研究法(1)
- 10.研究方法各論 質的研究法(2)
- 11.研究方法各論 質的研究法(3)
- 12.研究方法各論 質的研究法(4)
- 13.研究方法各論 質的研究法(5)
- 14.分析方法
- 15.論文にまとめる

使用教科書名

プリントを配付。

授業科目概要・教育目的（履修条件）**授業科目概要**

家族理解の方法として、ライフ・ヒストリー聞き取り手法を社会調査の基本として身につける。各受講生による事例のプレゼンテーションにもとづき、体験的に事例への理解を深める。

学習目標・到達目標

この授業は、障害のある人がいる家族の現状について、事例に基づき理解を深める。実際の調査演習を通して行う。障害については広汎性発達障害に限定して考察を進める。

準備学習

この授業に参加するフィールドは武蔵野市のつくしんぼうの会(しゃべり広場)です。

評価方法その他

演習への姿勢・態度、ポスト・レポートなどで総合評価

週 テーマ・授業目標等

1. 事例理解とは何か
2. 福祉臨床における記録
3. 事例報告と資料作成
4. 事例のプレゼンテーション
5. 事例検討(1)
6. 事例検討(2)
7. 事例検討(3)
8. 事例検討(4)
9. 事例検討(5)
10. 事例検討(6)
11. 事例検討(7)
12. 事例検討(8)
13. 事例検討(9)
14. 事例検討(10)
15. まとめ

使用教科書名

プリントを配付
家族に関する記録報告書など

授業科目概要・教育目的（履修条件）

近代化の過程を通じて、その底辺に析出されていく、下層社会状況の惨苦を見据え、「底辺に向かう志」を持つ福祉が、「福祉の普遍化」の流れのなかで人間の孤独の位相が視えない、あるいは視ようとしないう「福祉」へと後退していったらどうか…そのようなことに対して…福祉の深層から検証していきたいと思います。

学習目標・到達目標

2008年秋以降の世界的な不況下で、多数の失業者が社会的に作り出されている状況のなかで、人々の生活に必要な社会保障・社会福祉諸制度、とりわけ所得保障制度の仕組みと、その具体的な実際の運用に際しての課題・問題点について考えていきたいと思ひます。

準備学習

OECD諸国のなかでも日本の相対的貧困率は高率になっています。貧困問題を社会問題として捉え、この問題に対応する社会的な制度の必要不可欠性を、いつも視野に入れて取り組んでいきましょう。無理に事前にテキストを読んでも必要はありません。

評価方法その他

学期中の出席、討議を50%ずつの割合で評価します。

週 テーマ・授業目標等

1. オリエンテーション
2. 夜明けを駆ける―福祉の先導者たち―
3. イメージのなかの福祉
4. 新しい時代への社会福祉計画
5. 福祉には「深層」がある
6. 烙印と福祉史
7. 天皇制と社会事業
8. 「廃娯」の社会史への試論
9. 「下層社会論」の現在
10. 「人間、この非人間的なもの」
11. 論点・部落問題について
12. 人間的な「想像力」の復権を
13. 福祉の回廊から
14. 「崩壊感覚」と貧困
15. 社会的貧困への対応

使用教科書名

「福祉の検証」、小倉襄二、法律文化社、1996年

授業科目概要・教育目的（履修条件）

言葉について課題を持ち、相談機関を訪問する人は少なくない。言葉に関する主訴を的確に評価し、対処できるようにする。①言語の状態を評価し、言語発達関係状況を分析し、対処方針が設定できるようにする。そして、対象者を取り巻く関係状況全体に関与していくような発達支援システムを構成し、システムが機能するようにコーディネートできるようにする。②言語発達支援活動の理論と技法を学ぶ。③発達関係状況における「言葉に関する相談」の意味を評価し、対処できるようにする。本講義は、発達支援を専門とする臨床発達心理士が履修すべき5指定科目の中の「言語発達とその支援」に該当するので、教科書に順守して行う。

学習目標・到達目標

「子どもから大人まで、生涯にわたる言語発達支援を行う専門職」としての基礎を学ぶことを目標とする。人間社会において人間が生涯にわたり使用する言語を生涯かけて育てていくもので人間の言語発達の様相を学び、それと同時に生じしがちな言語発達にかかわる課題・問題を知る。そして、課題解決に向けた支援の原理や支援技法について演習する。さらに、家族・地域への広がりをもった支援を必要とすることが多いので、発達援助に関する専門職相互の連携を考える。

準備学習

「ことばを育てる」は「関係を育てる」ことであり、「相手のことばを育てること」は「自分のことばを育てること」です。自分を育てる意欲を持って、主体的に学習しましょう。

評価方法その他

出席50%
レポート50%

週 テーマ・授業目標等

1. ことばの発達と障害特性
 - 1 言葉以前のことばが育つとき
 - 2 話し始めの時期
 - 3 語彙・構文が育つ時期
 - 4 会話期
 - 5 リテラシーの発達
2. 保育・教育場面におけることばの障害へのかかわり
3. 少年期・青年期のコミュニケーション支援
4. 家庭における「ことばの障害」へのかかわり
5. ことばの支援過程
 - 1 言語発達評価
 - 2 言語発達関係状況評価
 - 3 補助・代替コミュニケーション(AAC)
 - 4 言語障害のメカニズム
 - 5 回復の過程

使用教科書名

シリーズ 子供の発達支援のエッセンス
第1巻 奈野悦子(編著)2010
生きたことばの力とコミュニケーションの回復 金子書房

授業科目概要・教育目的（履修条件）

II Aの授業に引き続き、情動発達の臨床的意味や情動アセスメントの方法を学ぶとともに、発達障害のある子どもの情動や関係の持ち方などを理解する。

学習目標・到達目標

II Aの授業を踏まえ、より発展的な支援方法を探究していく。

準備学習

意欲と熱意をもって取り組んでほしい。

評価方法その他

平常点(出席率、授業態度等で30点)、課題レポート(70点)

週 テーマ・授業目標等

1. 発達段階におけるコミュニケーション(1)
2. 発達段階におけるコミュニケーション(2)
3. 遊びの発達とその障害(1)
4. 遊びの支援とその障害(2)
5. 遊びの支援方法
6. 関係性の障害ー情動トラブルへの介入(1)
7. 関係性の障害ー情動トラブルへの介入(2)
8. 発達障害のある子どもへの支援(1)
9. 発達障害のある子どもへの支援(2)
10. 発達障害の子どもをもつ家族への支援(1)
11. 発達障害の子どもをもつ家族への支援(2)
12. 事例検討(1)
13. 事例検討(2)
14. 事例検討(3)
15. 授業のまとめ

使用教科書名

II Aと同じ。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

育児・保育現場で、ひとりひとりの子どもが自然や人や自分自身とかかわりながら生き生きと生活し発達していくことへの支援を、新たな人間探求の領域である臨床発達心理学に基づいて具体的にまなぶ。

学習目標・到達目標

育児・保育現場での子どもの発達の課題と様相を理解する。臨床発達心理学の立場からの支援へのニーズを知り、アセスメント、支援の方法について理解をすすめる。

準備学習

育児・保育現場での実践や事例との対応で理解が進められることが望ましい。

評価方法その他

出席状況、リポーターとしての発表と討議内容、現場見学と報告、事例報告と事例検討

週 テーマ・授業目標等

「育児・保育現場での発達とその支援に関する科目」

1. 現場からみた発達

- 1-1 現場から発達をみなおす臨床的意味
- 1-2 現場のなかでの発達とその今日の問題

2. 現場での支援

- 2-1 現場での支援の考え方
- 2-2 支援の基本的姿勢
- 2-3 支援者の基本的姿勢

3. 現場での支援の理論的基礎

- 3-1 支援ニーズの把握に関する理論
- 3-2 支援技法に関する理論的背景

4. 現場での支援のためのアセスメント

- 4-1 現場でのアセスメントの考え方
- 4-2 個別の支援ニーズに関するアセスメント

5. 現場での支援のための方法の基礎

- 5-1 支援の具体的流れ
- 5-2 コンサルテーションを通して
- 5-3 カンファレンスを通して
- 5-4 カウンセリングを通して
- 5-4 アクションリサーチを通して

6. まとめ**使用教科書名**

シリーズ臨床発達心理学 ミネルヴァ書房
(5) 育児・保育現場での発達とその支援

授業科目概要・教育目的（履修条件）

履修条件：人間発達特論ⅢAを履修していること。
就学前の保育園、幼稚園、家庭での子どもと保護者、子ども同士の関係性における子どもの発達を取り上げ、現場から見る子どもの発達の危機への支援に焦点をあてる。

学習目標・到達目標

就学前の保育園、幼稚園、家庭での子どもと保護者、子ども同士の関係性における子どもの発達の理解を勧め、現場から見る子どもの発達の危機への支援の方法を学ぶ。

準備学習

臨床発達心理学における育児・保育現場での発達支援の専門的理解が進むよう研鑽を積むことが期待される。

評価方法その他

出席状況、リポーターとしての発表と討議内容、現場見学とレポート報告、事例報告と事例検討

週 テーマ・授業目標等

「育児・保育現場での発達とその支援に関する科目」

それぞれの現場での支援の実際

1. 育児現場での支援

- 1-1 育児現場での支援の考え方
- 1-2 保護者への支援
- 1-3 子どもへの支援
- 1-4 地域・社会への働きかけ

1-5 育児現場での支援の実際**2. 保育現場での支援**

- 2-1 保育現場での支援の考え方
- 2-2 保育者への支援
- 2-3 子どもへの支援
- 2-4 保護者どもへの支援
- 2-5 地域・社会への働きかけ
- 2-6 保育現場での支援の実際
- 2-7 保育をめぐる問題と支援事例

3. まとめ**使用教科書名**

『シリーズ臨床発達心理学』ミネルヴァ書房
(5) 育児・保育現場での発達とその支援

授業科目概要・教育目的（履修条件）

本講は「認知発達とその支援」を副題に、子どもの定型発達を参照しながら、広汎性発達障害など認知障害の査定および支援の方策について解説する。

学習目標・到達目標

子どもの認知発達障害を査定する技法（心理テストや行動観察）を身につけ、それをもとに具体的支援をマネジメントする技術を学ぶ。

準備学習

虐待を受けた子どもや発達障害児への心理支援について、総合的に考えたいと思います。

評価方法その他

出席と授業の討論などを総合的に評価する。

授業内容は、適宜変更する場合があります

週 テーマ・授業目標等

1. 認知発達の臨床的意味① 自己意識の発達
2. 認知能力とは何か① 前操作期のコミュニケーション
3. 認知の発生① ピアジェの発達の認識論
4. 認知の発生② 感覚－運動期と前操作期
5. 認知発達の機構① 発達課題と生涯発達
6. 認知発達の機構② 記憶の発達
7. 認知の個人差① 適正処遇交互作用を中心に
8. 認知発達の障害の査定① テスト・バッテリーについて
9. 乳児期の発達① 愛着理論と間主観性
10. 学齢期の発達① 自己概念の発達
11. 知能の発達と障害① 被虐待児の学業不振
12. 社会的認知の障害と発達① 施設病と子どもの育ち
13. 学力の基礎の発達と学習障害① TEACCHの可能性
14. 認知発達支援の方法① 治療モデルについて
15. 認知障害の支援の技法① ティームアプローチから

使用教科書名

『認知発達とその支援』田島信元編著 ミネルヴァ書房
その他、適宜資料を配付する

授業科目概要・教育目的（履修条件）

後期集中授業では、主に虐待を受けた子どもへの認知発達支援について学ぶ。とくに、近年問題になっている被虐待児の学力の遅れについて取り上げる。

学習目標・到達目標

WISCの実施と解釈の技法を身につける。さらに、虐待を受けた子どもや発達障害児の protocols から、具体的支援のための指針を読みとる技術を学ぶ。

準備学習

半期ですが、意義のある討論の機会にできれば、と思います。子どもの発達支援について、日々感じていることなどがあれば、遠慮なく発言してください。

評価方法その他

授業への参加と授業における発表を総合して評価する。

授業内容は、適宜変更する場合があります

週 テーマ・授業目標等

1. 被虐待児の発達の課題
2. 知能の発達およびその障害と児童虐待
3. 児童虐待と学業不振① WISCからみた知的能力の特徴
4. 児童虐待と学業不振② 指導プロトコルの分析
5. 児童虐待と学業不振③ 学習指導場面での留意点
6. 児童虐待と学業不振④ 学習指導の方法
7. 児童虐待と学業不振⑤ 生活支援と「学習」態度 学習のプレ・トレーニングについて
8. 被虐待児の成長を支えるために① 他職種との協力
9. 被虐待児の成長を支えるために② 発達促進的心理療法（アセスメントを中心に）
10. 被虐待児の成長を支えるために③ 発達促進的心理療法（治療的方法）
11. 被虐待児の成長を支えるために④ グループワークの理論
12. 被虐待児の成長を支えるために⑤ グループワークの実践
13. 親支援を巡る問題① 家族の抱える困難
14. 親支援を巡る問題② 家族再統合について
15. まとめ 児童虐待と認知発達支援

使用教科書名

『認知発達とその支援』田島信元編著 ミネルヴァ書房
その他、適宜資料を配付します

授業科目概要・教育目的（履修条件）

人間と食べ物との関わりについて考えるとき、食べ物の持つ役割を人間の健康の保持・増進という生理的側面と、充実感や満足感といった精神的側面からとらえることができよう。伝統的な調理技術を文化的側面から捉えるのみならず、現代の科学的視点から捉えることによって考究していく。

学習目標・到達目標**準備学習**

食品学、調理学、栄養学等の分野を学んでいること。

評価方法その他

毎回のディスカッションとレポート、出席を総合評価する。

週 テーマ・授業目標等

- 第1週 食生活学特論で学ぶこと
- 第2週 食生活の構成と現状
- 第3週 世界の食文化の比較と歴史
- 第4週 食の情報と多様化
- 第5週 人間の食物摂取行動と調理(1)
- 第6週 人間の食物摂取行動と調理(2)
- 第7週 日本の料理形式と変化(1)
- 第8週 日本の料理形式と変化(2)
- 第9週 食物の嗜好性と生体における役割・機能性
- 第10週 調理手法と色・味・香の変化
- 第11週 実例体験(1)
- 第12週 実例体験(2)
- 第13週 伝統的食品の科学性(乾物等)
- 第14週 伝統的食品の科学性(醸造食品等)
- 第15週 調理操作の科学性

使用教科書名

毎回のプリント

授業科目概要・教育目的（履修条件）

人間と食べ物との関わりについて考えるとき、食べ物の持つ役割を人間の健康の保持・増進という生理的側面と、充実感や満足感といった精神的側面からとらえることができよう。伝統的な調理技術を文化的側面から捉えるのみならず、現代の科学的視点から捉えることによって考究していく。

学習目標・到達目標

食べ物や食生活について、文化的、科学的視点で現状の分析と問題提起ができるようになること。

準備学習

食品学、調理学、栄養学等の分野を学んでいることが望ましい。

評価方法その他

毎回のディスカッションとレポート、出席を総合評価する。

週 テーマ・授業目標等

- 第1週 序章 食生活の構成と現状
 - 第2週 食生活における食育と調理の役割
 - 第3週 家庭・学校・社会における食教育
 - 第4週 食生活における調理と栄養・機能性との関連 1
 - 第5週 食生活における調理と栄養・機能性との関連 2
 - 第6週 食生活における調理と栄養・機能性との関連 3
 - 第7週 現代の食生活の課題 1
 - 第8週 現代の食生活の課題 2
 - 第9週 伝統的食品の食文化 1
 - 第10週 伝統的食品の食文化 2
 - 第11週 伝統的食品の食文化 3
 - 第12週 食文化と科学 1
 - 第13週 食文化と科学 2
 - 第14週 食文化と科学 3
 - 第15週 まとめ
- 使用教科書名**
毎回のプリント

授業科目概要・教育目的（履修条件）

食べるということは、食品中の栄養素を成長・生育のエネルギーに変換したり生体機能の発揮や身体活動の維持増進をはかることである。しかし多くの食品は何らかの操作を経て有害物質を無毒化したり、栄養素の消化・吸収性や食品の持つ生体調節因子の利用性を高め、嗜好をも満足させる好ましい食べ物として食されることが多い。このための操作が調理である。本講では生命維持の基盤である食生活を、主として調理による栄養効果や機能性の発現について酵素学的視点を含めて学ぶ。

学習目標・到達目標**準備学習**

調理によって食品成分がどのように変化するか、また生体における栄養効果、機能性などの変化についても酵素学的な興味を持つ学生の受講が望ましい。

評価方法その他

レポート、出席などによる総合評価

週 テーマ・授業目標等

1. 序章 食生活の構成と現状
2. 食生活における食育と調理の役割
3. 食生活における調理と栄養・機能性との関連
4. 調理と酵素
5. 動物性食品の調理性と栄養効果①
6. 動物性食品の調理性と栄養効果②
7. 動物性食品の調理性と栄養効果③
8. 動物性食品の調理性と栄養効果④
9. 植物性食品の調理性と栄養効果調理①
10. 植物性食品の調理性と栄養効果調理②
11. 植物性食品の調理性と栄養効果調理③
12. その他の食品と調理による栄養効果①
13. その他の食品と調理による栄養効果②
14. その他の食品と調理による栄養効果③
15. まとめ

使用教科書名

プリント配付

授業科目概要・教育目的（履修条件）

食品の多くは、生物資源を利用している。その生物本来の特性をうまく利用している例も多い。しかし、食品は生物資源だけを利用しているのではなく、無機物も少なからず利用している。また、最近では遺伝子組換え技術の進歩とともに、生物本来の特性を、目的に応じて改良・改変して利用する場合も増えてきている。さらに、食品・食料は、食品廃棄物、生態系保護、食糧資源の保護、農業生産など、様々な地球環境に関わる問題と複雑に絡みあっている。そこで、この授業では、食品資源学、食品環境学およびバイオテクノロジー分野の文献を講読し、その問題点を理解するとともに、研究の手法や展開の方法を学ぶ。

学習目標・到達目標

地球上にある限りある生物資源を、私たちは食料としている。基本的に私たちは、他の生命を犠牲にして生活している従属生命体である。このことを前提に、現在の地球環境や農業、漁業などの生産性など、様々な事象を通じて、食の問題点を等して見つめ直し、今後の研究への展開を探る。

準備学習

現在の「食」には、様々な問題があります。環境変化や食料生産、人口、さらには食べ残しや、食品偽装、食品で起きる危害。いろいろな問題点を通して、これからの「食」を考えてください。

評価方法その他

出席40%、レポート60%の総合評価。

週 テーマ・授業目標等

- 1 食品資源学概説
- 2 食料資源学に関する論文の講読と解説(1)
- 3 食料資源学に関する論文の講読と解説(2)
- 4 食料資源学に関する論文の講読と解説(3)
- 5 食料資源学に関する論文の講読と解説(4)
- 6 食品環境学概説
- 7 食品環境学に関する論文の講読と解説(1)
- 8 食品環境学に関する論文の講読と解説(2)
- 9 食品環境学に関する論文の講読と解説(3)
- 10 バイオテクノロジー概説
- 11 バイオテクノロジーに関する論文の講読と解説(1)
- 12 バイオテクノロジーに関する論文の講読と解説(2)
- 13 バイオテクノロジーに関する論文の講読と解説(3)
- 14 バイオテクノロジーに関する論文の講読と解説(4)
- 15 まとめ

使用教科書名

指示した文献を入手して利用してもらいます。また、適宜、補足資料を配付します。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

食品の多くは、生物資源を利用している。その生物本来の特性をうまく利用している例も多い。しかし、食品は生物資源だけを利用しているのではなく、無機物も少なからず利用している。また、最近では遺伝子組換え技術の進歩とともに、生物本来の特性を、目的に応じて改良・改変して利用する場合も増えてきている。さらに、食品・食料は、食品廃棄物、生態系保護、食糧資源の保護、農業生産など、様々な地球環境に関わる問題と複雑に絡みあっている。そこで、この授業では、食品資源学、食品環境学およびバイオテクノロジー分野の文献を講読し、その問題点を理解するとともに、研究の方法や展開の方法を学ぶ。

学習目標・到達目標

地球上にある限りある生物資源を、私たちは食料としている。基本的に私たちは、他の生命を犠牲にして生活している従属生命体である。このことを前提に、現在の地球環境や農業、漁業などの生産性など、様々な事象を通じて、食の問題点を等して見つめ直し、今後の研究への展開を探る。

準備学習

現在の「食」には、様々な問題があります。環境変化や食料生産、人口、さらには食べ残しや、食品偽装、食品で起きる危害、いろいろな問題点を通して、これからの「食」を考えてください。

評価方法その他

出席40%、レポート60%の総合評価。

週 テーマ・授業目標等

- 1 食品資源学概説
- 2 食料資源学に関する論文の講読と解説(1)
- 3 食料資源学に関する論文の講読と解説(2)
- 4 食料資源学に関する論文の講読と解説(3)
- 5 食料資源学に関する論文の講読と解説(4)
- 6 食品環境学概説
- 7 食品環境学に関する論文の講読と解説(1)
- 8 食品環境学に関する論文の講読と解説(2)
- 9 食品環境学に関する論文の講読と解説(3)
- 10 バイオテクノロジー概説
- 11 バイオテクノロジーに関する論文の講読と解説(1)
- 12 バイオテクノロジーに関する論文の講読と解説(2)
- 13 バイオテクノロジーに関する論文の講読と解説(3)
- 14 バイオテクノロジーに関する論文の講読と解説(4)
- 15 まとめ

使用教科書名

指示した文献を入手して利用してもらいます。また、適宜、補足資料を配付します。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

ヒトにおける食生活の重要性は、食品の第二次機能に代表されるように、健康の維持・増進を目標とするQuality of lifeの向上にある。本講義は、生命を維持する栄養素、健康増進のための食品成分の機能について最近のトピックスを含めて解説するとともに、これらの基礎的知識を栄養教育領域へと発展させて考える。

学習目標・到達目標

食品の第二次機能(生体調節機能)に着目して商品設計されている、いわゆる健康食品から法的に整備されている保健機能食品について、その利点と欠点を的確に理解する。

準備学習

現在上市されている特定保健用食品など、食品成分の機能性について様々な情報入手のためのツールを用いて調査し、判断できることが望ましい。

評価方法その他

レポート(50%)、平常点(50%)
(平常点は授業への参加状況・理解度で総合的に判断する)

週 テーマ・授業目標等

1. 食品の機能性研究の概要1
2. 食品の機能性研究の概要2
3. 食品の表示制度(JAS法、食品衛生法、健康増進法、景表法)
4. 保健機能食品制度(栄養機能食品)
5. 保健機能食品制度(特定保健用食品)
6. 機能性を有する食品成分(難消化性糖質)
7. 機能性を有する食品成分(脂肪酸・ステロール)
8. 機能性を有する食品成分(タンパク質・ペプチド)
9. 機能性を有する食品成分(ポリフェノール)
10. 機能性を有する食品成分(ミネラル)
11. 機能性を有する食品成分(その他)
12. いわゆる健康食品1
13. いわゆる健康食品2
14. 海外の食品表示の概要
15. まとめ

使用教科書名

プリントを配布

授業科目概要・教育目的（履修条件）

ライフステージ別の栄養学とそれに関連した病態について学習し、各段階における栄養学的問題の理解を深め、実際に役に立つ知識を身につける。成長、発達、生活習慣病に関して含めて取り上げる。授乳期、離乳と食事アレルギー、幼児期の食育、学童期から思春期にいたる成長期における諸問題、成人期における生活習慣病、更年期、高齢者などの栄養学的問題につき理解を深める。

学習目標・到達目標

ライフステージ全般における栄養と生活習慣病の関係について、正しく理解し、栄養指導などに的確に応用する素養を身につける。

準備学習

ライフステージ別の栄養管理を考えていきます。病態栄養学、食品調理学などに関心のある方の受講を希望します。

評価方法その他

平常点(40%)、試験(60%)

週 テーマ・授業目標等

1. 乳児期の栄養と離乳食
2. 学童期から思春期における成長発達と栄養管理
3. 学童期から思春期における食育上の問題について
4. 小児肥満症、小児メタボリックシンドローム
5. スポーツと栄養:成長期のスポーツと健康
6. 妊産婦の栄養管理
7. 生活習慣病と栄養管理(1)
8. 生活習慣病と栄養管理(2)
9. 生活習慣病と栄養管理(3)
10. 消化器疾患と栄養管理
11. 腎疾患と栄養管理
12. 更年期の病態生理、栄養学的問題
13. 高齢期の身体・精神的変化および栄養とQOL
14. 高齢者の栄養管理
15. 嚥下障害と栄養補給方法
16. 試験(口頭試験)

使用教科書名

適宜資料を配付

授業科目概要・教育目的（履修条件）

集団の栄養問題、社会ニーズを把握するために、公衆栄養学の観点から地域診断を行い、それに基づいて学校を拠点に組み込んだ地域栄養計画策定の方法論を学ぶことができる科目である。社会資源との連携(家庭・地域住民参加)科学的根拠に基づいた計画・実施、個人アプローチと環境アプローチの組合せ、評価計画の作成等を進めていく。

学習目標・到達目標

公衆栄養学の観点から地域診断を行い、対象者のニーズアセスメントの手法を身につけ、それに基づいて学校を拠点に組み込んだ地域栄養計画策定を、学校での食に関する計画も視野に入れながら考案できる力を修得する。

準備学習**評価方法その他**

出席状況(20%)、レポート(80%)で総合的評価します

週 テーマ・授業目標等

1. ヘルスプロモーションにおける地域栄養計画の必要性
2. 国の政策と地域の栄養計画
3. 地域栄養計画の策定手順と体制づくり
4. 家庭や地域の社会資源の活用と合意形成
5. グループインタビュー法を用いた社会診断
6. 既存資料の収集と、児童・生徒の健康課題の抽出
7. 質問紙法を用いた児童・生徒のQOL、健康課題に関連する食行動・態度・知識等
8. 優先課題の抽出と目標設定の診断
9. 事業計画への展開
10. 事業評価
11. 学校を拠点とした地域栄養計画と事業の事例1
12. 学校を拠点とした地域栄養計画と事業の事例2
13. 学校を拠点とした地域栄養計画と事業の事例3
14. 学校を拠点とした地域栄養計画と事業の事例3
15. まとめ

使用教科書名

授業科目概要・教育目的（履修条件）

英文論文抄読により栄養学の理論体系について学ぶ。同時に、文献で用いられている動物実験やヒトを対象とした介入研究および調査的研究とそれらのデータ解析法を理解し、実践研究能力を養う。また、Evidence-based Nutritionに基づいた国内外の食・栄養施策についても解説する。

学習目標・到達目標

現象を的確に捉え、結果を解析して評価を行う能力を修得する。特に、文献の調査法とデータの統計解析法を取得した上で、栄養学領域における研究の実際を学ぶ。

準備学習

英語文献を読解する能力が必要となる。日常的にできるだけ多くの英語論文にふれることを希望する。

評価方法その他

レポート(50%)と平常点(50%)
(平常点は授業への参加状況・理解度で総合的に判断する)

週 テーマ・授業目標等

- 1 食・栄養の評価法に関する論文の抄読と解説
- 2 食・栄養の評価法に関する論文の抄読と解説
- 3 食・栄養の評価法に関する論文の抄読と解説
- 4 食・栄養の評価法に関する論文の抄読と解説
- 5 食・栄養の評価法に関する論文の抄読と解説
- 6 食・栄養の評価法に関する論文の抄読と解説
- 7 食・栄養の実践把握に関する論文の抄読と解説
- 8 食・栄養の実践把握に関する論文の抄読と解説
- 9 食・栄養の実践把握に関する論文の抄読と解説
- 10 食・栄養の実践把握に関する論文の抄読と解説
- 11 食・栄養の実践把握に関する論文の抄読と解説
- 12 食・栄養をめぐる研究の動向
- 13 食・栄養をめぐる研究の動向
- 14 食・栄養をめぐる研究の動向
- 15 まとめ

使用教科書名

プリントを配布

授業科目概要・教育目的（履修条件）

栄養教育の研究は、人が十分な成長を遂げ、健康的な生活と健康の維持・増進を目的に、食生活および生活活動全体のあり方を探求しつつ、対象者に最適で効果的な栄養教育の方法を研究することにある。栄養教育特論では、対象別に特性を把握することの重要性を学び、科学的かつ実践的な教育計画について理論的に学ぶ。特に、「健康づくりのための理論と応用」を検討するに当たっては、行動科学の用い方を学ぶ。

学習目標・到達目標

現代の健康・栄養教育の目指す方向性を、社会・地域・集団・個人などの立場から見極め(ニーズ)、現生活の実態を可能な限り把握し(アセスメント)、適切な改善策が提案でき(プランニング)、教育の実施方法と実施(ドゥー)に対する評価(シー)という健康・栄養教育に必要な基本的な手順を理解できる。また、ライフステージ別における各進行過程から生じる課題を適格に捉えることができる。

準備学習**評価方法その他**

授業への参加等20%、レポート等の総合評価80%

週 テーマ・授業目標等

- 1 健康教育と栄養教育
- 2 栄養教育の意義
- 3 人間の食行動と教育
- 4 食育と教育学
- 5 子供たちの発達と食育
- 6 学童・思春期の発達と食育
- 7 成人期の身体と栄養教育特性
- 8 成人期の身体と栄養教育特性
- 9 臨床における身体と栄養教育特性
- 10 栄養教育の教育計画
- 11 栄養教育と行動科学
- 12 教育の評価
- 13 栄養教育の教育評価
- 14 栄養教育の教育評価事例-1
- 15 栄養教育の教育評価事例-2
- 16 まとめ

使用教科書名

特に定めない

授業科目概要・教育目的（履修条件）

対象特性別に最適でより有効的な栄養教育の方法を学ぶ。栄養教育の実践例を参考に考察し理解を深める。また、実践可能な具体性に富む教育計画の立案方法、および教育の実施方法について学ぶ。また、教育効果を高める教材についても検討する。さらに、邦文・英文誌の論文抄読・考察を通じて、栄養教育学の研究方法についても学ぶ。

学習目標・到達目標

実際に実施された実践例について、なぜその対象者にその計画・方法が用いられたのか、また、その方法がより有効だったのか等の考察ができる。ライフステージ別や、対象者特性別などにおける健康・栄養教育の事例を客観的かつ理論的に評価できる。さらに、テーマに従って改善プランが立てられる。

準備学習**評価方法その他**

授業への参加状況等10%、レポート等提出物の評価90%

週 テーマ・授業目標等

- 1 栄養教育における対象者把握の方法-I
- 2 栄養教育における対象者把握の実例-II
- 3 栄養教育の実施方法
- 4 栄養教育の実例-I
- 5 栄養教育の実例-II
- 6 栄養教育の評価-I
- 7 栄養教育の評価-II
- 8 栄養教育の評価-III
- 9 邦文誌の論文抄読・考察
- 10 邦文誌の論文抄読・考察
- 11 邦文誌の論文抄読・考察
- 12 英文誌の論文抄読・考察
- 13 英文誌の論文抄読・考察
- 14 英文誌の論文抄読・考察
- 15 まとめ

使用教科書名

特になし

授業科目概要・教育目的（履修条件）

乳幼児期から成人・高齢者までの人生のライフステージの特徴に応じて、食・栄養教育の多様な展開のあり方を探求する。複数の海外論文をもとに、食・栄養教育のプログラムとその評価を比較検討する。特に平成21年度フードサービスを活用した栄養教育に関する文献講読を行う。

学習目標・到達目標**準備学習****評価方法その他**

出席・態度(10%)、課題(50%)、レポート(40%)等の総合評価

週 テーマ・授業目標等

- 1 食・栄養教育の実践活動の分析の意義
 - 2 フードサービスを活用したライフステージ別の食・栄養教育の特徴
 - 3 海外文献購読 1
 - 4 " 2
 - 5 " 3
 - 6 " 4
 - 7 " 5
 - 8 " 6
 - 9 " 7
 - 10 " 8
 - 11 食・栄養教育プログラムの比較検討 1
 - 12 " 2
 - 13 " 3
 - 14 " 4
 - 15 まとめ
- 使用教科書名**
特に使用しない

授業科目概要・教育目的（履修条件）

「生化学」と「分子生物学」は「食」と「栄養」に関する学問領域、すなわち食品学、調理学、栄養生理学、臨床医学のみならず、最近では栄養疫学や、食文化論等の領域にも役立てられている。本授業科目は、本大学院における「食」と「栄養」に関する研究の実施に必要な生化学・分子生物学の基礎的な知識を、その研究のテーマに関連した生化学・分子生物学の教科書、参考書、総説等を選択し講読することを通して教育することを目的としている。

学習目標・到達目標

本大学院において食生活や栄養に関係する研究に取り組もうとしている、あるいは取り組みつつある受講者に、その研究の実施にあたって必須の、あるいは役立つ生化学・分子生物学の基礎的な知識を教育することを目標とする。

従って、授業内容は、受講者の研究内容によって重点が異なる。学習目標、あるいは到達目標をいかなる点におくか、またそのためにはどのような教材を用いるかは、受講者との十分な意見交換と協議の上で決定する。

準備学習

「生化学」と問いただけで敬遠せず、受講者の知識のレベルにあわせて授業を行います。「準備学習」の心配は不要。「食」「栄養」の分野の方に限らず、ダイエット、サプリメント、遺伝子組み換え食品などに興味のある方歓迎。「食」と「栄養」とは生きるための基本であり、「生化学・分子生物学」は「食」と「栄養」に関する学問の基礎です。「食嗜好」や「食文化」も、その基礎に「生化学」的な問題が横たわっています。

評価方法その他

レポート(100%)

週 テーマ・授業目標等

1. 受講者との対話。内容は受講者による研究テーマの提示とそれに関する意見交換、及び、授業内容に対する受講者の要望の聴取。

2. 第一週の意見交換の結果をもとに、講読すべき教科書、参考書、総説等の候補を受講者に提示し、意見交換のうえ教材とする文献を決定する。

3. 文献の講読・解説・討論(1)

4. 文献の講読・解説・討論(2)

5. 文献の講読・解説・討論(3)

6. 文献の講読・解説・討論(4)

7. 文献の講読・解説・討論(5)

8. 文献の講読・解説・討論(6)

9. 文献の講読・解説・討論(7)

10. 文献の講読・解説・討論(8)

11. 文献の講読・解説・討論(9)

12. 文献の講読・解説・討論(10)

13. 文献の講読・解説・討論(11)

14. 文献の講読・解説・討論(12)

15. 文献の講読・解説・討論(13)

使用教科書名

受講者が目指す研究の内容に適合した教科書を選択する。基本的な知識を得るための教科書としては、管理栄養士講座 生化学・分子生物学(第二版)伊東蘆一他編 建帛社。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

「生化学」と「分子生物学」は「食」と「栄養」に関する学問領域、すなわち食品学、調理学、栄養生理学、臨床医学のみならず、最近では栄養疫学や、食文化論等の領域にも役立てられている。本授業科目は、本大学院における「食」と「栄養」に関する研究の実施に必要な生化学・分子生物学の基礎的あるいは先端的な知識を、その研究のテーマに関連した生化学・分子生物学の優れた先行研究を選択し講読することを通して教育することを目的としている。

学習目標・到達目標

食生活や栄養の分野に関連する研究に取り組もうとしている、あるいは取り組みつつある受講者に、その研究の実施、あるいは修士論文の執筆にあたって必要となる生化学・分子生物学の知識を、関連分野における優れた論文を講読することによって獲得せしめることを目標とする。従って、いかなる論文を講読するかは受講者の研究内容によって異なる。教材として取り上げる論文の選択にあたっては、受講者との十分な意見交換と協議の上で決定する。

準備学習

「生化学」と問いただけで敬遠しないで受講者の知識のレベルにあわせて授業を行い、「準備学習」の心配は不要。「食」や「栄養」の研究を目指そうとする方に限らず、ダイエット、サプリメント、遺伝子組み換え食品などに興味のある方歓迎。「食」と「栄養」とは生きるための基本。「生化学」と「分子生物学」は「食」と「栄養」に関する学問の基礎。「好き嫌い」や「食文化」もその基礎に「生化学」的な問題が横たわって

評価方法その他

レポート(100%)

週 テーマ・授業目標等

1. 受講者との対話。内容は受講者が取り組む研究テーマの提示とそれに関する意見交換、及び、授業内容に対する受講者の要望の聴取。

2. 第一週の意見交換の結果をもとに、講読すべき先行研究の論文の検索・選択方法の検討、選択した論文の講読実施方法に関する受講者の希望聴取と意見交換に基づき、講読実施方法を決定する。

3. 文献の講読・解説・討論(1)

4. 文献の講読・解説・討論(2)

5. 文献の講読・解説・討論(3)

6. 文献の講読・解説・討論(4)

7. 文献の講読・解説・討論(5)

8. 文献の講読・解説・討論(6)

9. 文献の講読・解説・討論(7)

10. 文献の講読・解説・討論(8)

11. 文献の講読・解説・討論(9)

12. 文献の講読・解説・討論(10)

13. 文献の講読・解説・討論(11)

14. 文献の講読・解説・討論(12)

15. 文献の講読・解説・討論(13)

使用教科書名

受講者が目指す研究の内容に関連する先行研究の論文の中から特にすぐれたものを選択する。生化学・分子生物学に関する基本的な知識を得るための教科書としては、管理栄養士講座 生化学・分子生物学 伊東蘆一他編 建帛社。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

発達生物学、特に栄養学とそれに関連した病態生理について学習し、各段階における問題点に理解を深め、実際に役に立つ知識を身につける。成長、発達、生活習慣病に関して、エビデンス的な側面も含めて取り上げる。周産期における母体の栄養と児の発達にかかわる問題、新生児の未熟性、授乳期および母乳栄養や離乳の生理学的問題と食事アレルギー、幼児期の食育と生活習慣病、学童期から思春期にいたる成長期における諸問題、成人期、更年期、高齢者などのライフステージにおける生理学的問題や生活習慣病につき理解を深める。

学習目標・到達目標

ライフステージ全般における病態生理と生活習慣病の関係について、正しく理解し、管理栄養士としての幅広い活動に的確に応用する素養を身につける。

準備学習

健康形成論講座において研究を推進していくために必要な医学的知識について、学習者が積極的に探求していく姿勢が欲しい。そのような要望に対しては最大限に答えるように指導していく方針である。

評価方法その他

平常の授業中の評価(50%)、口頭試問による評価(50%)

週 テーマ・授業目標等

1. 妊娠期、分娩、産褥期の病態生理と栄養
2. 周産期におけるエビデンスティックとしての母体と胎児、生活習慣病の関連性
3. 正常新生児、未熟児、新生児の病態生理と合併症の問題
4. 母乳および調製粉乳の生化学と母乳栄養と人工栄養の病態生理学
5. 乳児期の栄養、離乳食、食事アレルギーに関連した病態生理学
6. 幼児期の生理学的発達。特にアディポシティ・リバウンドに注目して
7. 学童期から思春期における成長発達の病態生理
8. 学童期から思春期における病態生理と食育上の問題
9. 小児肥満症、小児メタボリックシンドローム
10. 小児の1型糖尿病の病態生理とサマーキャンプの実態
11. 運動生理学と栄養の関係
12. 成人期の生活習慣と生活習慣病の病態生理
13. 生活習慣病におけるアディポサイトカインなどの生理活性因子の変動
14. 更年期の病態生理、栄養学的問題と、小児期からの栄養対策について
15. 老化の病態生理と高齢期における身体・精神的変化
16. 試験(口頭試問)

使用教科書名

適宜資料を配付

授業科目概要・教育目的（履修条件）

解剖生理学や病理学・臨床栄養学・応用栄養学で学んだ知識を基礎として、生理学に関する幾つかの論文の抄読を行う予定である。扱う論文の内容は、循環器系生理学、循環器発生学、循環器病態学と栄養との関連に関する基礎的なものから専門的なものにおよぶ。成人ばかりでなく小児期の生理・栄養等についても学習する。論文に触れることにより論文の形式の習得も目標の一つとする。

学習目標・到達目標

生理学の中でも特に循環器系を中心に、新生児から成人までを対象として、基礎から応用まで幅広い知識を養うことを目標とする。

準備学習

栄養がいかにか我々の生理や疾患病理に関与するか、最新の論文を読みながら学んでいきましょう。また、原著論文に触れることによって、論文の書き方についても習得していきましょう。

評価方法その他

出席状況50%とレポート50%

週 テーマ・授業目標等

- 1 生理学の基礎
- 2 循環器系の基礎生理学
- 3 循環器発生学と先天性心血管疾患
- 4 生理学と栄養に関する基礎論文抄読1
- 5 生理学と栄養に関する基礎論文抄読2
- 6 生理学と栄養に関する基礎論文抄読3
- 7 小児生理学と栄養に関する基礎論文抄読1
- 8 小児生理学と栄養に関する基礎論文抄読2
- 9 老年期生理学と栄養に関する基礎論文抄読
- 10 循環器発生学と栄養に関する基礎論文抄読1
- 11 循環器発生学と栄養に関する基礎論文抄読2
- 12 循環器発生学と栄養に関する基礎論文抄読3
- 13 先天性心血管疾患発症と栄養に関する論文抄読1
- 14 先天性心血管疾患発症と栄養に関する論文抄読2
- 15 先天性心血管疾患発症と栄養に関する論文抄読3

使用教科書名

特になし(授業で論文を配布)。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

わが国の健康管理上の最大の課題は生活習慣病予防である。成人のみならず、小児においても看過できない状態である。この根幹は、(1)正しい食事、(2)適度の運動および(3)休養(ストレスコントロール)、及び、それらを実現するための(4)生活環境、(5)社会環境の改善等である。近年、ライフスタイルが著しく変化し、これに伴い上記の対応は必ずしも容易ではない。現代のライフスタイルを考慮した健康管理法の検討は急務であり、これらを健康日本21という我が国の政策課題、及び、WHOのヘルス・プロモーション、ユニバーサル・ヘルス、NCDという国連の対策等に焦点を当てて討議していく。

学習目標・到達目標

健康管理の現代的課題を、国内、国外の具体的なテーマを設定し、学ぶ。

準備学習

公衆衛生学の基本的な知識を前提とする。文献講読のため、予習と復習により、発表できる程度に知識の整理の準備が必要。

評価方法その他

平常点(60点)とレポート(40点)

週 テーマ・授業目標等

- 1 健康管理の歴史と概念
- 2 健康福祉政策の理論と実際
- 3 プライマリ・ヘルス・ケアについて
- 4 ヘルスプロモーションについて
- 5 公衆衛生の科学、政策、技術、倫理
- 6 公衆衛生と感染症、人権
- 7 公衆衛生の理念と社会保障について
- 8 いのちのケア、ターミナル・ケアから社会保障
- 9 メタボリックシンドローム
- 10.健康日本21
- 11.健康日本21の数値目標
12. NCD
13. 地域食育・公衆衛生活動
14. ヘルス・プロモーション
15. ユニバーサル・ケア

使用教科書名

松田正己編、グローバル化・健康福祉政策と公衆衛生・倫理—現代公衆衛生学第2版、クオリティケア、2013

授業科目概要・教育目的（履修条件）

わが国の健康管理の課題は生活習慣病予防である。生活習慣病は低年齢化し小児においても看過できない状態である。この根幹は、(1)正しい食生活、(2)適度の運動、(3)休養(ストレスコントロール)及び、それらを実現するための(4)生活環境、(5)社会環境の改善等である。近年、ライフスタイルが著しく変化し、これにともない上記の対応は必ずしも容易ではない。現代のライフスタイルを考慮した健康管理法の検討は急務である。これに関する論文(英文)の抄読と討論をし、その過程で健康管理の方法を学習する。

学習目標・到達目標

健康管理の具体的な方法を学ぶ。

準備学習

公衆衛生学の基本的な知識を前提とする。文献講読のため、予習と復習により、発表できる程度に知識の整理の準備が必要。

評価方法その他

平常点(60点)とレポート(40点)

週 テーマ・授業目標等

1. (英文)論文抄読と討論
2. "
3. "
4. "
5. "
6. "
7. "
8. "
9. "
10. "
11. "
12. "
13. "
14. "
15. "

使用教科書名

WHOの文献、アメリカ公衆衛生学雑誌等をよむ。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

ストレス関連症状・疾患について、前半ではそのメカニズムや症状の特色等について知識を中心に論じる。後半では文献等の輪読を中心に、現代社会における「健康」とは何かについて理解を深めたい。生活習慣病やストレス関連疾患の予防や治療に関し、日常における食生活習慣やライフスタイルの視点をふまえて論議する。履修するには、生理学と心理学の統合(学部開講科目の心理学a,bおよび生理心理学)の知識を有していること。

学習目標・到達目標

新たな知識・情報を学習し日常生活場面への活用も考える。

準備学習

心理学の学習理論、認知の理論、生理心理学の神経システム、脳科学、免疫機能等の基礎知識を有していること。

評価方法その他

レポート70%、平常点(出席・コメント等の参加度)30%

週 テーマ・授業目標等

- 第1週 イントロダクション
- 第2週 心と身体の関係1(西洋医学の視点)
- 第3週 心と身体の関係2(東洋医学の視点)
- 第4週 ストレス学説
- 第5週 自律神経と心身の症状
- 第6週 神経伝達物質と心身の状態1(カテコールアミンなど)
- 第7週 神経伝達物質と心身の状態2(セロトニンなど)
- 第8週 ストレスの測定(アミラーゼなど)
- 第9週 心理療法との関係について
- 第10週 論文等の輪読
- 第11週 論文等の輪読
- 第12週 論文等の輪読
- 第13週 論文等の輪読
- 第14週 論文等の輪読
- 第15週 まとめ

使用教科書名**授業科目概要・教育目的（履修条件）**

小児期の保健と健康管理について学ぶ。小児期の身体的、精神的、成長と発達および、小児期に特徴的な疾患について、ある程度専門的なレベルで重点的に学習する。小児の養育に関わる上で、指導的な立場として概観できる養育を身につける。

学習目標・到達目標

小児保健学のうち、特に重要な部分について、大学院研究科にふさわしいレベルの理解を得ることを目標とする。

準備学習

小児の成長発達について理解するために、自ら課題を設けて積極的な学習を行うことを望んでいる。長い小児科臨床経験から引き出せる知識を最大限に吸収して欲しい。

評価方法その他

平常の授業中の評価(50%)、口頭試問(50%)で評価する。

週 テーマ・授業目標等

1. 小児の身体発育
2. 小児の生理機能
3. 小児の運動機能
4. 小児の精神発達
5. 周産期、新生児期の問題点(未熟児、エピジェネティクを含む)
6. 乳児期、学童期の栄養と成長
7. 思春期の成長、栄養と問題点
8. 事故と応急処置
9. 感染症と予防接種
10. 小児期の病気:感染症・下痢・アレルギー疾患、消化器病
11. 小児期の病気:呼吸循環器・血液・腎臓・内分泌・代謝病
12. 小児期の病気:皮膚・運動器・感覚器の病気・悪性腫瘍・川崎病など
13. 小児の病気:神経精神疾患(ダウン症を含む)
14. 小児の病気:学習障害・発達障害など
15. 小児の虐待とその対応法
16. 試験(口頭試問)

使用教科書名

子どもの保健(第4版)/荻野悟郎編/診断と治療社/2014年
他に適宜配付資料を用いて授業を行う。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

被服教育における婦人原型の製図法について、明治期の導入から現在までの約100年余りの洋装・既製服の普及などの社会現象や、雑誌・教科書などを資料にして、その発達の変化を考察する。

学習目標・到達目標

一般的な衣服制作に使用される婦人原型の製図法について、その変遷を学ぶ。

準備学習

婦人原型の、「製図」を歴史的にみることに興味のある人、「製図」を描くことが嫌いでない人に向いているでしょう。

評価方法その他

出席:40%、課題:30%、期末レポート:30%

週 テーマ・授業目標等

1. 婦人原型についてのオリエンテーション
2. 明治期における洋装
3. 明治期における洋服パターン(実習)
4. 大正期～第二次大戦中の洋装
5. 大正期～第二次大戦中の原型製図
6. 第二次大戦後～1960年代の洋裁ブーム、既製服普及
7. 第二次大戦後～1960年代の婦人原型
8. 1970年代～1990年代の人体計測研究、婦人原型研究
9. 1970年代～1990年代の婦人原型
10. 2000年代の婦人原型
11. 婦人原型製図の実習
12. 婦人原型製図の実習
13. 婦人原型製図の実習
14. 立体裁断法による婦人原型制作の実習
15. 婦人原型の製図法と立体裁断法(まとめ)

使用教科書名

プリント配布

授業科目概要・教育目的（履修条件）

衣服の設計、着装、衣服行動について、主に着用者の側面からの基本的事項の理解を定着させながら、現代の人間生活に究明が求められる問題点について考察する。

学習目標・到達目標

衣服の設計、着装、衣服行動に関して究明が求められる課題に対し、基本となる知識を統合的に的確に応用発展させる力をつける。

準備学習

衣服を着用する「ヒト」の立場から衣服設計を考えていく。人間生活に欠かせない「衣服」について意欲的に取り組むことで、問題発見、批判的思考を行いながら、問題解決に向けていく実力を養ってほしい。

評価方法その他

平常点(授業参加、課題発表など):50%
学期末レポート:50%

週 テーマ・授業目標等

1. 平面製図の特性
2. 平面製図のデザイン展開
3. 立体裁断の特性
4. 立体裁断のデザイン展開
5. オートクチュールのテクニック
6. オートクチュールのデザイン
7. 独創的なデザイン展開(実習を含む)
8. 着心地・使い心地(1)衣服を通しての熱・水分移動
9. 着心地・使い心地(2)衣服圧・人体拘束
10. 着心地・使い心地(3)皮膚の衛生
11. 着心地・使い心地(4)衣服素材の特性との関係
12. 着用者に適応した衣服(実習を含む)(1)ゆとり量
13. 着用者に適応した衣服(実習を含む)(2)開きの位置・大きさ
14. 着用者に適応した衣服(実習を含む)(3)衣服素材
15. まとめ

使用教科書名

受講者と相談の上で決定する。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

衣生活の素材としての各種繊維・高分子材料の構造と物性について、繊維の染着現象を通して講述する(安藤)
 快適な衣生活を支える衣服の管理について、特に洗浄の科学を論述し、省資源・省エネルギー・環境負荷低減の視点で考察する(藤居)

学習目標・到達目標

繊維を形成する高分子化合物の分子鎖配列と性質との相関を染着現象を通して理解する事を目的とする。(安藤)
 衣類を中心とした洗浄について、特に水系洗浄・洗剤の科学のメカニズムを理解し、時代のニーズに応じた洗濯について多角的に理解し、考察できる能力を養う(藤居)

準備学習**評価方法その他**

レポートと毎回のディスカッションによる平常点を総合的に評価する

週 テーマ・授業目標等

1. "Influence of Fiber Structure on Dye Uptake" Introduction(安藤)
2. Folded-chain and Fringed micelle model of fiber structure(安藤)
3. Glass transition temperature in fibers(安藤)
4. Diffusion of dyes in fibers(安藤)
5. Relation between chemical structure of fibers and water absorptivity(安藤)
6. Drawing effect of fibers 1(安藤)
7. Drawing effect of fibers 2(安藤)
8. 「洗浄・洗剤の科学」序説―衣類を中心に―(藤居)
9. 汚れの付着機構(藤居)
10. 水系洗浄の科学1(衣料用洗剤の役割と機能)(藤居)
11. 水系洗浄の科学2(洗浄のメカニズム)(藤居)
12. 水系洗浄の科学3(ビルダー、酵素等の役割と機能)(藤居)
13. 水系洗浄の科学4(洗浄・洗剤の課題と今後の展望)(藤居)
14. 非水系洗浄の科学(藤居)
15. まとめ

使用教科書名**授業科目概要・教育目的（履修条件）**

住環境に関わる問題を多角的にとり上げ、正しい認識のもとに今後の計画の方向を見極める。基本的な問題として、環境汚染、開発と保存等があり、更に具体的な問題としてリサイクルと省エネルギー、ごみ処理システム、バリアフリー、都市内交通システム、住宅流通システム、福祉老人問題等があげられる。また、これらを統合したかたちで、近隣コミュニティの質を議論し、現代の新しいコミュニティの姿を提案していきたい。

学習目標・到達目標**準備学習****評価方法その他**

出席及び課題レポートで総合評価する。

週 テーマ・授業目標等

1. 環境の定義、計画対象としての環境 計画条件としての環境
2. 環境と公害 環境問題のマッピング
3. 地球温暖化と異常気象
4. 住環境の視点 経済効率の視点
5. 環境としての土地問題、敷地の狭小化と住宅の狭小化
6. 屋外環境 敷地の利用効率 エクステリアデザイン
7. 町並みとしての環境 共用空間としての環境(コミュニティの環境) 土地
8. 価格と町並み
9. 樹木の効用 ガーデンファニチュア ストリートファニチュア 街路灯
10. バリアフリーデザイン ハートビル法 住民協定
11. ライフスタイルと住環境
12. 都市的便性と住環境 保存と開発 都市の公共施設のあり方
13. 住宅地の環境と変化 グローバルな変化とローカルな抵抗
14. 事例研究一
15. 事例研究二

使用教科書名

授業科目概要・教育目的（履修条件）

耐震構造設計論、曲面構造設計論を中心に、構造計画・設計、および、構法計画・施工技術の現状と開発動向に言及する。住宅建築、種々の施設、建造物について、具体例を参照しつつ、構造形式とその造形的意図、建設工事における技術的問題を講述する。

学習目標・到達目標

構造物の強度・力学特性と造形的な意図について、先進的な知識を積極的に吸収する力を培う

準備学習**評価方法その他**

出席(30%)、期末レポート(70%)にて評価する。

週 テーマ・授業目標等

(曲面構造設計論)

- 1 ドーム屋根の力学的特徴と内部空間
- 2 ・事例:曲面構造の施工について
- 3 板構造とシェル構造:力学的特徴と内部空間
- 4 ・事例:壁式構造集合住宅、弾性たわみ曲面屋根他
- 5 ・ "
- 6 鉄骨トラスとスペースフレーム:力学的特徴と空間デザイン
- 7 ・事例:体育館、公園施設他
- 8 ・事例:アトリウム他
- 9 (耐震構造設計論)-概論:導入講義
- 10 ラーメン構造とチューブ構造:力学的特徴と内部空間
- 11 ・事例:RC造、SRC造集合住宅
- 12 ・事例:鉄骨造事務所ビル
- 13 ・ "
- 14 木造軸組構造、土壁構造:大工仕事と、力学的特徴
- 15 ・事例:古建築の再生工事

使用教科書名**授業科目概要・教育目的（履修条件）**

生活用具・生活空間のデザインに関する歴史的な課題または今日的課題をテーマとして設定し、文献・資料類の輪読を行いながら、デザインの発想を抽出・分類し、その概念化について考察する。

学習目標・到達目標**準備学習****評価方法その他**

出席30%、参加の積極性20%、概要の作成法20%、レポート30%

週 テーマ・授業目標等

1. イントロダクション
2. テーマ設定, 文献・資料調査(1)
3. 文献・資料調査(2), (必要に応じて)資料複写
4. 文献・資料調査(3), (必要に応じて)資料複写, 輪読分担
5. 概要作成方法
6. 輪読と討議(1)
7. 輪読と討議(2)
8. 輪読と討議(3)
9. 中間レポート
10. 輪読と討議(4)
11. 輪読と討議(5)
12. 輪読と討議(6)
13. 輪読と討議(7)
14. まとめへ向けての討議とプレゼンテーション資料の作成
15. まとめ, レポート作成

使用教科書名

授業科目概要・教育目的（履修条件）

歴史的建造物の保存・活用に至る過程について学んでいく。調査対象の選定、文献調査のすすめ方、現地での実測調査の手法、文化財的価値の位置づけ、保存・活用の提案を、歴史的建造物の文化財申請に関わる手続き等に準じながら、学習する。授業では、できるだけ多くの先行事例にふれることで、さまざまな事例に対処できる能力を付けていく。最終的には、具体的な歴史的建造物に関して、活用しながら後世に残す手法を提案する。なお、対象とする建造物または都市は、履修者と相談して決定する。

学習目標・到達目標

歴史的な都市およびそこに建つ歴史的建造物を調査(文献調査・建物調査)の手法を学ぶ。また、都市および建造物の価値を位置づけるために、どのような調査が必要かを検討する。さらに、これら歴史遺産を後世に伝えていくための保存・活用について学習していく。具体的な歴史遺産について、これらを利用した町づくりが提案できるようになることを目標とする。

準備学習

建築保存を通して、わが国の伝統を学ぶ授業です。事例をもとに、未来のまちづくりを考えていきます。

評価方法その他

平常点(授業への参加状況・提出物等で総合的に判断する:50%)および課題(50%)による

週 テーマ・授業目標等

- 1 イントロダクション
- 2 歴史的建造物の保存・活用の事例1
- 3 歴史的建造物の保存・活用の事例2
- 4 保存・活用のプロセス
- 5 文献調査の方法
- 6 歴史的建造物の実測調査の方法
- 7 実測演習
- 8 歴史的建造物の評価の視点
- 9 調査のまとめ
- 10 保存・活用に関わるさまざまな法規制
- 11 文化財建造物の修復のルール
- 12 町並み保存
- 13 保存・活用計画とは
- 14 保存・活用計画の立案
- 15 まとめ

使用教科書名

特に定めない

授業科目概要・教育目的（履修条件）

工芸産業の集中して立地する産地の実態や技術・経営上の課題を、資料購読および現地調査によって研究する。国の地場産業総合振興事業、地場産業モデル推進事業等に題材を求め、各事業の具体的な事業内容を实地に学ぶ。最後に、特定の産地を取り上げ、産地の形成・変容を背景に、その過程で中核的な企業が果たしてきた役割を解明し、現在、様々な問題に直面している当該産地に対する方向付けを探ること、新しい産地形成の方向について考察する。

学習目標・到達目標

第一に産地や地場産業に関する国の事業を通して、具体的な事業内容について、实地に学ぶ。第二に、特定の産地や地場産業について、現地調査を行い、調査研究レポートを作成する。

準備学習

工芸産業について、ある程度の知識を持っていると、より興味が深まることと思う。3回の現地調査により、体験を通して理解することになるが、その際の「事前の文献購読」、「現地調査の実施」、「調査レポートのまとめ」を行うことにより修論作成への一連のプロセスについての理解を高めて欲しい。

評価方法その他

フェーズ1の見学調査レポート(25%)、フェーズ2の見学調査レポート(25%)、フェーズ3の調査レポート(50%)の各レポートによって評価する。

週 テーマ・授業目標等

1. 地場産業総合振興事業について1(講義1)
2. 地場産業総合振興事業について2(講義2)
3. 地場産業総合振興事業について3(文献購読)
4. 地場産業総合振興事業について4(現地見学)
5. 地場産業総合振興事業について5(現地見学レポートの作成)【以上フェーズ1】
6. 地場産業モデル推進事業について1(講義1)
7. 地場産業モデル推進事業について2(講義2)
8. 地場産業モデル推進事業について3(文献購読)
9. 地場産業モデル推進事業について4(現地見学)
10. 地場産業モデル推進事業について5(現地見学レポートの作成)【以上フェーズ2】
11. 特定産地の動向1(講義1)
12. 特定産地の動向2(講義2)
13. 特定産地の動向3(文献購読)
14. 特定産地の動向4(現地調査)
15. 特定産地の動向5(現地調査レポートの作成)
16. 現地調査レポートの提出【以上フェーズ3】

使用教科書名

プリント配布。
プロジェクターの使用によって講義を進める。
産地紹介VTRおよびDVD視聴。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

情報メディアとはなにか、その実態とビジネスでの応用について概説する。
講義ではあるが、必要に応じてパソコン室を使用する演習的な内容も含む。

学習目標・到達目標

情報社会の現代、研究・仕事・生活において情報活用能力は必須である。
その中心は「情報メディア」であろう。
この授業では、2つの目的を持って講義を進める。
一つは情報メディアについてより深い知識を持つことである。
もう一つは、これらを駆使したビジネスの現状について理解を深めることである。

準備学習**評価方法その他**

出席状況と平常点を総合的に評価する。

週 テーマ・授業目標等

- 1.情報メディアについて
- 2.情報とメディア1
- 3.情報とメディア2
- 4.情報とメディア3
- 5.情報とメディア4
- 6.情報とメディア5
- 7.情報とメディア6
- 8.情報とメディア7
- 9.情報とメディア8
- 10.情報とメディア9
- 11.情報メディアとビジネス1
- 12.情報メディアとビジネス2
- 13.情報メディアとビジネス3
- 14.情報メディアとビジネス4
- 15.まとめ

使用教科書名

プリント配布

授業科目概要・教育目的（履修条件）

主要なマネジメント理論について、文献により概観し、発展的に現代の経済・経営問題について考察を深めていく。授業の進め方およびテーマなど具体的な内容については、受講生と相談の上、決める。

学習目標・到達目標

1. マネジメント理論の歴史的発展経緯を理解すること、を通じて、2. 組織観・人間観を確立すること、を目指し、そのことをもって、3. 全体状況の把握能力および判断力・行動力の涵養を図る。

準備学習**評価方法その他**

出席状況など平常点50%と発表・レポートなどの学習成果50%。

週 テーマ・授業目標等

1. ガイダンス
2. マネジメントの基本的課題
3. I. マネジメント理論の発展 ① 科学的管理法
4. " ② 管理過程論
5. " ③ 人間関係論
6. " ④ 行動科学理論
7. " ⑤ コンテンジェンシー理論
8. " ⑥ 戦略論
9. II. マネジメントの現代的課題 ① 財務問題
10. " ② 国際化の問題(競争環境とTPP)
11. " ③ " (空洞化の問題)
12. " ④ 雇用と労働の問題
13. " ⑤ イノベーションと業態革新
14. " ⑥ 経営モデル
15. 授業のまとめ

使用教科書名

開講時に相談の上、決める。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

各種の衣料素材の構造と物性、機能発現等についての文献や総説を購読し、具体的な問題についての理解を深める（安藤）
 水系洗浄に用いる洗剤中の界面活性剤・ビルダーの洗浄作用について、文献購読を通じ理解を深める（藤店）
 衣服の設計・着装に関する生体学的な文献を読み、衣環境と人体メカニズムとの関連性への理解を深める（植竹）

学習目標・到達目標

繊維を形成する高分子化合物の配列と性質の相関、染色系に置ける分子鎖の影響等の理解を深めることを目標とする（安藤）
 水系洗浄について、界面活性剤の汚れ除去に関するメカニズムや、洗浄性能に影響を及ぼす因子について理解を深める（藤店）
 人体に関わる衣環境について、生体学的な研究の実践力をつける（植竹）

準備学習**評価方法その他**

レポート(80%)および毎回のディスカッションによる平常点(20%)で総合的に評価する

週 テーマ・授業目標等

- 1 Introduction (安藤)
- 2 Annealing of fibers に関する文献購読と解説 1 (安藤)
- 3 Annealing of fibers に関する文献購読と解説 2 (安藤)
- 4 Annealing of fibers に関する文献購読と解説 3 (安藤)
- 5 Annealing of fibers に関する文献購読と解説 4 (安藤)
6. 水系洗浄における界面活性剤の汚れ除去機構に関する文献購読と解説(1) (藤店)
7. 水系洗浄における界面活性剤の汚れ除去機構に関する文献購読と解説(2) (藤店)
8. 水系洗浄における洗浄性能に影響を及ぼす因子に関する文献購読と解説(1) (藤店)
9. 水系洗浄における洗浄性能に影響を及ぼす因子に関する文献購読と解説(2) (藤店)
10. 水系洗浄における洗浄性能に影響を及ぼす因子に関する文献購読と解説(3) (藤店)
11. 衣服設計・着装に関する生体学的文献の購読1(植竹)
12. 衣服設計・着装に関する生体学的文献の購読2(植竹)
13. 衣服設計・着装に関する生体学的文献の購読3(植竹)
14. 衣服設計・着装に関する生体学的文献の購読4(植竹)
15. 衣服設計・着装に関する生体学的文献の購読5(植竹)

使用教科書名

随時、文献を選んで使用する

授業科目概要・教育目的（履修条件）

各種の衣料素材の構造と物性、機能発現等についての文献や総説を購読し、具体的な問題についての理解を深める（安藤）
 水系洗浄に用いる洗剤中の酵素・漂白剤・柔軟成分の作用について、文献購読を通じ理解を深める（藤店）
 衣服行動に関する文献を読み、現代の衣生活に求められる問題点、研究方法の理解を深める（植竹）

学習目標・到達目標

繊維を形成する高分子化合物の配列と性質の相関、染色系に置ける分子鎖の影響等の理解を深めることを目標とする（安藤）
 最近の洗剤について、多方面からアプローチできる視点と能力を身につけ、問題を見出し解決のための考え方や方法を提案し考察できる能力を養う（藤店）
 衣環境をとりまく諸要因に適応して衣生活を設計するための、問題解決能力をつける（植竹）

準備学習**評価方法その他**

レポート(80%)と毎回のディスカッションによる平常点(20%)を総合的に評価する

週 テーマ・授業目標等

- 1 Chemical modification に関する総説購読と解説 1 (安藤)
- 2 Chemical modification に関する総説購読と解説 2 (安藤)
- 3 Chemical modification に関する総説購読と解説 3 (安藤)
- 4 Chemical modification に関する総説購読と解説 4 (安藤)
- 5 Chemical modification に関する総説購読と解説 5 (安藤)
6. 洗剤に関する文献の購読と解説(藤店)
7. 洗剤中の酵素に関する文献の購読と解説(1) (藤店)
8. 洗剤中の酵素に関する文献の購読と解説(2) (藤店)
9. 洗剤中の漂白剤に関する文献の購読と解説(藤店)
10. 洗剤中の柔軟成分に関する文献の購読と解説(藤店)
11. 衣服行動に関する文献の購読(1) (植竹)
12. 衣服行動に関する文献の購読(2) (植竹)
13. 衣服行動に関する文献の購読(3) (植竹)
14. 衣服行動に関する文献の購読(4) (植竹)
15. 衣服行動に関する文献の購読(5) (植竹)

使用教科書名

随時、文献を選んで使用する

授業科目概要・教育目的（履修条件）

住環境計画特論、住環境設計特論、建築構法特論、デザイン概論、地域計画学特論、環境文化特論、工芸特論、マネジメント特論、情報メディア特論等の一部を学んだ上で、又は学びつつ、この演習を通して更に理解を深めるとともに、環境形成についての総合的理解を習得させようとするものである。
 このような授業内容とは別に、特定の「特論」領域に特化した授業を行うこともできるので、研究指導教員と相談の上、ガイダンス時に選択することが可能である。

学習目標・到達目標**準備学習**

研究指導教員と相談の上、授業内容を選択すること。

評価方法その他

出席50%、レポート50%

週 テーマ・授業目標等

- 1.ガイダンス、課題説明
- 2.まちづくり活動を通じた環境形成(杉本)
- 3.地球温暖化対策、省エネルギー促進と個人の役割(樺田)
- 4.ユニバーサルデザインの実現(田中)
- 5.法制度と環境形成(原口)
- 6.建築保存と環境形成(大橋)
- 7.建築構法の展開と環境形成(金子)
- 8.建築材料の発展と環境形成(白井)
- 9.地域産業と環境形成(石井)
- 10.環境形成とデザイン(望月)
- 11.企業活動と環境形成(新田)
- 12.社会経済の変動と生活環境
- 13.環境形成と情報メディア(小池)
- 14.レポート提出
- 15.発表及び講評

使用教科書名**授業科目概要・教育目的（履修条件）**

住環境計画特論、住環境設計特論、建築構法特論、デザイン概論、地域計画学特論、環境文化特論、工芸特論、マネジメント特論、情報メディア特論等の一部を学んだ上で、又は学びつつ、この演習を通して更に理解を深めるとともに、環境形成についての総合的理解を習得させようとするものである。
 このような授業内容とは別に、特定の「特論」領域に特化した授業を行うこともできるので、研究指導教員と相談の上、ガイダンス時に選択することが可能である。

学習目標・到達目標**準備学習**

研究指導教員と相談の上、授業内容を選択すること。

評価方法その他

出席50%、レポート50%

週 テーマ・授業目標等

この授業は、環境形成特論演習Baに続く授業であるが、この履修を前提とはしない。

- 1.ガイダンス、課題説明
- 2.まちづくり活動を通じた環境形成2(杉本)
- 3.地球温暖化対策、省エネルギー促進と個人の役割2(樺田)
- 4.ユニバーサルデザインの実現2(田中)
- 5.法制度と環境形成2(原口)
- 6.建築保存と環境形成2(大橋)
- 7.建築構法の展開と環境形成2(金子)
- 8.建築材料の発展と環境形成2(白井)
- 9.地域産業と環境形成2(石井)
- 10.環境形成とデザイン2(望月)
- 11.企業活動と環境形成2(新田)
- 12.社会経済の変動と生活環境2
- 13.環境形成と情報メディア2(小池)
- 14.レポート提出
- 15.発表及び講評

使用教科書名

授業科目概要・教育目的（履修条件）

衣設計学特論、衣環境特論、住環境計画特論、住環境設計特論、建築構法学特論、デザイン概論、地域計画学特論、環境文化特論、工芸特論、マネジメント特論、情報メディア特論、衣設計特論、衣環境特論等の一部又はすべてを学んだ上で、又は学びつつ、この演習を通して更に理解を深めるとともに、環境形成についての総合的理解を習得させようとするものである。

このような授業内容とは別に、特定の「特論」領域に特化した授業を行うこともできるので、研究指導教員と相談の上、ガイダンス時に選択することが可能である。

学習目標・到達目標**準備学習**

特定の「特論」領域に特化した授業を行うこともできるので、研究指導教員と相談の上、ガイダンス時に選択することが可能である。

評価方法その他

出席50%、レポート50%

週 テーマ・授業目標等

- 1.ガイダンス、課題説明
- 2.まちづくり活動を通じた環境形成(杉本)
- 3.地球温暖化対策、省エネルギー促進と個人の役割(樺田)
- 4.ユニバーサルデザインの実現(田中)
- 5.法制度と環境形成(原口)
- 6.建築保存と環境形成(大橋)
- 7.建築構法の展開と環境形成(金子)
- 8.建築材料の発展と環境形成(白井)
- 9.地域産業と環境形成(石井)
- 10.環境形成とデザイン(望月)
- 11.企業活動と環境形成(新田)
- 12.社会経済の変動と生活環境
- 13.環境形成と情報メディア(小池)
- 14.衣環境と生活環境(安藤・藤居)
- 15.発表及び講評

使用教科書名**授業科目概要・教育目的（履修条件）**

衣設計学特論、衣環境特論、住環境計画特論、住環境設計特論、建築構法学特論、デザイン概論、地域計画学特論、環境文化特論、工芸特論、マネジメント特論、情報メディア特論、衣設計特論、衣環境特論等の一部又はすべてを学んだ上で、又は学びつつ、この演習を通して更に理解を深めるとともに、環境形成についての総合的理解を習得させようとするものである。

このような授業内容とは別に、特定の「特論」領域に特化した授業を行うこともできるので、研究指導教員と相談の上、ガイダンス時に選択することが可能である。

学習目標・到達目標**準備学習**

特定の「特論」領域に特化した授業を行うこともできるので、研究指導教員と相談の上、ガイダンス時にその旨申し出ることで、特定の授業計画を立案できる。

評価方法その他

出席50%、レポート50%

週 テーマ・授業目標等

この授業は、環境形成特論演習Caに続く授業であるが、この履修を前提とはしない。

- 1.ガイダンス、課題説明
- 2.まちづくり活動を通じた環境形成2(杉本)
- 3.地球温暖化対策、省エネルギー促進と個人の役割2(樺田)
- 4.ユニバーサルデザインの実現2(田中)
- 5.法制度と環境形成2(原口)
- 6.建築保存と環境形成2(大橋)
- 7.建築構法の展開と環境形成2(金子)
- 8.建築材料の発展と環境形成2(白井)
- 9.地域産業と環境形成2(石井)
- 10.環境形成とデザイン2(望月)
- 11.企業活動と環境形成2(新田)
- 12.社会経済の変動と生活環境2
- 13.環境形成と情報メディア2(小池)
- 14.衣環境と生活環境2(安藤・藤居)
- 15.発表及び講評

使用教科書名

授業科目概要・教育目的（履修条件）

式亭三馬「浮世風呂」と喜田川守貞「近世風俗志」を社会経済史的側面から検討する。巨大市場の出現、都市問題と経済、江戸の食事等について概観する。

学習目標・到達目標

江戸の生活文化史文献の読み方を会得すること

準備学習

準備学習としては、漢和辞書・国語辞書を頻繁にひくのでよく予習をしてください。

評価方法その他

平常点20%、レポートまたは試験80%。平常点は授業への参加などで総合的に判断する。

週 テーマ・授業目標等

- 1「浮世風呂」(1)作者と時代背景
- 2「浮世風呂」(2)教育問題
- 3「浮世風呂」(3)女性
- 4「浮世風呂」(4)伊勢商人
- 5「浮世風呂」(5)相統
- 6 都市問題と経済(1)幕藩体制と中央市場
- 7 都市問題と経済(2)江戸の経済
- 8 都市問題と経済(3)環境型社会
- 9「近世風俗志」と江戸の食事(1)米
- 10「近世風俗志」と江戸の食事(2)醤油
- 11「近世風俗志」と江戸の食事(3)酒
- 12「近世風俗志」と江戸の食事(4)外食
- 13「近世風俗志」と江戸の食事(5)名物
- 14「近世風俗志」と江戸の食事(6)獣肉
- 15「近世風俗志」と江戸の食事(7)行事食
- 16 レポートまたは試験

使用教科書名

青木美智男『深読み浮世風呂』小学館

授業科目概要・教育目的（履修条件）

わが国の博物館の望ましい姿を生活文化の面から考察する。近年、世界は産業を優先する社会から生活を重視する社会へと移行し始めているのにもない、博物館の資料に対する考え方にも大きな変化が見られるようになった。この辺りの現状について各種報告書を分析することにより多角的に議論を進めたい。

学習目標・到達目標

人間社会の変化は今や物質を中心に据える工業社会から心や生き方を優先する社会へと移行し生涯学習時代の到来となった。こうした変化は博物館の世界にも変革をもたらした。本講義ではわが国の博物館の形成プロセスを概観するとともに、博物館に関する報告書類を教材として現状を分析し、生涯学習と生活文化を理解する場としての新しい博物館の在り方について理解することをめざす。

準備学習

博物館に関する基礎知識があることが望ましい。

評価方法その他

平常点(50%)、レポート(50%)
(平常点は授業への参加状況・討論への参加などで総合的に判断する)

週 テーマ・授業目標等

1. 博物館の定義と法
2. 統計からみるわが国の博物館
3. 明治時代以前:遣米使節団がみた博物館
4. 明治時代の博物館(1):博覧会の開催と博物館の設置
5. 明治時代の博物館(2):中央と地方の教育博物館と生活文化
6. 明治時代の博物館(3):博物館設置構想と運営
7. 大正時代の博物館(1):人々の生活と通俗博物館の意義
8. 大正時代の博物館(2):特別展覧会と物産陳列所
9. 昭和時代の博物館(1):戦前における博物館令制定
10. 昭和時代の博物館(2):戦後の新しい博物館の特質と文化背景
11. 新しい博物館の考え方(1):「対話と連携」の社会背景とヴィジョン
12. 新しい博物館の考え方(2):基盤整備への取り組み
13. 事例報告(1)
14. 事例報告(2)
15. まとめ

使用教科書名

授業中に配布する資料を使用する

授業科目概要・教育目的（履修条件）

多くの民俗（歴史民俗資料学）の業績をはじめ、日本人の生活文化に多大な影響を与えた宗教的職能者の活動を近世・近代の日記・伝承などを題材にして文字では理解できない日本文化を考え直してみる。

学習目標・到達目標**準備学習****評価方法その他**

レポート・出席

週 テーマ・授業目標等

- 第 1回: 日本文化を知ること
 第 2回: アジアの中の日本
 第 3回: 世界の中の日本
 第 4回: 日記の世界
 第 5回: 多摩の日記の世界
 第 6回: 廻国行者のみた日本(1)
 第 7回: 廻国行者のみた日本(2)
 第 8回: 廻国行者のみた日本(3)
 第 9回: 廻国行者のみた日本(4)
 第 10回: 廻国行者のみた日本(5)
 第 11回: 廻国行者のみた日本(6)
 第 12回: 廻国行者のみた日本(7)
 第 13回: 廻国行者のみた日本(8)
 第 14回: 廻国行者のみた日本(9)
 第 15回: 廻国行者のみた日本(10) まとめにかえて

使用教科書名

プリント使用

授業科目概要・教育目的（履修条件）

イギリスと、イギリスが影響を及ぼした世界（特に南部アフリカ）を、文化面について比較考察します。

学習目標・到達目標

イギリスおよび南部アフリカ、各々の文化の特徴を把握すると共に、相互作用によって生み出されたものについても理解を深めることが目標です。

準備学習

異文化を比較する視点について議論をしたいと考えています。

評価方法その他

レポート(60%)と平常点(出席等40%)により評価します。

週 テーマ・授業目標等

1. 序論
 2. イギリスの歴史と文化(1) 気候・風土が及ぼす影響
 3. イギリスの歴史と文化(2) 衣生活について
 4. イギリスの歴史と文化(3) 食生活について
 5. イギリスの歴史と文化(4) 住生活について
 6. イギリスの歴史と文化(5) 慣習について
 7. 南部アフリカの歴史と文化(1) 気候風土が及ぼす影響について
 8. 南部アフリカの歴史と文化(2) 衣生活について
 9. 南部アフリカの歴史と文化(3) 食生活について
 10. 南部アフリカの歴史と文化(4) 住生活について
 11. 南部アフリカの歴史と文化(5) 慣習について
 12. イギリスと南部アフリカ(1) 言語について①
 13. イギリスと南部アフリカ(2) 言語について②
 14. イギリスと南部アフリカ(3) 宗教について①
 15. イギリスと南部アフリカ(4) 宗教について②
 16. まとめ
- 使用教科書名**
 授業の際に、資料(英文)を配布します。前もって資料を読み、問題の整理をした上で授業に臨んでください。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

アングロ・サクソン時代に関する英文テキストを訳読しながら、その時代の生活、文化、言語などの諸相について学ぶ。テキストは The Anglo-Saxon Age (A Very Short Introduction) をベースとし、適宜資料を配付する。大学院レベルの英文読解力と、その内容を日本語で発表できる力が求められる。

学習目標・到達目標

5世紀から11世紀までのブリテン島における生活と文化について理解する。

準備学習**評価方法その他**

平常点50%、試験50%で評価する。

週 テーマ・授業目標等

1. Introduction
2. The English Settlements (1)
3. The English Settlements (2)
4. The Seventh Century (1)
5. The Seventh Century (2)
6. Christianity and the Monastic Culture (1)
7. Christianity and the Monastic Culture (2)
8. The Mercian Supremacy (1)
9. The Mercian Supremacy (2)
10. The Viking Invasions and the Rise of the House of Wessex (1)
11. The Viking Invasions and the Rise of the House of Wessex (2)
12. Aethelred and Cnut: The Decline of the English Monarchy (1)
13. Aethelred and Cnut: The Decline of the English Monarchy (2)
14. The End of the Anglo-Saxon Kingdom (1)
15. The End of the Anglo-Saxon Kingdom (2)
16. 試験

使用教科書名

プリントを配布する。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

日本に関する英語論文を精読し、日本人と日本文化について理解する。テキストは Multicultural Japan: Palaeolithic to Postmodern とし、受講生は指定された部分の日本語による訳読、内容発表が求められる。

学習目標・到達目標

日本人と日本文化について理解を深める。大学院レベルの英文読解力と、その内容を日本語で発表する力が求められる。

準備学習**評価方法その他**

出席25%、授業中の発表（日本語による訳読）25%、試験50%で評価する。

週 テーマ・授業目標等

1. Introduction
2. Archaeology and Identity (1)
3. Archaeology and Identity (2)
4. Archaeology and Identity (3)
5. Archaeology and Identity (4)
6. Centre and Periphery (1)
7. Centre and Periphery (2)
8. Centre and Periphery (3)
9. Contact with the Outside (1)
10. Contact with the Outside (2)
11. Contact with the Outside (3)
12. Contact with the Outside (4)
13. The Japanese Family (1)
14. The Japanese Family (2)
15. Culture and Ideology
16. 試験

使用教科書名

プリントを配布する。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

ヨーロッパ文化における物質文化の特徴を各国の博物館の事例から学ぶとともに博物館活動を通して各国の生活文化の在り方について理解する。

学習目標・到達目標

20世紀初頭は二つの世界大戦の影響のため博物館の衰退の時代とも言われていたが、専門知識の確立、運営方法、文化遺産保存など国際機関によるさまざまな運動によって博物館の近代化がすすめられた。本講義では、受講生の報告をもとに各国博物館の活動を理解すると同時に文化財の在り方について議論をすすめる。

準備学習

博物館に関する基礎知識があることが望ましい。

評価方法その他

平常点(50%)、レポート(50%) (平常点は授業への参加状況・討論への参加などで総合的に判断する)

週 テーマ・授業目標等

1. 博物館とは何か? :ヨーロッパ諸国を比較すると各国の文化や伝統の変遷から文化遺産が形成されてきたことを学び、その中で博物館が生まれてきたことを理解する。
2. 博物館学の発展 :各国で博物館が増加してくると、コレクションに関する専門知識が増え、やがて博物館の専門的な業務となってきた過程について理解する。
3. フランスの博物館事情(1) :フランスの文化遺産の誕生
4. フランスの博物館事情(2) :フランスの行政組織と博物館
5. フランスの博物館事情(3) :フランスの博物館システムの変化
6. イギリスの博物館事情(1) :イギリスの博物館創設
7. イギリスの博物館事情(2) :イギリスの文化遺産の伝統
8. イギリスの博物館事情(3) :イギリスの博物館の構成
9. ドイツの博物館事情(1) :ドイツの美術館構想
10. ドイツの博物館事情(2) :ドイツの博物館と歴史
11. イタリアの博物館事情(1) :イタリアの文化政策
12. イタリアの博物館事情(2) :イタリアの博物館管理
13. オランダの博物館事情(1) :オランダのコレクション
14. オランダの博物館事情(2) :オランダの博物館の発展
15. まとめ

使用教科書名

"Museum Culture" London 1994
『ヨーロッパの博物館』雄松堂出版 松木栄寿他 1994

授業科目概要・教育目的（履修条件）

外国人の見た日本人とはいかなるものであったのかについて、以下の史料にもとずき比較検討する。
16世紀末、イエズス会の宣教師により当時の日本の衣食住、宗教生活に至る観察記録がある。
19世紀半ば以降、わが国が西洋化して近代化する中で失った江戸時代の文明について、来日外国人が大量の記録を残している。

学習目標・到達目標

16世紀の日本、19世紀の日本、現代の日本との比較検討をすること。

準備学習

準備学習としては、漢和辞書・国語辞書を頻繁にひいてよく予習をしてください。

評価方法その他

平常点20%、レポートまたは試験80%。平常点は授業への参加等で総合的に判断する。

週 テーマ・授業目標等

- 1 16世紀の日本人－男性と衣服
- 2 16世紀の日本人－女性と風習
- 3 16世紀の日本人－子供と風俗
- 4 16世紀の日本人－坊主と風習
- 5 16世紀の日本人－寺院と宗教
- 6 16世紀の日本人－食事と飲食
- 7 19世紀の日本人－陽気と簡素
- 8 19世紀の日本人－陽気と簡素
- 9 19世紀の日本人－親和と礼節
- 10 19世紀の日本人－親和と礼節
- 11 19世紀の日本人－自由と身分
- 12 19世紀の日本人－自由と身分
- 13 19世紀の日本人－女性と裸体
- 14 19世紀の日本人－女性と裸体
- 15 19世紀の日本人－子供
- 16 レポートまたは試験

使用教科書名

ヨーロッパ文化と日本文化／ルイス・フロイス、岡田章雄訳注／岩波文庫
逝きし世の面影／渡辺京二／平凡社ライブラリー

授業科目概要・教育目的（履修条件）

アジアにおける日本の存在を評価するにあたって、アジア文化圏のなかでの日本の存在を沖縄・韓国・中国などの比較研究によって日本を再評価することを旨とする。

週 テーマ・授業目標等

今日見られる日本の伝統文化（沖縄を含む）の根源がどこにあるのか
歴史学・考古学・民俗学・文化人類学の視点から紹介したい。

学習目標・到達目標

アジアにおける日本文化の在りようを歴史学・民俗学・社会学・宗教学・文化人類学などからの視点から比較文化的に紹介してみたい。

準備学習

日本を本当に知ることをアジアや世界を意識しながら考えてみましょう。

評価方法その他

出席および講義中の質疑応答による。

使用教科書名

なし・講義中に掲示する

授業科目概要・教育目的（履修条件）

近世国学者の日本語研究について論じる。具体的には契沖、富士谷成章、本居宣長、本居春庭らの研究を取り上げる予定であり、文法研究に関わる内容が中心となる。文献講義を通じて当時の日本語研究の概要を知るとともに、その成果が現代の日本語研究へどのように継承されているのかを理解することをめざす。授業は、実際に近世板本の影印を使ってテキストを読解する内容を含む予定であり、くずし字・変体仮名を読む力および高校卒業レベルの基本的な古典文法の知識を必要とする。

週 テーマ・授業目標等

1. 近世日本語学史概観
2. 契沖の仮名遣い研究(1)契沖の学問の特色
3. 契沖の仮名遣い研究(2)『和字正籙鈔』について
4. 契沖の仮名遣い研究(3)『和字正籙鈔』と契沖以前の仮名遣い論の比較
5. 富士谷成章の品詞研究(1)富士谷成章の学問の特色
6. 富士谷成章の品詞研究(2)『あゆみ抄』について
7. 富士谷成章の品詞研究(3)富士谷成章の品詞分類の基礎
8. まとめ・中間試験
9. 本居宣長の文法研究(1)本居宣長の学問の特色
10. 本居宣長の文法研究(2)本居宣長の係り結び研究
11. 本居宣長の文法研究(3)『てにをは紐鏡』について
12. 本居宣長の文法研究(4)『詞の凡緒』について
13. 本居春庭の活用研究(1)本居春庭の学問の特色
14. 本居春庭の活用研究(2)『詞の八衢』について
15. 本居春庭の活用研究(3)本居春庭の活用研究の継承と展開
16. 期末試験

学習目標・到達目標

日本語学史に関する知識を習得し、近世国学者の日本語に対する考え方を理解する。

使用教科書名

特に指定しない。必要に応じてプリント資料を配付する。

準備学習

受講の前提として、古典文法に関する基本的知識を充分身につけている必要がある(少なくとも高校の国語の授業で扱うレベルの内容は完璧にマスターしておくこと)。また、くずし字・変体仮名を読む技術も必要である。これらに関する学習経験のない者は、初回授業時までに受講者各自の努力によって自学自習しておくことを必須とする。

評価方法その他

平常点20%、中間試験40%、期末試験40%。平常点は授業への参加状況、課題への取り組み等で総合的に判断する。出欠は毎回確認する。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

平安時代の言語文化という観点から、古典語の位相について講ずる。なかでも今年度は、平安時代に「色」に関わる語彙が急増している現象に着目し、染色技術の急速な進捗と王朝文化との関わりの中での言語について、多角的に検証していきたい。

学習目標・到達目標

平安時代の言語に関わる問題意識を持ち、その問題に関するさまざまなアプローチによる研究の方法について認識し、実践できることを目標とする。

準備学習

文化と言語が不可分に結びついていることについて学びます。単なる王朝幻想・江戸文化幻想のなかで言語を扱うのではなく、ことばの背景にある文化への理解と物事を客観化できる立脚点を持つためにはどうしたらいいか、この授業を通して考えてみたいと思っています。

評価方法その他

平常点(授業時の課題)20%、レポート80%による総合評価を行う。

週 テーマ・授業目標等

- 1 イントロダクション
- 2 平安時代における文化と言語の関係について(1)服飾
- 3 平安時代における文化と言語の関係について(2)色
- 4 王朝美的語詞について(1)うるはし
- 5 王朝美的語詞について(2)うつくし
- 6 王朝美的語詞について(3)らうたし
- 7 王朝美的語詞について(4)あえか
- 8 王朝美的語詞について(5)今めかし
- 9 王朝美的語詞について(6)みやびやか
- 10 『源氏物語』の特殊語彙について(1)漢語
- 11 『源氏物語』の特殊語彙について(2)仏教語
- 12 『源氏物語』の特殊語彙について(3)倭語
- 13 大江文庫蔵本を元にした調査実践(1)雛形
- 14 大江文庫蔵本を元にした調査実践(2)雛形
- 15 まとめ

使用教科書名

プリントを用意する。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

平安時代の文学を題材として、父娘や母娘をめぐる家族の問題・働く女性の社会的身体について・知覚表象・文化と文学の関係・時空間と関の問題などについて、講ずる。

学習目標・到達目標

人間生活学という観点での問題設定ができること及びそれを論理的に構築し、開示できる力を持つことを目標とする。

準備学習

現代社会を相対化することは、今を生きるわたくしたちの問題であるとともに、人間生活学研究を行う上で欠かすことのできないスタンスでしょう。平安時代の文化・文学を学ぶなかから、批評する力や相対化できるまなざしを身につけていただきたいと思っています。

評価方法その他

平常点(授業内課題の作成)(20%)、レポート(80%)による総合評価を行う。

週 テーマ・授業目標等

- 1 イントロダクション
- 2 平安時代の文化概況
- 3 源氏文化とはなにか
- 4 平安後期の文化と文学
- 5 各論文学講義(1)「虫めづる姫君」の背景
- 6 各論文学講義(2)「虫めづる姫君」の思想
- 7 各論文学講義(3)「夜の寝覚」と「竹取物語」
- 8 各論文学講義(4)「夜の寝覚」と「夜の寝覚」絵巻
- 9 各論文学講義(5)「狭衣物語」の空間/移動
- 10 各論文学講義(6)「狭衣物語」と陸奥
- 11 各論文学講義(7)「浜松中納言物語」の異郷意識
- 12 各論文学講義(8)「浜松中納言物語」と「豊穰の海」
- 13 古代から現代文化へのアプローチ(ワークショップ)
- 14 学外見学会
- 15 まとめ

使用教科書名

井上・下鳥・鈴木編『平安後期物語』(翰林書房)

授業科目概要・教育目的（履修条件）

日本語史研究の諸分野のうち、文字・表記の問題に焦点をあて、その歴史の変遷について論じる。元来、固有の文字を持たなかった日本語が、外国語の文字である漢字を受け入れ、それを日本語を表記するための手段として用いるべく工夫を重ねていき、さらには仮名という独自の文字を生み出すに至る流れを理解することをめざす。授業では、文字・表記史に関わる各時代の資料の影印をプリントにして配布し、実際に内容を読解する作業を含む予定であり、くずし字・変体仮名を読む力および高校レベルの基本的な古典文法の知識を必要とする。

学習目標・到達目標

日本語の文字・表記の歴史的な展開について理解する。

準備学習

受講の前提として、過去の日本語文献を読解できる能力を充分身につけていることを必須とする。より具体的には、古典文法に関する基本的知識（少なくとも高校の国語の授業で扱うレベルの内容は完璧にマスターしておくこと）、くずし字・変体仮名を読む技術が必要である。これらに関する学習経験のない者は、初回授業時までに受講者各自の努力によって自学自習しておくことを必須とする。

評価方法その他

平常点20%、中間試験40%、期末試験40%。平常点は授業への参加状況、課題への取り組み等で総合的に判断する。出欠は毎回確認する。

週 テーマ・授業目標等

1. 上代の文字・表記(1)漢字との出会い
2. 上代の文字・表記(2)漢字による日本語表記のための工夫
3. 上代の文字・表記(3)万葉仮名
4. 上代の文字・表記(4)変体漢文・宣命体
5. 中古の文字・表記(1)平仮名の成立
6. 中古の文字・表記(2)平仮名の展開
7. 中古の文字・表記(3)片仮名の成立
8. 中古の文字・表記(4)片仮名の展開
9. まとめ・中間試験
10. 中世の文字・表記(1)漢字と仮名の交用
11. 中世の文字・表記(2)仮名遣い論の発生
12. 中世の文字・表記(3)キリシタン資料とローマ字
13. 近世の文字・表記(1)教育の普及と識字層の広まり
14. 近世の文字・表記(2)近世の漢字使用の諸相
15. 近世の文字・表記(3)仮名遣い論の展開
16. 期末試験

使用教科書名

特に指定しない。必要に応じてプリント資料を配付する。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

江戸時代の衣食住について、生活文化史の基本文献である「近世風俗志」、及び「江戸町触集成」の関連史料によって確認する。

学習目標・到達目標

修士論文の基礎である史料講読を修得すること。

準備学習

準備学習としては、漢和辞書・国語辞書を頻繁にひき予習をよくしてください。

評価方法その他

平常点20%、レポートまたは試験80%。平常点は授業への参加などで総合的に判断する。

週 テーマ・授業目標等

- 1 近世風俗志及び江戸町触集成について
- 2 近世風俗志(1)食類、膳
- 3 近世風俗志(2)飯
- 4 近世風俗志(3)廬
- 5 近世風俗志(4)醤油
- 6 近世風俗志(5)酒
- 7 近世風俗志(6)菜
- 8 近世風俗志(7)漬物
- 9 近世風俗志(8)練物
- 10 近世風俗志(9)鮓
- 11 近世風俗志(10)豆腐
- 12 近世風俗志(11)茶
- 13 近世風俗志(12)菓子
- 14 近世風俗志(13)砂糖
- 15 近世風俗志(14)羊羹
- 16 レポートまたは試験

使用教科書名

高田川守貞著「近世風俗志(五)」岩波文庫

授業科目概要・教育目的（履修条件）

地域の文化財を生活文化に視点を当てて考えるためにまず文化財保護法の概要を理解し、そのうえで地域と博物館の関連性さらに屋根のない博物館としての各地のエコミュージアムを事例として検討する。

学習目標・到達目標

文化財保護法の意義とさまざまな保護制度に関する理解をすすめることによってわが国における文化財に対する考え方を学ぶ。さらに地域の生活文化の在り方を考察するために、受講生による各地のエコミュージアムに関する調査報告の発表をもとにして地域の諸事例についての基礎知識の理解をめざす。

準備学習

博物館に関する基礎知識があることが望ましい。

評価方法その他

平常点(50%)、レポート(50%) (平常点は授業への参加状況・討論への参加などで総合的に判断する)

週 テーマ・授業目標等

1. 地域と伝統文化:わが国における地域とそこに育まれてきた伝統文化が昭和30年代に大きく変化していったようすを振り返ることによって文化財の意味を考える。
2. 文化財保護法(1):文化財の定義とその内容
3. 文化財保護法(2):文化財保護の目的とその対象
4. 文化財保護法(3):文化財保護法制定以前と文化財保護法制定以後
5. 文化財保護法(4):有形文化財と無形文化財の保護制度
6. 文化財保護法(5):記念物及び埋蔵文化財の保護制度
7. 文化財保護法(6):重要文化的景観と伝統的建造物群の保護制度
8. 文化財保護法(7):文化財保存技術と研究体制
9. 文化財保護法の課題:文化財を保存するための施設・職員・財源・その他
10. 地域文化とエコミュージアム:エコミュージアムの基礎構造と歴史
11. エコミュージアムの事例報告(1)
12. エコミュージアムの事例報告(2)
13. エコミュージアムの事例報告(3)
14. エコミュージアムの事例報告(4)
15. まとめ

使用教科書名

授業で配布する資料を使用する。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

古文書・金石文・民具・絵画といった歴史民俗資料学的資料に基づいて、生活文化の復元を試みる。関連する古文書(近世・近代)の購読を行い、そのテーマについての討論を通じて理解を深めることを目指す。

学習目標・到達目標

日本の生活文化を一つの学問体系で究めることも大切であるがさまざまな視点で把握することの可能性を提示したい。

準備学習

文字を読むことが目的ではありません。文字の行間をどのように読むか
さらに歴史・民俗・考古・宗教学的に文献を読む時に学問によって解釈が異なることを提示したい。

評価方法その他

出席・研究報告(発表)

週 テーマ・授業目標等

- 第1回-歴史民俗資料学の世界(1)
- 第2回-歴史民俗資料学とは(1)
- 第3回-歴史民俗資料学とは(2)
- 第4回-近世・近代の古文書・かわら版などを読む(1)
- 第5回-近世・近代の古文書・かわら版などを読む(2)
- 第6回-近世・近代の古文書・かわら版などを読む(3)
- 第7回-近世・近代の古文書・かわら版などを読む(4)
- 第8回-近世・近代の古文書・かわら版などを読む(5)
- 第9回-近世・近代の古文書・かわら版などを読む(6)
- 第10回-近世・近代の古文書・かわら版などを読む(7)
- 第11回-近世・近代の古文書・かわら版などを読む(8)
- 第12回-近世・近代の古文書・かわら版などを読む(9)
- 第13回-近世・近代の古文書・かわら版などを読む(10)
- 第14回-近世・近代の古文書・かわら版などを読む(11)
- 第15回-近世・近代の古文書・かわら版などを読む(12)

使用教科書名

レジュメを用意する

授業科目概要・教育目的（履修条件）

19世紀イギリスの社会と文化について、G.M.Trevelyan著 Illustrated English Social History Vol.4をベースに、適宜、文献（英文）を読み、討論します。

学習目標・到達目標

19世紀イギリスの社会と文化について、理解を深めることが目標です。Aaでは、社会を中心に行います。

準備学習

英文文献資料を読み解いたうえでの活発な議論を期待します。

評価方法その他

レポート(60%)と平常点(40%、出席と発表・質疑応答重視)をあわせて評価します。

週 テーマ・授業目標等

- 1.近代イギリスの成立
- 2.19世紀イギリスの社会(1) 1800年代
- 3.19世紀イギリスの社会(2) 1810年代
- 4.19世紀イギリスの社会(3) 1820年代
- 5.19世紀イギリスの社会(4) 1830年代
- 6.19世紀イギリスの社会(5) 1840年代
- 7.19世紀イギリスの社会(6) 1850年代
- 8.19世紀イギリスの社会(7) 1860年代
- 9.19世紀イギリスの社会(8) 1870年代
- 10.19世紀イギリスの社会(9) 1880年代
- 11.19世紀イギリスの社会(10) 1890年代
- 12.文献資料の収集法・解読法
- 13.分析の方法
- 14.発表の仕方の検討
- 15.研究発表
- 16.レポート提出

使用教科書名

英文資料をプリントして使用します。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

日本近世・近代の文化史について、史料講読をしながら検討する。

学習目標・到達目標

修士論文の基礎である史料講読を修得すること。

準備学習

準備学習としては、漢和辞書・国語辞書を頻繁にひくのでよく予習をしてください。

評価方法その他

平常点20%、レポートまたは試験80%。平常点は授業への参加などで総合的に判断する。

週 テーマ・授業目標等

- 1.日本近世・近代史料の講読(1)江戸町触集成No1～10
- 2.日本近世・近代史料の講読(2)江戸町触集成No11～20
- 3.日本近世・近代史料の講読(3)江戸町触集成No21～30
- 4.日本近世・近代史料の講読(4)江戸町触集成No31～40
- 5.日本近世・近代史料の講読(5)江戸町触集成No41～50
- 6.日本近世・近代史料の講読(6)江戸町触集成No51～60
- 7.日本近世・近代史料の講読(7)江戸町触集成No61～70
- 8.日本近世・近代史料の講読(8)江戸町触集成No71～80
- 9.日本近世・近代史料の講読(9)江戸町触集成No81～90
- 10.日本近世・近代史料の講読(10)江戸町触集成No91～100
- 11.日本近世・近代史料の講読(11)江戸町触集成No101～110
- 12.日本近世・近代史料の講読(12)江戸町触集成No111～120
- 13.日本近世・近代史料の講読(13)江戸町触集成No121～130
- 14.日本近世・近代史料の講読(14)江戸町触集成No131～140
- 15.日本近世・近代史料の講読(15)江戸町触集成No141～150
- 16.レポートまたは試験

使用教科書名

特に指定しない。必要に応じてプリント資料を配布する。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

生活文化にかかわる実物資料および周辺資料を的確に取り扱うための技術・方法論を学ぶとともに、受講生が進める研究テーマの中で直接関係する実物資料についての成果を各自発表し議論をすすめる。

学習目標・到達目標

生活文化にかかわる実物資料を研究対象として取り扱う際に必要とされる考え方や技術を習得することを目的とする。博物館資料にはさまざまな種類の実物資料があるが、扱い方を誤ると研究対象としての価値を損なう可能性もあるため、取り扱うために必要な視点と作法を認識する基礎的能力を養う。

準備学習

博物館に関する基礎知識があることが望ましい。

評価方法その他

平常点(50%)、レポート(50%)
(平常点は授業への参加状況・討論への参加などで総合的に判断する)

週 テーマ・授業目標等

1. 実物資料とは何か。
2. 実物資料の意義:博物館資料にみる実物資料の多様性
3. 分野別の実物資料(1)自然系資料・理工系資料
4. 分野別の実物資料(2)人文系資料(考古・歴史・民俗・民族)
5. 分野別の実物資料(3)デジタル資料
6. 実物資料の収集方法と整理方法
7. 実物資料の整理方法
8. 実物資料の保存方法:博物館のIPM
9. 実物資料の修復と情報化作業
10. 受講者の発表(1)研究資料の概要報告
11. 受講者の発表(2)研究資料の図面作成
12. 受講者の発表(3)研究資料の類例調査
13. 受講者の発表(4)研究資料の報告
14. 受講者の発表(5)研究資料の総括
15. まとめ

使用教科書名

授業中に配布する資料を使用する。

授業科目概要・教育目的（履修条件）**学習目標・到達目標**

古文書・金石文・民具・絵画といった歴史民俗資料学的資料に其について、生活文化の復元を試みる。関連する古文書(近世・近代)の購読を行い、そのテーマについて討論を通じて理解を深めることを目指す。

準備学習**評価方法その他**

出席と研究発表の内容を基に評価する。

週 テーマ・授業目標等

- 第1回-歴史民俗資料学の世界
- 第2回-歴史民俗資料学とは(1)
- 第3回-歴史民俗資料学とは(2)
- 第4回-近世・近代の文献を歴史民俗資料学的に読む(1)
- 第5回-近世・近代の文献を歴史民俗資料学的に読む(2)
- 第6回-近世・近代の文献を歴史民俗資料学的に読む(3)
- 第7回-近世・近代の文献を歴史民俗資料学的に読む(4)
- 第8回-近世・近代の文献を歴史民俗資料学的に読む(5)
- 第9回-近世・近代の文献を歴史民俗資料学的に読む(6)
- 第10回-近世・近代の文献を歴史民俗資料学的に読む(7)
- 第11回-近世・近代の文献を歴史民俗資料学的に読む(8)
- 第12回-近世・近代の文献を歴史民俗資料学的に読む(9)
- 第13回-近世・近代の文献を歴史民俗資料学的に読む(11)
- 第14回-近世・近代の文献を歴史民俗資料学的に読む(12)
- 第15回-近世・近代の文献を歴史民俗資料学的に読む(13)

使用教科書名

レジュメを用意する。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

前期の演習Aaにおいて19世紀イギリスの社会について学んだので、後期の演習Abではイギリスの生活文化について学びます。前期に引き続き、G.M.Trevelyan著 Illustrated Social History Vol.4をベースに、適宜文献（英文）を読みながら討論します。

学習目標・到達目標

19世紀のイギリスの生活文化について理解を深めることが目標です。

準備学習

英文文献資料を読み解いたうえでの活発な議論を期待します。

評価方法その他

レポート(60%)と平常点(40%、出席と発表・質疑応答重視)をあわせて評価します。

週 テーマ・授業目標等

- 1.問題の所在と展望
- 2.19世紀のイギリスの生活文化(1)大陸封鎖が及ぼした影響
- 3.19世紀のイギリスの生活文化(2)産業革命時の生活文化①
- 4.19世紀のイギリスの生活文化(3)産業革命時の生活文化②
- 5.19世紀のイギリスの生活文化(4)産業革命時の生活文化③
- 6.19世紀のイギリスの生活文化(5)航海法、穀物法廃止が及ぼした影響
- 7.19世紀のイギリスの生活文化(6)植民地の産物がもたらした影響①
- 8.19世紀のイギリスの生活文化(7)植民地の産物がもたらした影響②
- 9.19世紀のイギリスの生活文化(8)植民地の産物がもたらした影響③
- 10.19世紀のイギリスの生活文化(9)植民地の産物がもたらした影響④
- 11.19世紀のイギリスの生活文化(10)農業不況が及ぼした影響①
- 12.19世紀のイギリスの生活文化(11)農業不況が及ぼした影響②
- 13.19世紀のイギリスの生活文化(12)交通・通信の発達の影響①
- 14.19世紀のイギリスの生活文化(13)交通・通信の発達の影響②
- 15.研究発表
- 16.レポート提出

使用教科書名

前期に引き続き、G.M.Trevelyan著 Illustrated Social History Vol.4英文資料をプリントして使用します。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

為永春水作の人情本『春色梅児誉美』を板本の複製を用いて輪読し、語学的な観点からの検討を加えることで、近世後期江戸語の姿を探る。参加者各自の発表を中心にして授業を進める。発表の具体的内容としては、本文の翻刻、注釈、日本語学的観点からのテーマ研究などを予定している。受講者には各作業段階ごとに口頭発表を複数回行ってもらい、期末レポートで最終報告をまとめてもらう。近世板本を読解する作業を授業の中心にすえているため、受講に際しては、くずし字・変体仮名を読む力および高校レベルの基本的な古典文法の知識を有していることが必要である。

学習目標・到達目標

近世後期江戸語の特色を理解するとともに、文献を用いた日本語の歴史的研究の方法を習得する。

準備学習

受講の前提として、過去の日本語文献を読解できる能力を充分身につけていることを必須とする。より具体的には、古典文法に関する基本的知識(少なくとも高校の国語の授業で扱うレベルの内容は完璧にマスターしておくこと)、くずし字・変体仮名を読む技術が必要である。これらに関する学習経験のない者は、初回授業時までに受講者各自の努力によって自学自習しておくことを必須とする。

評価方法その他

平常点20%、発表40%、レポート40%。平常点は授業への参加状況、討議への参加等で総合的に判断する。出欠は毎回確認する。

週 テーマ・授業目標等

- 1.『春色梅児誉美』について
- 2.日本語史資料としての『春色梅児誉美』の位置付け
- 3.近世後期江戸語概説(1)近世後期江戸語の形成過程
- 4.近世後期江戸語概説(2)近世後期江戸語の特色
- 5.受講生各自による研究発表と討議
- 6.受講生各自による研究発表と討議
- 7.受講生各自による研究発表と討議
- 8.受講生各自による研究発表と討議
- 9.受講生各自による研究発表と討議
- 10.受講生各自による研究発表と討議
- 11.受講生各自による研究発表と討議
- 12.受講生各自による研究発表と討議
- 13.受講生各自による研究発表と討議
- 14.受講生各自による研究発表と討議
- 15.受講生各自による研究発表と討議

使用教科書名

特に指定しない。必要に応じてプリント資料を配付する。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

日本の伝統文化や日本文学のテキストを選び、多角的にものを把握するための演習を行う。課題については、生き方の問題を深く考究できるテキストを受講者との話し合いによって決定する。作品研究をはじめ時代の文化との関連を概観することを含めて文化・文学研究の方法を体得する。

学習目標・到達目標

テキストとしての文献資料を専門的に扱うことができ、かつ問題意識をもって調査を実践できる力の習得をめざす。具体的には、それらの実践を通して、所定の方式に則ったレポートの完成が到達目標となる。

準備学習

現代人にとって古典を読むとはどういうことかを考えながら平安時代文学を研究をしています。源氏物語からおもてなし文化を、落窪物語から女性の財産権の問題を考究することが可能です。文化的切断ではなく文化継承の観点から現代を見つめていきたいと思っております。

評価方法その他

調査発表(60%)と課題レポート(40%)を総合的に評価する。

週 テーマ・授業目標等

- 1 テキスト選定
- 2 テキストの解説1時代概況
- 3 テキストの解説2作品理解のために
- 4 図書館での文献踏査1検索方法
- 5 図書館での文献踏査2データ引き出し
- 6 図書館での文献踏査3書籍の入手
- 7 受講者の発表・討議1時代背景
- 8 受講者の発表・討議2状況把握
- 9 受講者の発表・討議3心理描写
- 10 受講者の発表・討議4登場人物間の人間関係
- 11 受講者の発表・討議5主人公のルーツ
- 12 受講者の発表・討議6物語の型
- 13 受講者の発表・討議7生活用具
- 14 受講者の発表・討議8生活文化
- 15 総括

使用教科書名

プリントによる。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

アングロ・サクソン時代の英語、Old Englishの文法を学ぶ。テキストは Sweet's Anglo-Saxon Primer とする。大学院レベルの英文読解力が求められる。

学習目標・到達目標

アングロ・サクソン時代の英語について学び、英語の歴史的発達を理解する。

準備学習**評価方法その他**

平常点50%、試験50%で評価する。

週 テーマ・授業目標等

1. Introduction
2. Sounds (1)
3. Sounds (2)
4. Inflexions: Nouns (1)
5. Inflexions: Nouns (2)
6. Inflexions: Nouns (3)
7. Inflexions: Nouns (4)
8. Inflexions: Adjectives (1)
9. Inflexions: Adjectives (2)
10. Inflexions: Adverbs, Numerals, Pronouns
11. Inflexions: Verbs (1)
12. Inflexions: Verbs (2)
13. Inflexions: Verbs (3)
14. Inflexions: Verbs (4)
15. Inflexions: Verbs (5)
16. 試験

使用教科書名

プリントを配布する。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

式亭三馬作の洒落本『辰巳婦言』の翻刻データおよび注釈の作成を行う。三馬作品は近世後期江戸語の資料として高い価値が認められているが、活字翻刻や注釈、索引等が整備されていない作品については等閑視されがちな状況が続いている。そのような現況を踏まえ、本授業ではいまだ本格的な注釈がない『辰巳婦言』を対象に取り上げ、研究の基礎データとなりうる翻刻および注釈の作成を行う。近世板本を読解する作業を授業の中心にすえているため、受講に際しては、くずし字・変体仮名を読む力および高校レベルの基本的な古典文法の知識を有していることが必要である。

学習目標・到達目標

近世後期江戸語資料の正確な翻刻および注釈作業を行い、言語研究に資する基礎データを構築することを通じて、近世後期江戸語の特色を理解するとともに、文献を用いた日本語の歴史的研究の方法を習得する。

準備学習

受講の前提として、過去の日本語文献を読解できる能力を充分身につけていることを必須とする。より具体的には、古典文法に関する基本的知識（少なくとも高校の国語の授業で扱うレベルの内容は完璧にマスターしておくこと）、くずし字・変体仮名を読む技術が必要である。これらに関する学習経験のない者は、初回授業時までに受講者各自の努力によって自学自習しておくことを必須とする。

評価方法その他

平常点20%、発表40%、レポート40%。平常点は授業への参加状況、討議への参加等で総合的に判断する。出欠は毎回確認する。

週 テーマ・授業目標等

- 1.『辰巳婦言』について
- 2.日本語史資料としての『辰巳婦言』の位置付け
- 3.近世後期江戸語概説(1)近世後期江戸語の展開
- 4.近世後期江戸語概説(2)近世後期江戸語の位相
- 5.受講生各自による研究発表と討議
- 6.受講生各自による研究発表と討議
- 7.受講生各自による研究発表と討議
- 8.受講生各自による研究発表と討議
- 9.受講生各自による研究発表と討議
- 10.受講生各自による研究発表と討議
- 11.受講生各自による研究発表と討議
- 12.受講生各自による研究発表と討議
- 13.受講生各自による研究発表と討議
- 14.受講生各自による研究発表と討議
- 15.受講生各自による研究発表と討議

使用教科書名

特に指定しない。必要に応じてプリント資料を配付する。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

日本文学、特に平安時代の文学にみえる生活に根ざした表現に着目し、言語と文化の関連について考察する。また、研究の方法や立論のしかたを身につけ、それを実践する力を養う。取り上げる作品は受講者と協議する。

学習目標・到達目標

古語や古典文学になじみ、それらへの理解に基づく立論ができるようになることが、到達目標となる。

準備学習

「ことば」はある意味、世界を創生する力を持っています。しかし、逆に世界の解体を司るものでもあるでしょう。古語や古典文学を通して、ことばの働きに留意しながら、人間の「生と死」を見つめてみたいと思います。

評価方法その他

調査発表(40%)と課題レポート(60%)を総合的に評価する。

週 テーマ・授業目標等

1. 古典文学とは何か1(文献解題)
2. 古典文学とは何か2(文献解題)
3. 平安時代の文化と文学1(論文を用いた討議)
4. 平安時代の文化と文学2(論文を用いた討議)
5. 平安時代の文化と文学3(論文を用いた討議)
6. 物語言語と文化圏1(文献調査の方法)
7. 物語言語と文化圏1(文献調査の方法)
8. 物語言語と文化圏1(文献調査の方法)
9. 物語言語と文化圏2(調査結果の分析)
10. 物語言語と文化圏2(調査結果の分析)
11. 物語言語と文化圏3(研究方法について)
12. 物語言語と文化圏3(研究方法について)
13. 物語言語と文化圏4(論文発表と口頭発表の方法)
14. 物語言語と文化圏4(論文発表と口頭発表の方法)
15. まとめ

使用教科書名

特に指定しない。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

アングロ・サクソン時代の英語、Old Englishの文法を学び、簡単な散文を読む。テキストはSweet's Anglo-Saxon Primerとする。大学院レベルの英文読解力が求められる。生活文化特論演習Baを必ず受講していること。

学習目標・到達目標

アングロ・サクソン時代の英語について学び、英語の歴史的発達を理解する。

準備学習**評価方法その他**

平常点50%、試験50%で評価する。

週 テーマ・授業目標等

1. Reviews (1)
2. Reviews (2)
3. Word Formation
4. Syntax (1)
5. Syntax (2)
6. Syntax (3)
7. Syntax (4)
8. Reading Old English Prose (1) The Gospel of St. Matthew
9. Reading Old English Prose (2) Old Testament Pieces
10. Reading Old English Prose (3) Samson
11. Reading Old English Prose (4) From the Chronicle
12. Reading Old English Prose (5) Preface by AElfric
13. Reading Old English Prose (6) King Edmund
14. Reading Old English Prose (7) the Old English Translation of Bede's Ecclesiastical History
15. Reading Old English Prose (8) Alexander's Letter to Aristotle
16. 試験

使用教科書名

プリントを配布する。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

履修コース別の専門分野及び関連分野の学修成果をまとめてゆくために、1～2年次を通じて演習を行う科目として開講する。主たる指導教員を中心に個別指導を受け、生活文化に関する幅広い視野も基に、専門分野における研究又は作品制作等について総合的に学ぶとともに、修士論文・作品等への結びつける。その第一段階として、研究内容と方法など研究計画を具体化するための指導を受ける。

学習目標・到達目標**準備学習****評価方法その他**

出席:15% レポート:50% 個人面談:35%

週 テーマ・授業目標等

1. 演習の目標と日程・内容の概要
2. 修士課程における研究論文・作品制作の目標
3. 問題意識に基づく研究(制作)課題の仮説
4. 仮説課題に基づく研究(制作)テーマ・内容・方法の検討
5. 既往研究事例の収集(1)
6. 既往研究事例の収集(2)
7. 既往研究事例に見られるテーマ・内容・方法と結果の関係分析(1)
8. 既往研究事例に見られるテーマ・内容・方法と結果の関係分析(2)
9. 資料の収集・整理の方法検討
10. 資料の予備的収集・整理(1)
11. 資料の予備的収集・整理(2)
12. 資料の予備的収集・整理(3)、研究(制作)内容与方法の具体化(1)
13. 資料の予備的収集・整理(4)、研究(制作)内容与方法の具体化(2)
14. 資料の予備的収集・整理(5)、研究(制作)内容与方法の絞り込み
15. 研究(制作)目的・内容・方法の詳細検討、計画の策定

使用教科書名

指導教員の指示による。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

生活文化特別研究演習1を通じて策定した研究計画に基づいて、文献収集、観察記録、社会調査、実験などの方法を定めて資料収集し、解析を始める。途中経過の中間発表を行い、質疑応答内容を参考にして必要があれば研究計画の部分修正を図り、テーマを確定させる。履修条件は、生活文化特別研究演習1を履修していること。

学習目標・到達目標**準備学習****評価方法その他****週 テーマ・授業目標等**

1. 演習の目標と日程・内容の概要、目次案の作成方法
2. 目次案の仮作成
3. 中間発表方法の要点
4. 第1回中間発表会準備(1)発表会提示資料構成の検討
5. 第1回中間発表会準備(2)発表会提示資料の作成
6. 第1回中間発表会
7. 研究(制作)目的・内容・方法の再検討
8. 資料の収集・整理(1)
9. 資料の収集・整理(2)
10. 資料の収集・整理(3)、解析の方法
11. 資料の収集・整理・解析、解析結果の要約(1)
12. 資料の収集・整理・解析、解析結果の要約(2)
13. 資料の収集・整理・解析、解析結果の要約(3)
14. 資料の収集・整理・解析、解析結果の要約(4)
15. 研究(制作)目的・内容・方法の詳細確定

使用教科書名

指導教員の指示による。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

生活文化特別研究演習1～2において蓄積した資料の整理・解析を本格化させ、まとめに向けての筋道を明らかにするための指導を受ける。第2回中間発表会の議論に基づいて、必要があれば資料の補足を行う。履修条件は、生活文化特別研究演習1・2を履修していること。

学習目標・到達目標**準備学習****評価方法その他****週 テーマ・授業目標等**

1. 演習の目標と日程・内容の概要、目次案の見直し
2. 資料の収集・整理・解析、解析結果の要約(5)
3. 資料の収集・整理・解析、解析結果の要約(6)
4. 資料の収集・整理・解析、解析結果の要約(7)
5. 解析結果の図表化・文章化や作品への展開方法(1)
6. 解析結果の図表化・文章化や作品への展開方法(2)
7. 解析結果の図表化・文章化、作品への展開(1)
8. 解析結果の図表化・文章化、作品への展開(2)
9. 解析結果の図表化・文章化、作品への展開(3)
10. 解析結果の図表化・文章化、作品への展開(4)
11. 解析結果の図表化・文章化、作品への展開(5)
12. 解析結果の図表化・文章化、作品への展開(6)
13. 第2回中間発表会の準備(1)発表会提示資料構成の検討
14. 第2回中間発表会の準備(2)発表会提示資料の作成
15. 第2回中間発表会

使用教科書名

指導教員の指示による。

授業科目概要・教育目的（履修条件）

2年間の学修成果を総合的にまとめて修士論文・作品等を仕上げ、最終発表に向けて効果的なプレゼンテーションを行うための指導を受ける。履修条件は、生活文化特別研究演習1～3を履修していること。

学習目標・到達目標**準備学習****評価方法その他****週 テーマ・授業目標等**

1. 演習の目標と日程・内容の概要、目次案の詳細検討
2. 論文執筆、作品制作(1)
3. 論文執筆、作品制作(2)
4. 論文執筆、作品制作(3)
5. 論文執筆、作品制作(4)
6. 論文執筆、作品制作(5)
7. 論文執筆、作品制作(6)
8. 論文執筆、作品制作(7)
9. 論文執筆、作品制作(8)
10. 論文執筆、作品制作(9)、発表会提示資料構成の要点
11. 論文執筆、作品制作(10)、発表会提示資料構成の検討
12. 修士論文・作品等の提出、発表会提示資料の原案の作成・修正
13. 発表会提示資料の作成
14. 口述試験
15. 修士論文・作品等発表会

使用教科書名

指導教員の指示による

大学院履修案内等

大学院履修案内

1. 修了要件

大学院修士課程においては、2年以上在学し30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文、修士作品又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2. 履修方法

(1) 授業科目の履修

ア. 授業科目の履修については、6種の「履修コース」を設定している。学生は、各人の志望する専門分野に応じて指定される研究指導担当教員（以下「指導教員」という。）の指導のもとに、特定の履修コースに準拠して授業科目を選定し、履修するものとする。【大学院研究科履修規則の別表参照】

各履修コースは、それぞれ下記の研究課題に関連する専門科目を主体として構成し、必修12単位及び選択18単位以上を組み合わせることにより、特定の専門分野について深く学ぶとともに、生活文化に関する総合的な知見を養い、各種の高度の専門的職能に対応できるように設定されている。

イ. 各履修コースにおいて中心とする研究課題

- | | | |
|----------|----------|-------------|
| ①生活形成コース | ②健康形成コース | ③環境形成コース |
| ④生活文化コース | ⑤心理発達コース | ⑥人間生活学総合コース |

ウ. 生活文化特別研究演習

各履修コースの必修8単位を「生活文化特別研究演習1～4」を履修する。

生活文化特別研究演習は、履修コース別の専門分野及び関連分野の学修の成果をまとめていくための演習科目として、1年次及び2年次を通じて開講する。

主たる指導教員を含む複数の教員による講義及び文献講読等を通じて、生活文化に関する幅広い視野のもとに、専門分野における研究を深める方法を総合的に学ぶとともに、修士論文又は修士作品（以下「論文又は作品」という。）計画の設定、文献調査、野外調査、実験、設計制作等、論文又は作品の作成に至る一連の作業を遂行することにより、問題解決の能力を養う。

また、その結果を発表することによって、当該専門分野における研究の発展に寄与できることを目標とする。

(2) 授業

授業は、1年間を2期（前期・後期）に分け、各学期15週で単位を修得することになっている。

(3) 単位

履修単位数の計算は、次の計算基準によって行う。

講義は、毎週1時間15週をもって1単位とする。

演習は、毎週2時間15週をもって1単位とする。

(4) 授業時間

本学の授業時間は、次のとおりである。

時 限	1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限	6 時限
町 田	9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	—
千代田三番町	9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	18:00～19:30

3. 研究指導担当教員

大学院修士課程に在学中は、各人の研究主題によって、指導教員定められる。指導教員は、学生の履修科目の選択に当たっての指導、各人の研究主題に対する研究指導、研究上の諸問題、身分上の問題等も含めて、指導及び相談に当たる。

4. 履修登録

学生は、学年始めにその学年において履修するすべての授業科目を「履修登録票」に記入し、指定された期間に大学事務局へ届け出なければならない。

履修登録上の注意事項

- (1) 手続きは、必ず指導教員の承諾を得て行うこと。
- (2) 前期開講授業科目及び後期開講授業科目とも、すべて学年始めに履修登録すること。
- (3) 履修登録した授業科目でなければ、試験を受けることができない。
- (4) 試験を受けなかった授業科目、又は不合格になった授業科目を再度履修(再履修)する場合は、次年度に改めて履修登録すること。
- (5) 履修登録した授業科目の変更、追加、取消しは、原則として許可しないので、履修登録の際は、慎重に計画をたてること。
- (6) 履修登録後、所定の日時に「履修登録確認表」を交付するので誤りのある場合には、所定の日時に大学事務局へ申し出ること。
- (7) 手続きに当たっては、随時、大学事務局掲示板に掲示するので、注意すること。

5. 試験

(1) 定期試験

- ア. 試験は、履修終了時の期末に行う。
- イ. 試験は、原則として授業の実施時間帯で行うので、試験の時間割は発表（掲示）しない。

(2) 試験の方法

- ア. 試験は、筆記、口述、論文、レポート等により行う。
- イ. レポート等の提出の場合は、提出期日を厳守すること。

(3) 受験資格

- ア. 履修登録をした者
- イ. 出席時間数が当該授業科目の総授業時間数の3分の2以上の者
- ウ. 授業料等完納者

(4) 追試験及び再試験

大学院にあつては、追試験及び再試験は行わない。

6. 成績評価

成績評価は、次のとおりとし、不合格者は単位修得にならない。

表 記	得 点	合 否
優	100点～80点	合 格
良	79点～70点	
可	69点～60点	
不可	59点以下	不 合 格

成績の発表は、成績通知書の交付によって行う。交付の時期等については、別途掲示する。

交通機関が不通になった場合等の授業の取扱い

交通機関がストライキ・台風・雪害・地震等により不通となるか又は不通となることが予想され、授業を実施するのに支障があると判断される場合は、授業を臨時休講とする。原則として、各時限の授業開始の2時間前までに、学内掲示及び「K.net」で通知する。

※ 対象となる交通機関及び路線

- ・首都圏の JR 各線及び私鉄の各線
- ・京王バス（めじろ台駅⇄東京家政学院）及び神奈川中央交通バス（相原駅⇄東京家政学院）

大学から学生へのスピーディな情報伝達サービス

～Kasei-G@kuin.net（通称 K.net）～

学生が快適に大学生活を送れるよう、大学の様々な情報をよりスピーディに提供する環境を整備しています。それが「K.net」です。

このサービスは、台風や雪害等による休講や授業ごとの休講情報・学生呼び出し等を web 上に公開し、i-mode や EZ ウェブ・ソフトバンクの携帯電話を使用し閲覧できます。

誰でも簡単な操作で登録や情報をキャッチすることができ、休講情報のほか今後各種連絡事項の提供、学生呼び出しなど活用範囲を広げ、より有意義な大学生活を送ってもらえるサービスへ発展させて行きます。

なお、休講情報等はあくまでも掲示板に掲示されている内容を第一優先とし、このサービスはその補助を行う手段であることを承知しておいてください。

修士論文又は修士作品の提出に関する手続き等

1. 学生は、第1年次の所定期日までに、修士論文又は修士作品（以下「論文又は作品」という。）の主題とその研究内容の概要を記載した『修士論文又は修士作品題目届』を、あらかじめ研究指導担当教員（以下「指導教員」という。）の承認を受けた後、大学事務局を経て研究科長に提出しなければならない。
2. 論文又は作品題目届を提出した後、これを変更しようとするときは、指導教員の承認を受けた後、所定の期日までに『修士論文又は修士作品題目変更届』を、大学事務局を経て研究科長に提出するものとする。
3. 学生は、論文又は作品 正本1部、副本1部を作成し、所定の期日までに、大学事務局を経て研究科会議に提出しなければならない。論文又は作品の提出期日については、大学院代議員会の定めるところによる。論文又は作品の提出にあたり、その形式等の要領については、別途指示する。
4. 論文又は作品の提出について、指定された提出期限に遅れ、あるいは所定の手続きを行わないときは、研究科会議の議を経てこれを受理しないことがある。
5. 修了予定年次学生で、論文又は作品の提出を延期しようとするときは、速やかに指導教員の承認を受け、研究科長に届け出なければならない。
6. 修士論文又は修士作品、梗概を研究科長に提出するにあたり、指導教員の承認を受け、『著作権許諾書』を提出するものとする。

修士論文又は修士作品の審査及び最終試験

1. 修士論文又は修士作品（以下「論文又は作品」という。）の審査及び最終試験は、大学院代議員会の選出した審査委員が行う。
2. 審査委員は、研究指導担当教員（以下「指導教員」という。）を主査とし、これに当該論文又は作品に関連のある授業科目の担当教員2名以上を加え、審査委員会を構成する。
3. 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ論文又は作品の審査に合格した者について、論文又は作品及びこれに関連ある研究領域について、口述により行う。ただし、必要がある場合は、筆記試験を課すことがある。
4. 論文又は作品及び最終試験の成績評価は、合格又は不合格の評語をもってこれを表す。
5. 審査委員会は、論文又は作品審査及び最終試験を終了したときは、その結果に学位授与についての意見を付した審査報告書を研究科長に提出するものとする。

平成26年度 修士論文又は修士作品の提出に関する日程

1年	1. 論文(作品)題目届の提出締切	平成27年 1月30日(金)
2年	1. 論文(作品)題目変更届の提出締切 2. 論文(作品)の提出	平成26年10月31日(金) 平成26年12月19日(金)

(様式)

**平成26年度 大学院 人間生活学研究科
修士論文又は修士作品題目届**

提出日 平成 年 月 日

学籍番号								氏名	
題 目									
研究内容の概要									

研究指導担当教員					印				

東京家政学院大学大学院

修士論文又は修士作品の形式等について

修士論文又は修士作品の提出にあたり、その形式等については、以下の要領によること。

1. 修士論文の形式について

(1) 修士論文について

- ① 修士論文は、ワープロ打ちA4判(A3判を折り込んでもよい)とし、論文の頭初に別紙様式3(大学事務局配付)による題記を付すこと。
- ② 修士論文の様式は、別紙様式4-1又は様式5-1(大学事務局配付)によること。
- ③ 本文中に写真(印画紙)・原画等を貼付する場合は、本文と同じ枠の範囲内に貼付すること。
又、本文以外の資料(グラフや図表などをまとめたもの等)を添付する場合も、製本して本学図書館に保管しますので、本文と同様に周囲に余白をとること。

(2) 修士作品について

修士作品については、研究指導担当教員の指示に従い作製するものとし、作品に関する論文については、上記(1)の修士論文に準じて作成すること。

2. 修士論文(又は作品)の提出について

- (1) 修士論文の提出部数は、正本1部とし、さらに審査用論文として副本1部を提出すること。
但し、研究指導担当教員から審査用論文の提出部数の指示があった場合は、その指示による。
- (2) 修士作品の提出部数は、研究指導担当教員の指示による。
修士論文(又は作品)の提出期限は、修了予定年次の12月20日15時までとする。但し、当日が土曜日又は祝日に当たる場合は、その前日とし、日曜日に当たる場合は、その前々日とする。
- (3) 修士論文(又は作品)の提出場所は、大学事務局とする。
- (4) 修士論文(又は作品)の提出方法は、研究指導担当教員の指示により、クリア・ファイル又はバインダーを使用し、表紙、背表紙に論文題目並びに氏名を記載すること。但し、論文審査合格後、速やかに本製本をして再提出してください。(本製本にかかる経費は、自費。)
なお、詳細については、大学事務局から指示します。(個人で製本を行う場合は、詳細を大学事務局で確認すること。)

3. 「修士論文(又は作品)要旨」、「研究歴」及び「修士論文(又は作品)梗概」の提出等について

(1) 「修士論文(又は作品)要旨」及び「研究歴」について

- ① 「修士論文(又は作品)要旨」及び「研究歴」の要綱等は、修了予定年次の修士論文(又は作品)提出時に配付する。
- ② 「修士論文(又は作品)要旨」及び「研究歴」の提出枚数は、各1枚とする。
- ③ 「修士論文(又は作品)要旨」及び「研究歴」の提出期限は、修了予定年次の1月20日までとする。但し、当日が土曜日又は祝日に当たる場合は、その前日とし、日曜日に当たる場合は、その前々日とする。
- ④ 「修士論文(又は作品)要旨」及び「研究歴」の提出場所は、大学事務局とする。
- ⑤ 「修士論文(又は作品)要旨」は、修士論文発表会の資料として出席者に配付するものとする。

(2) 「修士論文(又は作品)梗概」について

- ① 「修士論文(又は作品)梗概」の要綱等は、修了予定年次の修士論文(又は作品)提出時に配付する。
- ② 「修士論文(又は作品)梗概」の提出枚数は、4枚とする。
- ③ 「修士論文(又は作品)梗概」の提出期限は、修了予定年次の2月末までとする。
但し、当日が土曜日又は祝日に当たる場合は、その前日とし、日曜日に当たる場合は、その前々日とする。
- ④ 「修士論文(又は作品)梗概」の提出場所は、大学事務局とする。
- ⑤ 「修士論文(又は作品)梗概」は、「東京家政学院大学紀要」等に記載するものとする。

専修免許状について

本学大学院においては、専修免許状が取得できます。

専修免許状の種類、取得するための要件及び授業科目は、次のとおりです。

1. 専修免許状の種類

- 中学校教諭専修免許状（家庭）
- 高等学校教諭専修免許状（家庭）
- 栄養教諭専修免許状

2. 取得要件

- 本学大学院を修了すること。
- 「家庭」の専修免許状を取得する場合は、中学校教諭1種免許状(家庭)又は高等学校教諭1種免許状(家庭)を有していること。
- 「栄養教諭」の専修免許状を取得する場合は、管理栄養士免許証及び栄養教諭1種免許状を有していること。
- 指定された授業科目について、24単位以上修得すること。

3. 授業科目

- (家庭)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する授業科目		免許状取得に必要な最低修得単位数	備考
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授 業 科 目	単位数		
				必修	選択	
家庭の教科に関する科目	家庭経営学（家族関係学及び家庭経営学を含む）	24	生活経営学特論		2	24 単位以上
			生活経営学特論演習		1	
			生活経済学特論		2	
			生活経済学特論演習		1	
			生活文化史特論Ⅰ		2	
			生活文化史特論Ⅱ		2	
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）		食生活学特論Ⅰ		2	
			食生活学特論Ⅰ演習A		1	
			食生活学特論Ⅰ演習B		1	
			健康管理特論Ⅰ		2	
			健康管理特論Ⅰ演習A		1	
			健康管理特論Ⅰ演習B		1	
被服学（被服製作実習を含む。）	衣設計学特論		2			
	衣環境学特論		2			
住居学（製図を含む。）	住環境計画特論		2			
	デザイン特論		2			
教職に関する科目	人間形成特論ⅠA		2			
	人間形成特論ⅠB		2			
	人間形成特論Ⅲ		2			
	人間形成特論Ⅲ演習A		1			
	人間形成特論Ⅲ演習B		1			

○(栄養教諭)

教育職員免許法施行規則に 定める科目区分等		左記に対応する授業科目			免許状取得に 必要な最低 修得単位数	備考
		授 業 科 目	単位数			
科 目	単位数		必修	選択		
栄養に係る教育に関する科目		栄養教育特論		2	24 単位以上	
		栄養教育特論演習 A		1		
		栄養教育特論演習 B		1		
教職に関する科目		人間形成特論 I A		2		
		人間形成特論 I B		2		
		人間形成特論 II A		2		
		人間形成特論 II B		2		
		人間形成特論 III		2		
		人間形成特論 III 演習 A		1		
		人間形成特論 III 演習 B		1		
		大学が加える栄養に係る教育に関する 科目に準ずる科目	2 4	人体の構造と機能及び 疾病の成り立ち	生化学特論	
生化学特論演習					1	
生理学特論					2	
生理学特論演習					1	
食べ物と健康			食生活学特論 II		2	
			健康管理特論 II		2	
応用栄養学			栄養学特論		2	
			栄養学特論演習 A		1	
			栄養学特論演習 B		1	
			公衆栄養学			

臨床発達心理士受験資格取得について

本学大学院においては、臨床発達心理士受験資格が取得できます。

臨床発達心理士受験資格を取得するための要件及び授業科目は次のとおりです。

1. 取得要件

- 本学大学院（心理発達コース）を修了すること。
- 指定科目に対応する授業科目について、すべての単位を修得すること。

2. 授業科目

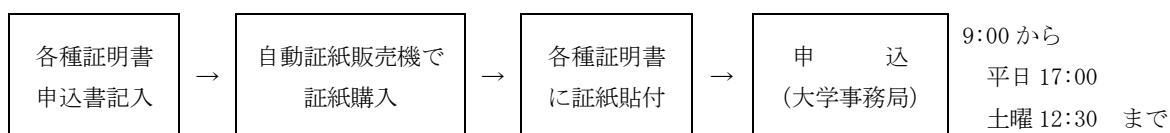
指 定 科 目	単位数	左記に対応する授業科目		備考
		授 業 科 目	単 位	
臨床発達心理学の基礎に関する科目	4	人間形成特論ⅡA（臨床心理学）	2	
		人間形成特論ⅡB	2	
認知発達とその支援に関する科目	4	人間発達特論ⅣA	2	
		人間発達特論ⅣB	2	
社会・情動の発達とその支援に関する科目	4	人間発達特論ⅡA	2	
		人間発達特論ⅡB	2	
言語発達とその支援に関する科目	4	人間発達特論ⅠA	2	
		人間発達特論ⅠB	2	
育児・保育現場での発達とその支援に関する科目	4	人間発達特論ⅢA	2	
		人間発達特論ⅢB	2	

各種証明書の交付手続き等について

各種証明書の交付を受ける場合、次により手続きを行う。

(1) 証明書の申込み

「各種証明書申込書」に必要事項を記入の上、(2)の表に示された手数料分の証紙を設置してある自動証紙販売機で購入し、同申込書に貼付して、大学事務局窓口にて申し込むこと。



所定様式外の証明書（本学以外の機関の定める様式）及び英文証明書の交付等については、事前に大学事務局窓口で確認すること。

証明書の受取りは、原則申込日の翌日に窓口にて学生証提示の上、交付する。

(2) 各種証明書等手数料

名 称	手数料	名 称	手数料
在 学 証 明 書	300 円	修 了 証 明 書	300 円
成 績 証 明 書	300 円	修了見込証明書	300 円
成績・履修証明書	300 円	退 学 証 明 書	300 円

※ 英文による上記証明書の手数料は、3倍となります。

(3) その他の諸手続き

種 別	期 日	適 用
欠 席 届	必要の生じたとき	3日以上欠席の時に提出、 1週間以上病欠の場合医師の診断書添付
休 学 届	〃	当該学期の休学の場合は授業料完納者のみ願出可、次学期休学の場合で授業料完納済みの学期中の願出に限り
復 学 届	〃	休学満了時の復学の場合
復 学 願	〃	休学途中時の復学の場合
退 学 願	〃	授業料完納者のみ願出可

大学院生共同研究室の利用について

1. 大学院共同研究室は、大学院生が自主的学習や研究によって、知性を磨き豊かな感性を養い、専門分野における高度の研究能力を身につけるための研究の場であります。
2. 本学大学院生には、町田キャンパスに大学院生共同研究室の研究用個人機が用意されています。
3. 研究用個人機の割当は、入学後のオリエンテーションの際に行われます。
4. 大学院生共同研究室開室時間は、次のとおりです。

月曜日～金曜日	8 : 0 0	～	2 0 : 0 0
土曜日	8 : 0 0	～	1 8 : 0 0

※ 延長する場合は、研究指導担当教員の許可を得て管理センターへ届けてください。
5. 休室日
 - (1) 日曜日、国民の祝日及び創立記念日(5月21日)
 - (2) 年末年始(12月26日～翌年1月5日)
 - (3) 夏季休業中の土曜日及び構内施設点検期間
 - (4) その他、入試等によって入講禁止となる日
6. 利用に当たっては、静粛、清潔、快適な研究環境に努めること。

学 内 諸 規 則

東京家政学院大学大学院研究生規則

(趣旨)

第1条 東京家政学院大学大学院において、特定の専門分野の研究を志望する研究生（以下「研究生」という。）の受け入れについては、この規則の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 研究生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 研究生の入学資格は、次のとおりとする。

- 一 修士の学位を有する者
- 二 研究科において修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第4条 研究生として入学を志願する者は、あらかじめ研究課題を定め、研究指導を受けようとする教員の承諾を得て、出願書類に所定の検定料を添えて、所定の期日までに研究科長に願出しなければならない。

(入学の選考)

第5条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の選考結果に基づき合格通知を受けた者は、入学書類に所定の入学金及び授業料を添え所定の期日までに入学手続をしなければならない。

- 2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(指導教員)

第7条 研究生の指導教員は、研究科会議の議を経て研究科長が決定する。

- 2 研究生は、指導教員の指導を受けて、研究に従事するものとする。

(研究期間)

第8条 研究生の研究期間は、入学を許可された年度内とする。ただし、その研究を更に継続しようとするときは、理由を付して研究科長に研究期間の延長を願出しなければならない。

- 2 研究科長は、研究科会議の議を経て、通算2年を限度として期間の延長を許可することができる。

(授業への出席)

第9条 指導教員において必要と認める場合は、授業担当教員の承認がある場合に限り、研究生に対し、研究科の授業の出席を許可することができる。

(修了)

第10条 研究生は、その研究期間を終えたときは、研究概要を記載した研究報告書を指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

- 2 研究科長は、修了者に対し、希望により修了証明書を交付することができる。

(退学)

第11条 研究期間の途中で退学しようとするものは、指導教員の承認を得て、学長の許可を受けなければならない。

(検定料等の額)

第12条 研究生の検定料、入学金及び授業料は、東京家政学院大学研究生規則を準用する。

(他の規則の準用)

第13条 研究生については、この規則及び別に定めるもののほか、東京家政学院大学大学院学則及び東京家政学院大学研究生規則を準用する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年7月5日から施行する。

東京家政学院大学科目等履修生規則

(趣旨)

第1条 東京家政学院大学学則(以下「学則」という。)第52条第2項に規定する科目等履修生については、この規則の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 科目等履修生の入学資格は、学則第19条に規定する大学入学資格を有する者とする。

(科目等履修の範囲)

第4条 科目等履修生として履修できる授業科目は、各学部学務部会で審議し、担当教員の同意を得たものとする。

(入学の出願)

第5条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の書類に所定の検定料を添えて、指定の期間内に、これを提出しなければならない。

- | | |
|---|-----|
| (1) 入学願書(本学所定の様式) | 1通 |
| (2) 履歴書(本学所定の様式) | 1通 |
| (3) 最終学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書 | 各1通 |
| (4) 在職中の者は、その所属長の承諾書 | 1通 |
| (5) 日本以外の国籍を有する者は、上記各号の他に登録済証明書、
日本留学試験成績通知書及び在留資格認定証明書(写) | 各1通 |

(入学の選考)

第6条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第7条 前条の選考結果に基づき合格通知を受けた者は、次の書類に所定の入学金を添えて、所定の期日までに入学手続をしなければならない。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 誓約書(本学所定の様式) | 1通 |
| (2) 調査書(本学所定の様式) | 1通 |
| (3) 学籍カード(本学所定の様式) | 1通 |

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(在学期間)

第8条 在学期間は、当該学期又は学年の終りまでとする。ただし、引き続き在学を希望する者については、願い出により在学期間の延長を許可することができる。

(履修単位数)

第9条 科目等履修生として履修できる科目の総単位数は30単位以内とする。

(科目等履修生の修了)

第10条 科目等履修生修了者には、願い出により科目等履修生修了証明書を交付する。

(単位認定)

第11条 履修した科目のうち、単位の修得を必要とする場合は、願い出て試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

3 前項により認定された単位については、願い出により単位修得証明書を交付する。

(退学)

第12条 在学期間の途中で退学する者は、学長の許可を受けなければならない。

(授業料等の額)

第13条 科目等履修生の検定料、入学金及び授業料は、次のとおりとする。ただし、実験・実習・実技科目を履修する場合は、経費を別途徴収することがある。

- | | |
|---------|----------------|
| (1) 検定料 | 10,000円 |
| (2) 入学金 | 15,000円 |
| (3) 授業料 | 15,000円(1単位毎に) |

2 前項の授業料は、指定した期日までに納めなければならない。

3 既納の検定料、入学金及び授業料は、返戻しない。

(他の規則の準用)

第14条 科目等履修生については、この規則及び別に定めるもののほか、東京家政学院大学学則及び学生通則等を準用する。

附 則

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 東京家政学院大学聴講生規則(昭和62年7月9日施行)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年7月5日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

東京家政学院大学研究生規則

(趣旨)

第1条 東京家政学院大学学則(以下「学則」という。)第51条第2項に規定する研究生については、この規則の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 研究生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 研究生の入学資格は、学士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学の出願)

第4条 研究生として入学を志願する者は、あらかじめ研究課題を定め、研究指導を受けようとする教員の承諾を得て、次の書類に所定の検定料を添えて、所定の期日までに学長に願出しなければならない。

- (1) 入学願書(本学所定の様式) 1通
- (2) 履歴書(本学所定の様式) 1通
- (3) 最終学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書 各1通
- (4) 在職中の者は、その所属長の承諾書及び本人の確約書 各1通
- (5) 日本以外の国籍を有する者は、上記各号の他に登録済証明書、日本留学試験成績通知書及び在留資格認定証明書(写)各1通

(入学の選考)

第5条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の選考結果に基づき合格通知を受けた者は、次の書類に所定の入学金を添え所定の期日までに入学手続をしなければならない。

- (1) 誓約書(本学所定の様式) 1通
- (2) 調査書(本学所定の様式) 1通
- (3) 学籍カード(本学所定の様式) 1通

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(指導教員)

第7条 研究生の指導教員は、学科会議の議を経て学長が決定する。

2 研究生は、指導教員の指導を受けて、研究に従事するものとする。

(研究期間)

第8条 研究期間は、入学を許可された年度内とする。ただし、引き続き研究を希望する者は、通算2年を限度として許可を得て研究期間の延長を願出することができる。

(講義への出席)

第9条 研究生は、指導教員が必要と認め、かつ、当該学科科目担当教員の承認がある場合に限り、4科目を限度として、講義に出席することができる。

2 研究生として聴講した授業科目の単位認定及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第20条による単位の認定は、行わない。

(修了)

第10条 研究生は、その研究期間を終えたときは、研究概要を記載した研究報告書を指導教員を経て学長に提出しなければならない。

2 学長は、修了者に対し、希望により修了証明書を交付することができる。

(退学)

第11条 研究期間の途中で退学しようとする者は、指導教員の承認を得て、学長の許可を受けなければならない。

(検定料等の額)

第12条 研究生の検定料、入学金及び授業料は、次のとおりとする。

- (1) 検定料 15,000円
- (2) 入学金 50,000円
- (3) 授業料 300,000円

2 前項の授業料は、年2期に分けそれぞれ指定した期日までに納めなければならない。

3 既納の検定料、入学金及び授業料は、返戻しない。

(他の規則の準用)

第13条 研究生については、この規則及び別に定めるもののほか、東京家政学院大学学則及び学生通則等を準用する。

附 則

1 この規則は、昭和62年2月27日から施行する。

2 東京家政学院大学研究員規則(昭和56年4月20日施行)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年7月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

東京家政学院大学学生交流規則

(趣旨)

第1条 本学の学生で、東京家政学院大学学則(以下「学則」という。)第35条及び第38条の規定により、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。以下「他大学等」という。)の授業科目を履修しようとする者(以下「派遣学生」という。)及び他大学等の学生で学則第53条の規定により本学の授業科目を履修しようとする者(以下「特別聴講学生」という。)の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

(他大学等との協議)

第2条 学則第38条及び第53条の規定による本学と他大学等との協議は、次に掲げる事項について教授会の議を経て学長が行うものとする。

- (1) 履修する授業科目の範囲
- (2) 学生数
- (3) 単位の認定方法
- (4) 履修期間
- (5) その他必要な事項

2 派遣学生の派遣及び特別聴講学生の受入れの許可は、前項の協議の結果に基づき行うものとする。

(派遣学生の出願手続)

第3条 派遣学生として他大学等の授業科目を履修しようとする者は、所定の期日までに学部長に願い出なければならない。

2 前項の規定により出願できる者は、第3年次以上(ただし外国の大学又は短期大学の場合は第2年次以上)に在学する学生とする。

(派遣の許可)

第4条 前条の願い出があったときは、学部長は教授会の議を経て他大学等に依頼し、その承認を得てこれを許可する。

(外国の大学等における履修期間)

第5条 外国の大学又は短期大学(以下「外国の大学等」という。)で履修する派遣学生の履修期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められたときは、更に1年以内に限りその延長を許可することができる。

(派遣学生の在学期間の取扱い)

第6条 派遣学生としての履修期間は、本学の在学年数に算入する。

(派遣学生の履修報告書等の提出)

第7条 派遣学生は、履修が終了したときは直ちに(外国の大学等で履修した派遣学生にあつては帰国の日から1月以内に)学部長に履修報告書及び当該他大学等の長の交付する学業成績証明書を提出しなければならない。

(派遣学生の単位の認定)

第8条 派遣学生が他大学等において修得した単位は、学業成績証明書により教授会の議に基づき60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなす。

(派遣学生の授業料)

第9条 派遣学生の本学の学生としての授業料の取扱いについては、別に定める。

(派遣許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生が次の各号の一に該当する場合は、教授会の議を経て、当該他大学等の長と協議の上、履修の許可を取消す。

- (1) 履修の見込みがないと認められるとき。
- (2) 派遣学生として当該他大学等の規則に違反し、又はその本分に反する行為があつたとき。
- (3) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき。

(特別聴講学生の受入れ許可)

第11条 特別聴講学生の受入れの許可は、他大学等からの依頼に基づき教授会の議を経て学長が行う。

(特別聴講学生の学業成績証明書)

第12条 特別聴講学生が所定の授業科目の履修を終了したときは、学部長は学業成績証明書を交付する。

(特別聴講学生の検定料等)

第13条 特別聴講学生に係る検定料、入学金及び授業料の取扱いについては当該他大学等との協議により定める。

(他の規則の準用)

第14条 特別聴講学生については、この規則に定めるもののほか、学則及び学内諸規則を準用する。

附 則

この規則は、平成3年6月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月15日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行し、平成25年度入学者から適用する。

東京家政学院大学学生懲戒手続規則

(目的)

第1条 この規則は、東京家政学院大学学則（以下「大学学則」という。）第57条に規定する学生の懲戒に関し必要な事項を定め、その適切な実施を図ることを目的とする。

(懲戒機関)

第2条 学生の懲戒処分は、この規定の定めるところにより、教授会の議を経て学長が行う。

(通報等)

第3条 大学学則第57条に規定する懲戒事由に該当する行為を発見し、又はその情報を得た教職員は、速やかに学生支援グループ課長に通報するものとする。

2 前項の通報を受けた学生支援グループ課長は、直ちに副学長に報告するものとし、副学長は、これを直ちに学部長に報告するものとする。

(手続開始の決定)

第4条 前条第2項の報告を受けた学部長は、副学長及び学生指導委員会委員長と協議の上、相当の理由があると認めるときは、事件として手続の開始を決定するものとする。

(調査委員会の設置等)

第5条 教授会は、前条の決定があった場合、事実を調査し、及び懲戒処分案を調査審議させるため、その都度、調査委員会を設けるものとする。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員で構成するものとし、学部長が第1号の委員を指名することにより発足するものとする。

(1) 学部長が次号及び第3号の者と協議の上、指名する教員若干名

(2) 学生委員会委員長

(3) 副学長

3 調査委員会に、調査審議の整理を行わせるため幹事を置き、委員1人をもって充てる。

4 学部長は、前条の決定（事件の概要を含む）及び調査委員会の発足を、理由を付して直近の教授会に報告し、教授会は、これを確認するものとする。学部長が相当の理由がないと認められた場合においても、同様とする。

5 教授会は、前項の報告を確認する場合において、特に必要があると認めるときには、これを修正することができる。

(調査審議)

第6条 調査委員会は、迅速かつ速やかに調査審議を行い、その結果を教授会に報告するものとする。

2 調査委員会は、調査審議に当たり、関係の教職員に資料の提出を求め、並びに関係の教職員及び学生から事情及び意見を聴取することができる。

(懲戒処分)

第7条 教授会は、前条第1項の報告に基づき、審議の上、懲戒処分を決定するものとする。

2 前項の決定は、構成員の4分の3以上が出席した教授会において、3分の2以上の賛成を得なければならない。

附則

この規則は、平成3年12月19日から施行する。

附則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成24年5月17日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

東京家政学院大学大学院ティーチング・アシスタントに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、東京家政学院大学大学院(以下「大学院」という。)の学生が学部における教育効果を高めるため、大学院に在籍する優秀な学生に対し、教育的配慮のもとに学部教育の補助業務に従事させ、教育指導者としての訓練の機会を与えるとともに、これに対する給与を支給することにより、学生の奨学に資することを目的とする。

(名称)

第2条 この規程に定める学部教育の補助業務を行なう者の名称をティーチング・アシスタント(以下「T・A」という。)とする。

(職務)

第3条 T・Aは、授業科目担当教員の指示に従い、学部学生に対する実験、実習、演習等の授業の補助業務、それらに関わる準備及び授業後の学生の学習相談等に従事する。

(募集及び選考)

第4条 T・Aは、大学院の学生の中から募集し、部局長会議の議を経て研究科長が選考する。

2 研究科長は、前項の選考結果を学長に報告し、T・Aを決定する。

(採用)

第5条 学長は、前条第2項の報告に基づき、T・Aの採用について理事長に報告する。

2 T・Aの採用期間は、1年以内とする。ただし、研究科長が継続して採用する必要があると認めるときは、改めて選考することができる。

3 研究科長は、T・Aが学業不振となり成業の見込みがないと判断されるとき、その他T・Aの適格性に欠けると認めるときは、所定の手続きを経てT・Aの採用を取り消すことができる。

(勤務時間)

第6条 T・Aの勤務時間は、自己の学業・研究に支障のない範囲で、かつ、週10時間程度を標準として定めるものとする。

(給与)

第7条 T・Aには、給与として補助員の給与基準に定める「大学卒業者、短大卒3年以上の業務経験者」の日額を1時間当たりに換算して支給する。

(実績報告書の提出)

第8条 T・Aを活用した授業科目担当教員は、年間の活用状況に関する別紙により「実績報告書」を作成し、研究科長に提出しなければならない。

2 研究科長は、前項の実績報告書に基づき学長に報告する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、T・Aに関する必要な事項は、部局長会議の議を経て、研究科長が定めることができる。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月10日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

東京家政学院大学大学院長期履修学生規則

(趣旨)

第1条 東京家政学院大学大学院学則第5条の2に規定する長期にわたり計画的に教育課程を履修する学生（以下「長期履修学生」という。）については、この規則の定めるところによる。

(長期履修期間及び在学期間)

第2条 長期履修学生として標準修業年限以上の長期にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は、次の各号に掲げる期間とする。ただし、年度の途中からの長期履修は認めない。

(1) 1年次から長期履修学生として認められる者の長期履修期間は、3年又は4年とする。

(2) 2年次から長期履修学生として認められる者の長期履修期間は、2年とする。

2 長期履修学生の在学期間は、次の各号に掲げる期間とする。

(1) 1年次から長期履修学生として認められ長期履修期間が3年の者及び2年次から長期履修学生として認められる者の在学期間は、5年を超えることができない。

(2) 1年次から長期履修学生として認められ長期履修期間が4年の者の在学期間は、6年を超えることができない。

(申請資格)

第3条 長期履修を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、2年次に在学する者は、申請することができない。

(1) 職業を有する者

(2) その他研究科長が認めた者

(申請手続)

第4条 長期履修を希望する者は、別に定める長期履修申請書を次の期間内に提出しなければならない。

(1) 新生が1年次の初めから希望する場合は、入学前の入学手続日まで

(2) 1年次に在学する者が2年次の初めから希望する場合は、1年次の1月末日まで

(許可)

第5条 前条の申請者に対しては、研究科会議の議を経て、研究科長が許可する。

(履修期間短縮の申請手続)

第6条 長期履修学生が履修期間の短縮を希望する場合は、別に定める長期履修期間短縮申請書を、短縮された場合に修了を予定する年度に先立つ年度の1月末日までに提出しなければならない。

(履修期間短縮の許可)

第7条 前条の申請者に対しては、研究科会議の議を経て、研究科長が許可する。

(授業料等)

第8条 東京家政学院大学大学院学則第24条別表第2の授業料及び施設設備資金について、修業年限分の総額を長期履修期間の年数で除した額を年額とし、前期・後期に分けて納入する。長期履修期間別の納入額は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日より施行する。ただし、平成19年3月31日に1年次に在籍する者については、第4条第2号の規定にかかわらず、長期履修申請書を受け付け、第2条第2号の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日より施行する。

別表（第8条関係）

【1年次から3年間の長期履修学生の場合（第2条第1号）】

	1年次		2年次		3年次	
	入学時	後期	前期	後期	前期	後期
入学検定料	30,000	—	—	—	—	—
入学金	300,000	—	—	—	—	—
授業料	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
施設設備資金	35,000	35,000	35,000	35,000	30,000	30,000
計	565,000	235,000	235,000	235,000	230,000	230,000

【1年次から4年間の長期履修学生の場合（第2条第1号）】

	1年次		2年次		3年次		4年次	
	入学時	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
入学検定料	30,000	—	—	—	—	—	—	—
入学金	300,000	—	—	—	—	—	—	—
授業料	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
施設設備資金	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
計	505,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000

【2年次から2年間の長期履修学生の場合（第2条第2号）】

	2年次		3年次	
	前期	後期	前期	後期
入学検定料	—	—	—	—
入学金	—	—	—	—
授業料	150,000	150,000	150,000	150,000
施設設備資金	25,000	25,000	25,000	25,000
計	175,000	175,000	175,000	175,000

- ※1 長期履修期間を短縮する場合は、修了年次の定められた期日までに修業年限分の総額の残額を納入する。
- ※2 長期履修期間を超える場合の授業料等は、学則第24条別表第2で規定する額を納入する。
- ※3 平成25年4月1日入学者から適用。

東京家政学院大学大学院修了延期運用規程

(趣 旨)

第1条 東京家政学院大学大学院（以下「大学院」という。）学則第12条の2第2項に規定する修了延期については、この規程の定めるところによる。

(目 的)

第2条 修了要件を満たしたにもかかわらず、在学期間を延長して学修の継続を希望する学生の便宜を図ることを目的とする。

(要 件)

第3条 修了延期を希望する者は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 大学院学則に定める修了の要件を満たしていること。
- (2) 引き続き在学することにより、大学院学則に定める在学年限を超えないこと。
- (3) 学納金を滞納していないこと。

(手 続)

第4条 修了延期を希望する者は、指定された期間内に、別紙「修了延期願」を研究科長に提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 前項により、修了の延期を許可された者（以下「修了延期者」という。）に対しては、修了延期許可通知書を交付する。

3 修了延期者が、事情変更により本来の修了年度に修了を希望する場合は、所定の期間内に、別紙「修了延期許可取消願」を提出した場合に限り、当該年度末での修了を認めることができる。

4 修了延期者が、修了延長に係る学納金（授業料及び施設設備資金をいう。以下同じ。）を所定の期間内に納入しない場合は、修了延期の許可を取り消し、本来の修了年度末での修了とする。

(期 間)

第5条 在学を延長することのできる期間は、1年とする。ただし、修了延期者が引き続き延期を希望する場合は、1年を限度として在学期間の延長を許可することができる。

(修了の時期)

第6条 修了延期者の修了の時期は、延長後の在学期間の年度末とする。ただし、前期末での修了を希望する者に対しては、所定の手続により修了を認めることができる。

(授業科目の履修)

第7条 修了延期者は、研究科の認める範囲内で授業科目を履修することができる。

(休学の取り扱い)

第8条 修了を延期した期間中は、休学は認めない。

(授業料等)

第9条 修了延期者の学納金については、別に定める。

2 既に納入された学納金は、原則として返戻しない。

附 則

この規則は、平成22年2月19日から施行する。

大学院教員名簿

大学院教員名簿

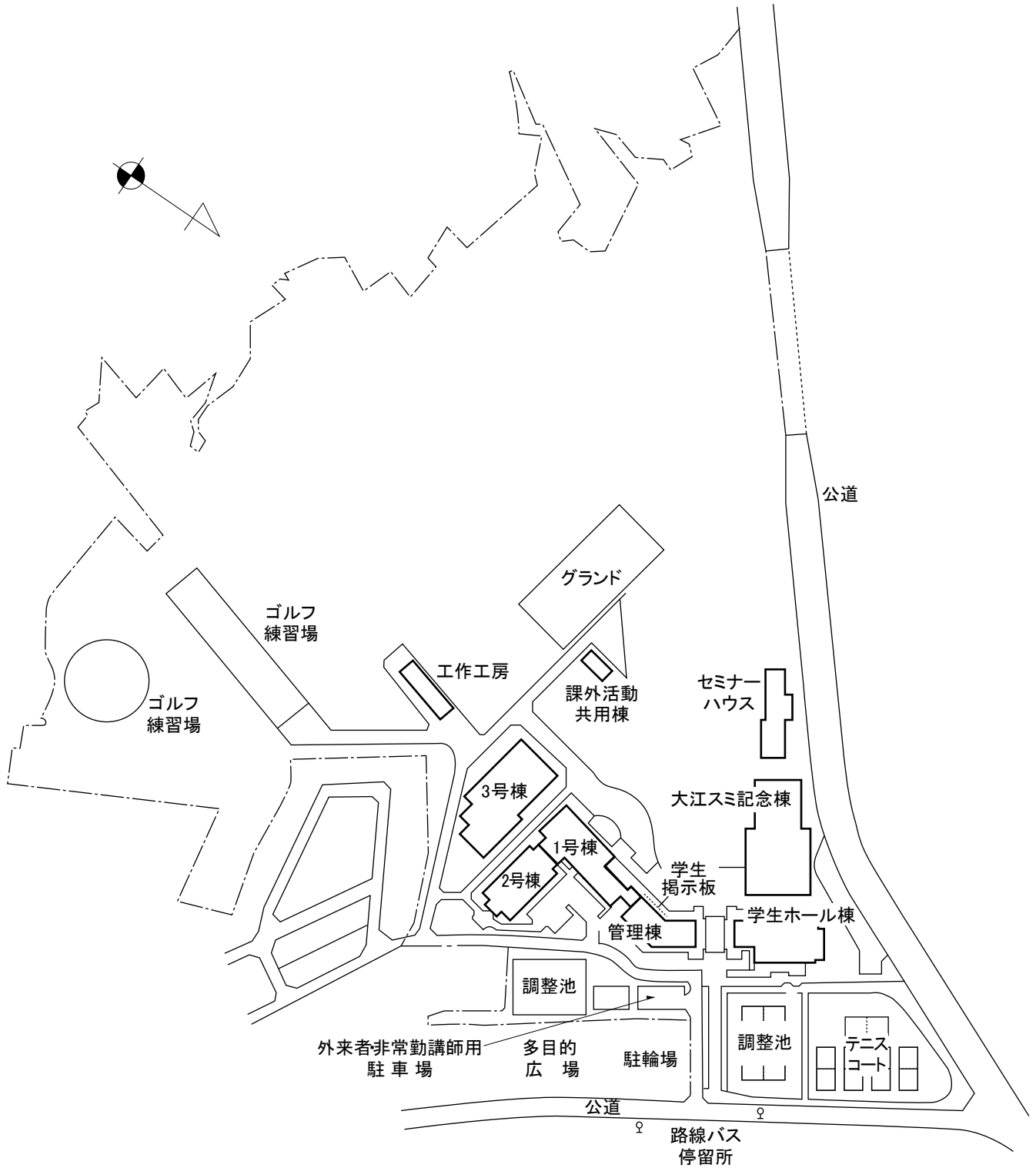
職名	氏名	主たる担当科目	町 田		千代田三番町	
			研究室番号	研究室直通電話番号	研究室番号	研究室直通電話番号
教授	朝山 光太郎	生理学特論	3116	042-782-3404	1503	03-3262-2732
〃	安藤 穰	衣環境学特論	2407	042-782-3432	-	-
〃	石井 廣志	工芸特論	1507	042-782-1990	1701	03-3262-2741
〃	市原 信	健康管理特論 I 演習B	0416	042-782-7206	-	-
〃	井上 眞弓	言語文化特論 I	0407	042-782-5909	1701	03-3262-2743
〃	岩見 哲夫		2205	042-782-8560	-	-
〃	植竹 桃子	衣設計学特論	0418	042-782-7208	1704	03-3262-2749
〃	上村 協子	生活経済学特論	1622	042-782-8519	1804	03-3262-2763
〃	畝部 典子	文化交流特論	1630	042-782-1493	-	-
〃	大橋 竜太	環境文化特論	3509	042-782-0984	1702	03-3262-2746
〃	小口 悦子	食生活学特論 I	2108	042-782-1992		
〃	小瀬 康行	生活文化史特論 II	1624	042-782-8563	1807	03-3262-2798
〃	小野 眞理子	人間発達特論 I A	1509	042-782-6843	-	-
〃	金澤 良枝	栄養学特論	3116	042-782-3404	1504	03-3262-2493
〃	金子 雄太郎	建築構法学特論	3508	042-782-1918	-	-
〃	椛田 考一	住環境計画特論	3604	042-782-4419	-	-
〃	木本 明	人間福祉特論演習B	1604	042-782-1495	-	-
〃	熊井 保	生活文化史特論 I	0403	042-782-4977	1806	03-3262-2793
〃	小池 澄男	情報メディア特論	1633	042-782-1987	1805	03-3262-2787
〃	佐藤 広美	人間形成特論 III	1627	042-782-0985	1804	03-3262-2821
〃	白井 篤	建築構法学特論	3606	042-782-4867	-	-
〃	杉本 茂	住環境計画特論	3512	042-782-4948	-	-
〃	須永 和宏	人間発達特論 II A	1602	042-782-9959	-	-
〃	高橋 幸三郎	人間福祉特論演習A	1607	042-782-0997	-	-
〃	田中 清章	住環境計画特論	3510	042-782-4691	-	-
〃	四十九院 成子	食生活学特論 I	3116	042-782-3404	1B05	03-3262-2369
〃	西海 賢二	生活文化特論 I	0430	042-782-7287	1806	03-3262-2796
〃	西口 守	人間福祉特論	1621	042-782-4968	-	-
〃	新田 義則	環境形成特論演習Ba	1603	042-782-0993	1805	03-3262-2791

大学院教員名簿

職名	氏名	主たる担当科目	町 田		千代田三番町	
			研究室番号	研究室直通電話番号	研究室番号	研究室直通電話番号
教授	長谷 徹	人間形成特論Ⅲ演習A	1628	042-782-1903	-	-
〃	林 一也	食生活学特論Ⅰ演習B	3116	042-782-3404	1401	03-3262-2243
〃	原口 秀昭	住環境計画特論	3602	042-782-0923	-	-
〃	藤居 眞理子	衣環境学特論	2406	042-782-3484	-	-
〃	松田 正己	健康管理特論Ⅰ	3116	042-782-3404	1608	03-3262-2831
〃	松野 妙子	生活文化特論Ⅱ	1629	042-782-6770	-	-
〃	望月 史郎	デザイン特論	1501	042-782-5923	-	-
〃	吉川 晴美	人間形成特論ⅡA	3609	042-782-0927	-	-
准教授	内田 敬子	生理学特論演習	3116	042-782-3404	1505	03-3262-2563
	内田 宗一	言語文化特論Ⅰ	0405	042-782-5903	1703	03-3262-2754
〃	海野 知紀	食生活学特論Ⅱ	3116	042-782-3404	1205	03-3262-2789
〃	酒井 治子	栄養学特論演習A	3116	042-782-3404	1603	03-3262-2692
〃	辻 雅子	栄養学特論	3116	042-782-3404	1604	03-3262-2726
〃	藤田 恵子	衣設計学特論	1404	042-782-3427	-	-
〃	奈良 一寛	食生活学特論Ⅰ演習B	2206	042-782-1994	-	-
〃	山村 明子	衣設計学特論	1610	042-782-0916	1703	03-3262-2929
〃	山崎 薫	食生活学特論Ⅰ演習B	2308	042-782-4679	-	-
非常勤講師	伊東 蘆一	生化学特論	K409(講師室)	042-782-7899(講師室直通)	1302	03-3262-2849 (講師室直通)
〃	野並 美雪	人間形成特論ⅡB	K409(講師室)	042-782-7899(講師室直通)	1302	03-3262-2849 (講師室直通)
〃	根本 橘夫	人間形成特論ⅠA	K409(講師室)	042-782-7899(講師室直通)	1302	03-3262-2849 (講師室直通)
〃	村松 健司	人間発達特論ⅣA	K409(講師室)	042-782-7899(講師室直通)	1302	03-3262-2849 (講師室直通)
〃	渡辺 一雄	生活経営学特論	K409(講師室)	042-782-7899(講師室直通)	1302	03-3262-2849 (講師室直通)

キャンパス案内

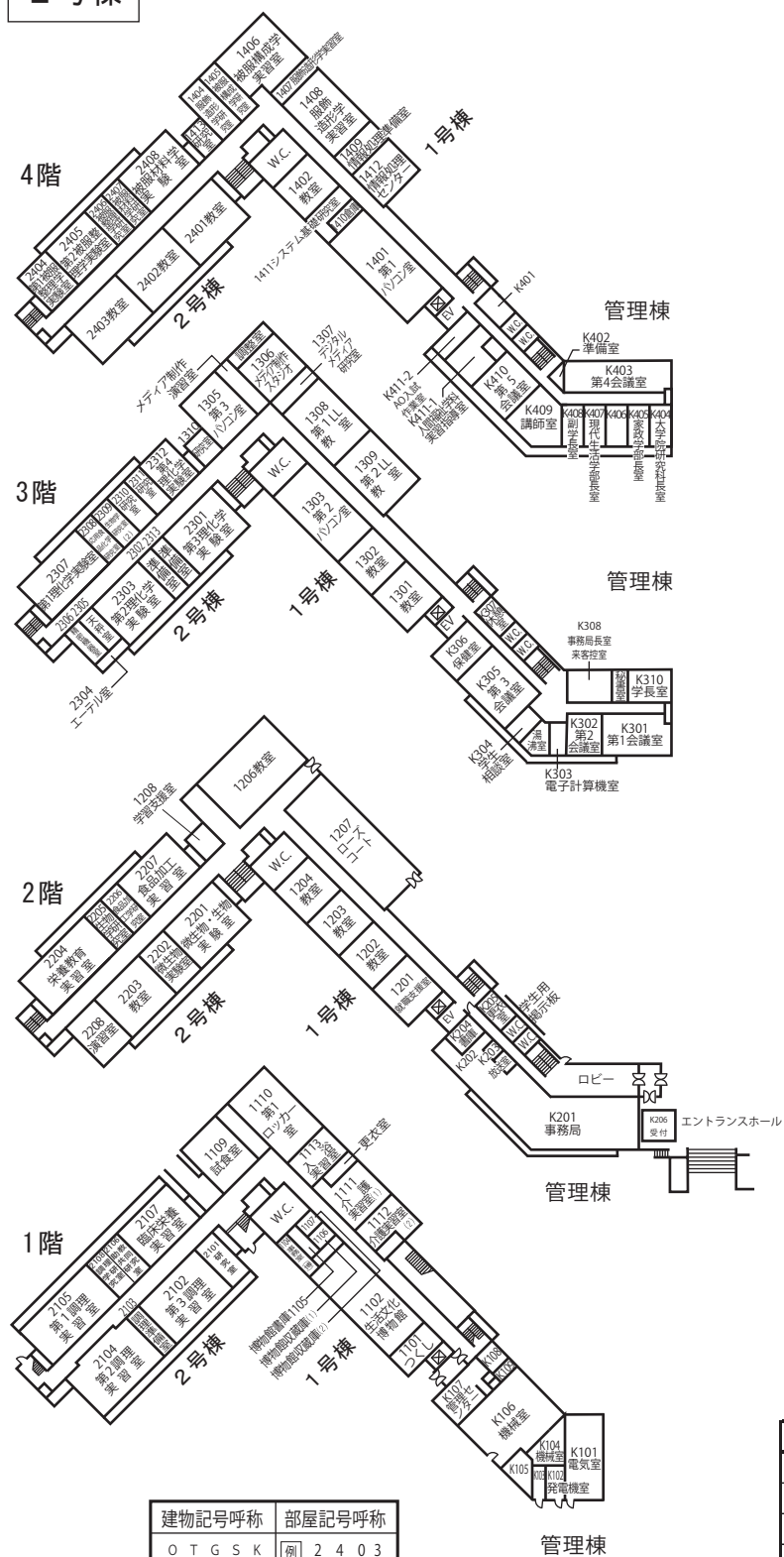
町田キャンパス建物配置図



町田キャンパス案内図

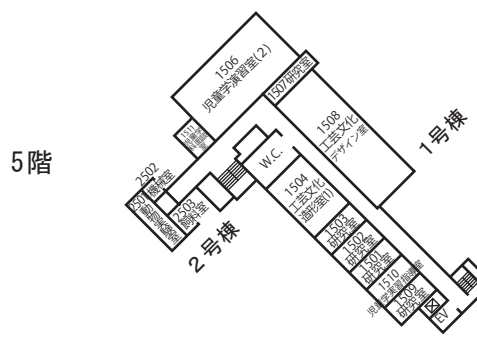
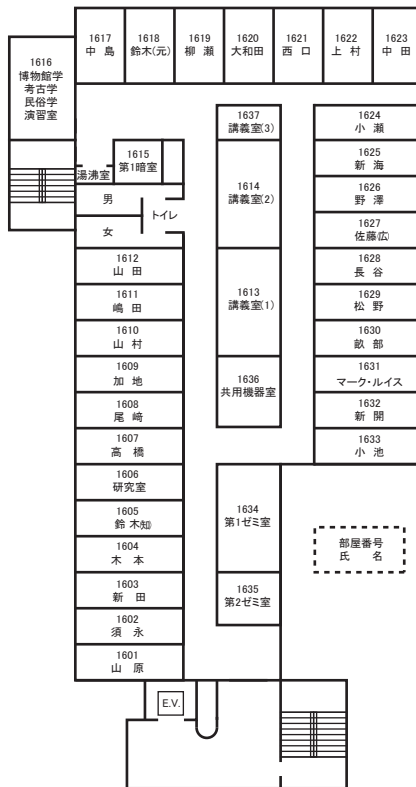
平成26年4月現在

管理棟
1号棟
2号棟



建物記号呼称	部屋記号呼称
例	例
2403	2 4 0 3
K411-1	K 4 1 1 - 1
1307	1 3 0 7
1404	1 4 0 4
1405	1 4 0 5
2106	2 1 0 6
2108	2 1 0 8
2205	2 2 0 5
2206	2 2 0 6
2308	2 3 0 8
1506	1 5 0 6
1508	1 5 0 8
1509	1 5 0 9
1510	1 5 1 0
1617	1 6 1 7
1618	1 6 1 8
1619	1 6 1 9
1620	1 6 2 0
1621	1 6 2 1
1622	1 6 2 2
1623	1 6 2 3
1624	1 6 2 4
1625	1 6 2 5
1626	1 6 2 6
1627	1 6 2 7
1628	1 6 2 8
1629	1 6 2 9
1630	1 6 3 0
1631	1 6 3 1
1632	1 6 3 2
1633	1 6 3 3
1634	1 6 3 4
1635	1 6 3 5
1609	1 6 0 9
1608	1 6 0 8
1607	1 6 0 7
1606	1 6 0 6
1605	1 6 0 5
1604	1 6 0 4
1603	1 6 0 3
1602	1 6 0 2
1601	1 6 0 1
K409	K 4 0 9
K408	K 4 0 8
K407	K 4 0 7
K406	K 4 0 6
K405	K 4 0 5
K404	K 4 0 4
K403	K 4 0 3
K402	K 4 0 2
K401	K 4 0 1
K308	K 3 0 8
K307	K 3 0 7
K306	K 3 0 6
K305	K 3 0 5
K304	K 3 0 4
K303	K 3 0 3
K302	K 3 0 2
K301	K 3 0 1
K201	K 2 0 1
K200	K 2 0 0
K104	K 1 0 4
K103	K 1 0 3
K102	K 1 0 2
K101	K 1 0 1

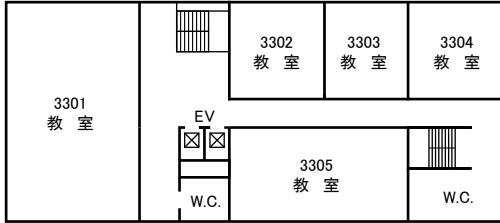
6階 研究室一覧表



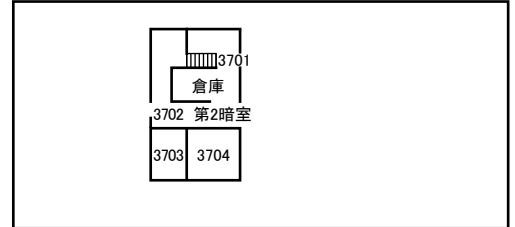
研究室	教員名	研究室	教員名
K411-1	朝倉・市川	2309	沼波
1307	呉	2406	藤居
1404	藤田	2407	安藤
1405	富田	1501	望月
2106	櫻井・佐々木・花田・深石・松本	1502	高尾
		1503	澤田
2108	小口	1507	石井
2205	岩見	1509	小野(真)
2206	奈良	1510	田尻
2308	山崎		

3号棟

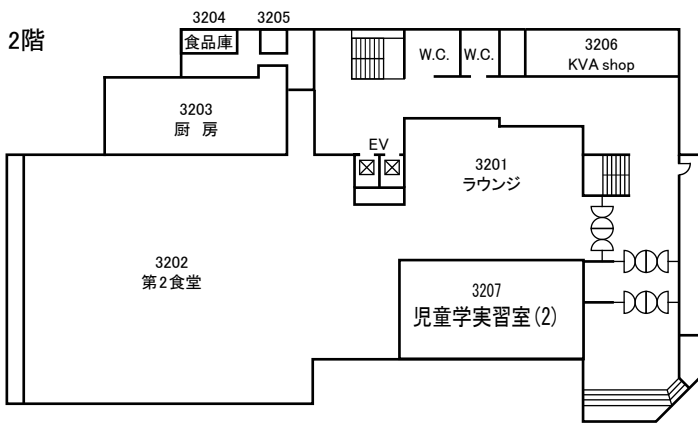
3階



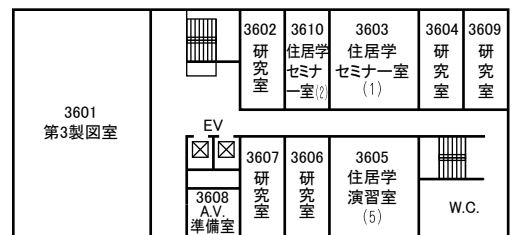
7階



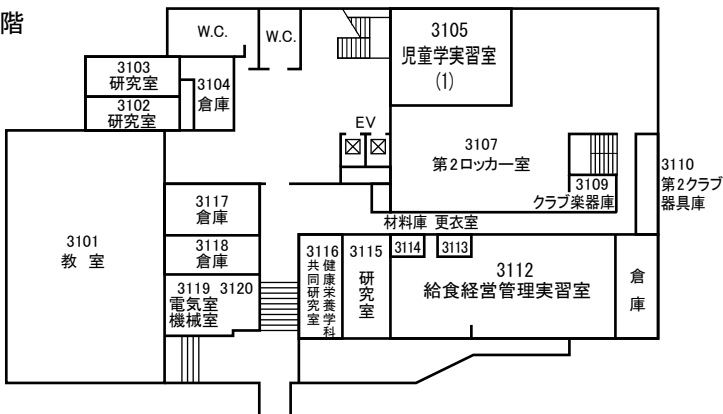
2階



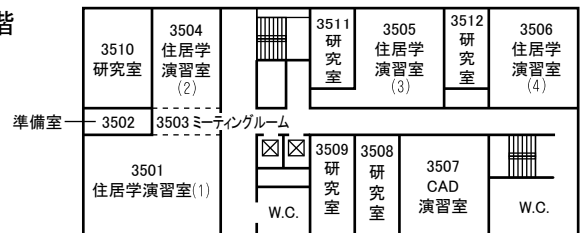
6階



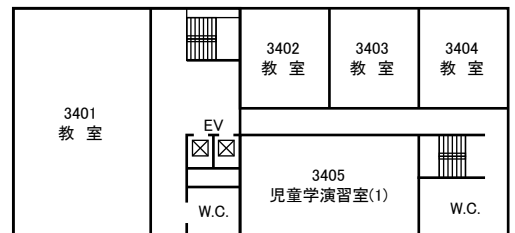
1階



5階

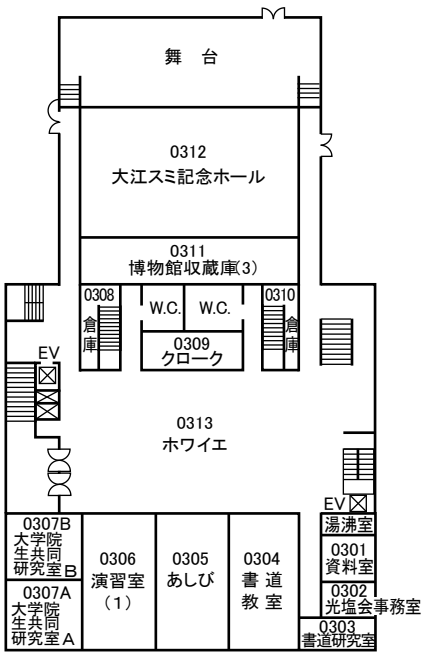


4階

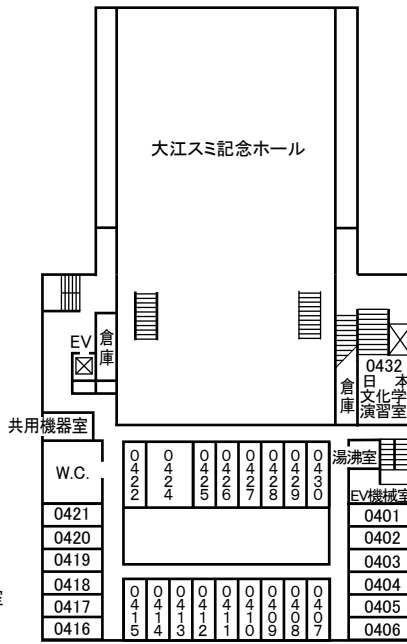


研究室	教員名	研究室	教員名
3116	健康栄養学科教員	3512	杉本
3502	大宮司	3602	原口
3508	金子(雄)	3604	梶田
3509	大橋	3606	白井
3510	田中(清)	3609	吉川

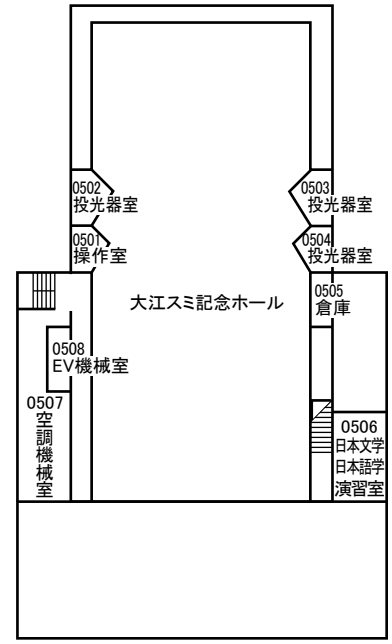
大江スミ記念棟



3階

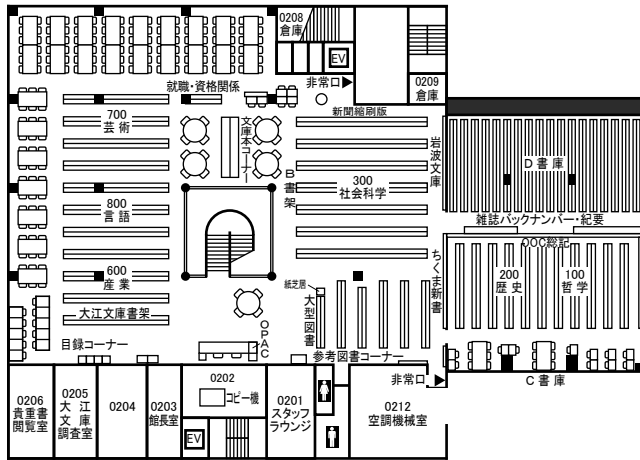


4階

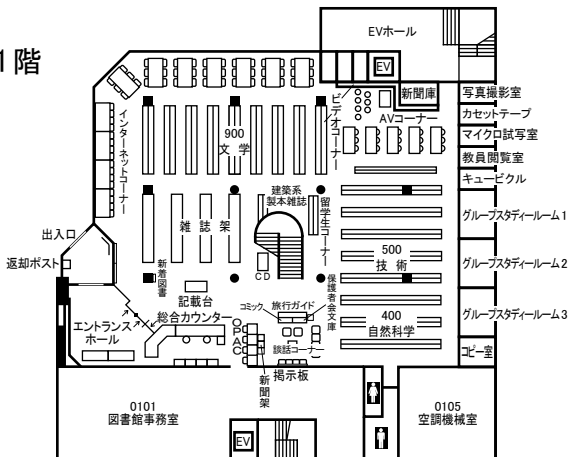


5階

2階

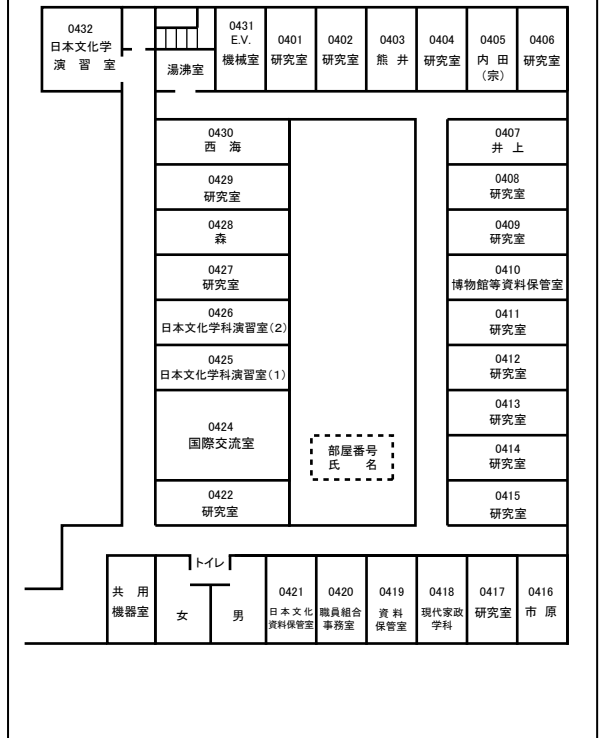


1階



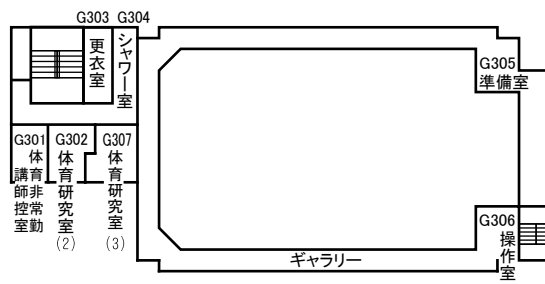
4階 拡大図

研究室一覧表



学生ホール棟

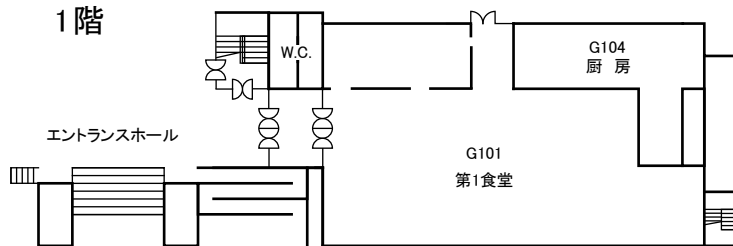
3階



2階

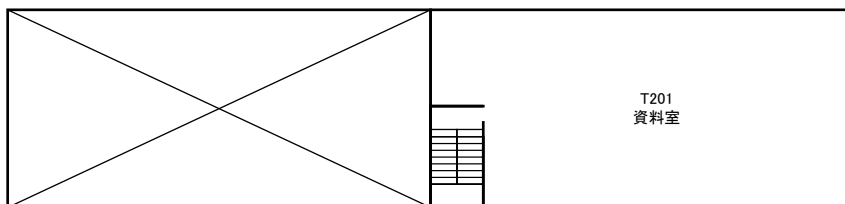


1階

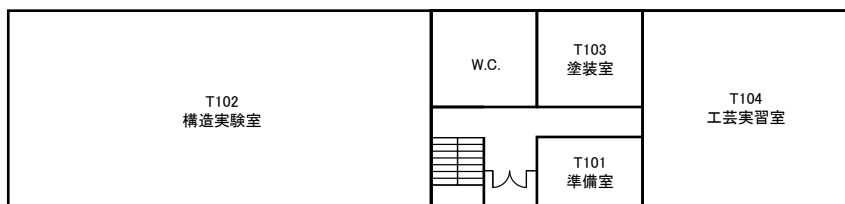


工作工房

2階



1階



研究室番号	教員名
G302	金子(和)
G307	大嶋

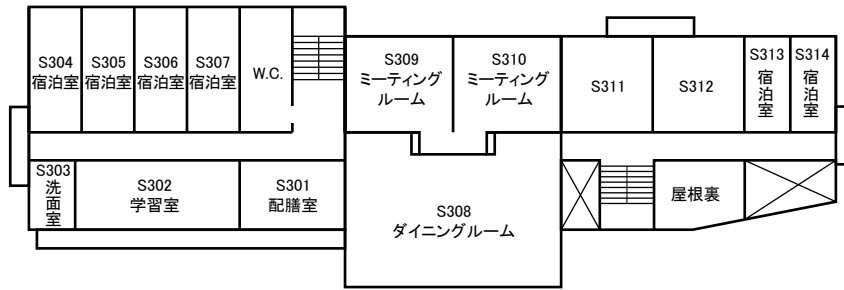
課外活動共用棟

1階

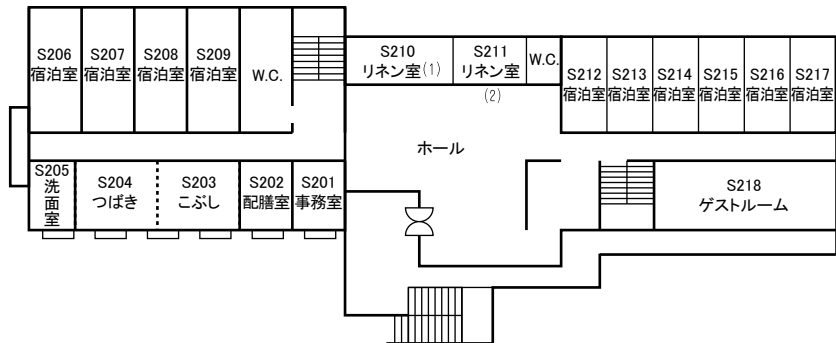


セミナーハウス

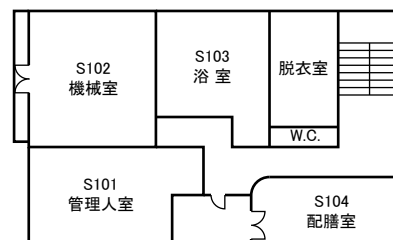
3階



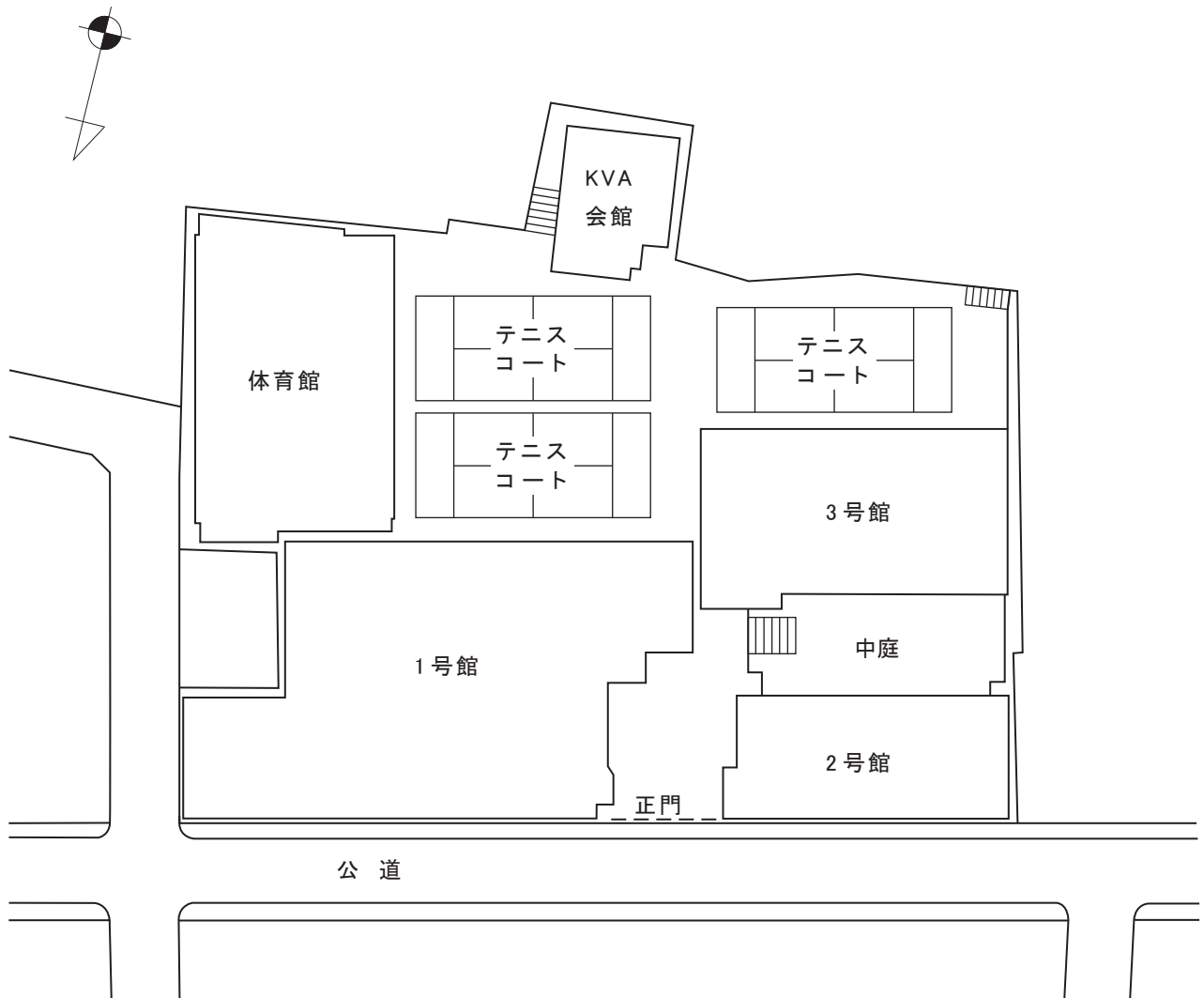
2階



1階



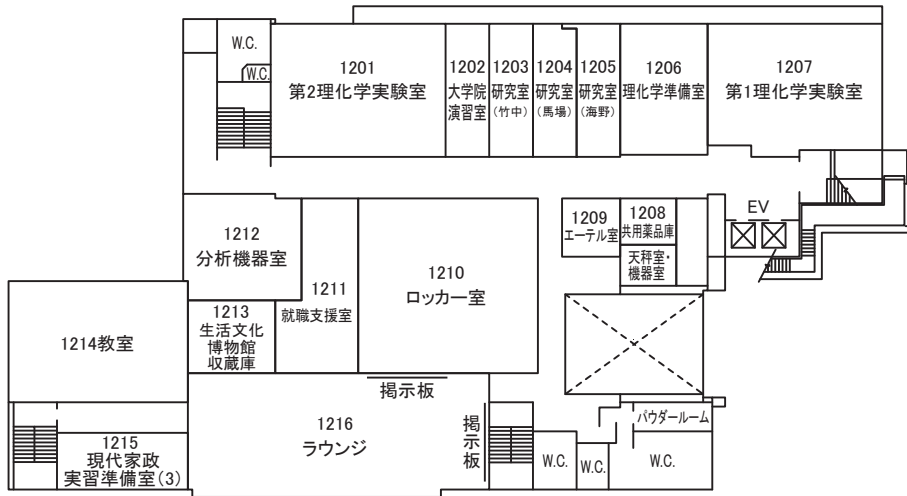
千代田三番町キャンパス建物配置図



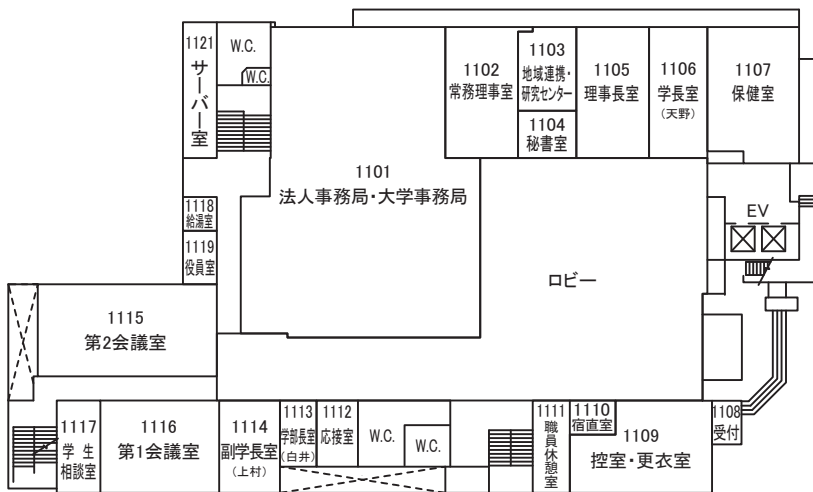
千代田三番町キャンパス案内図

平成26年4月現在

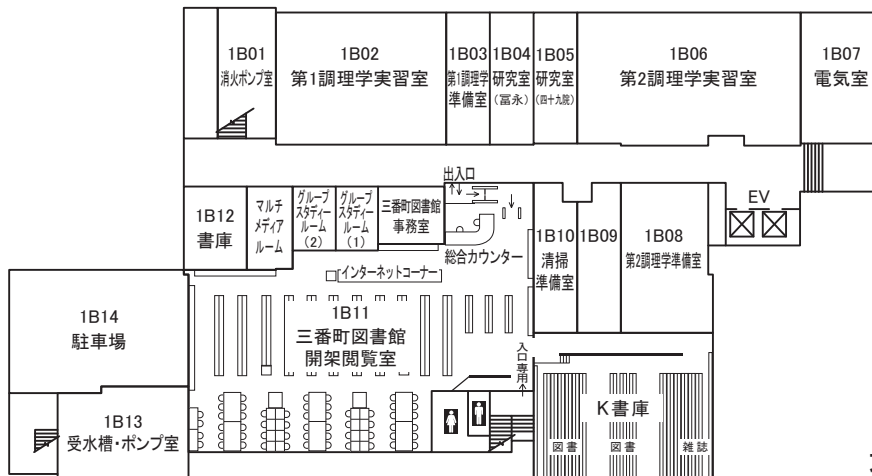
1号館



2階



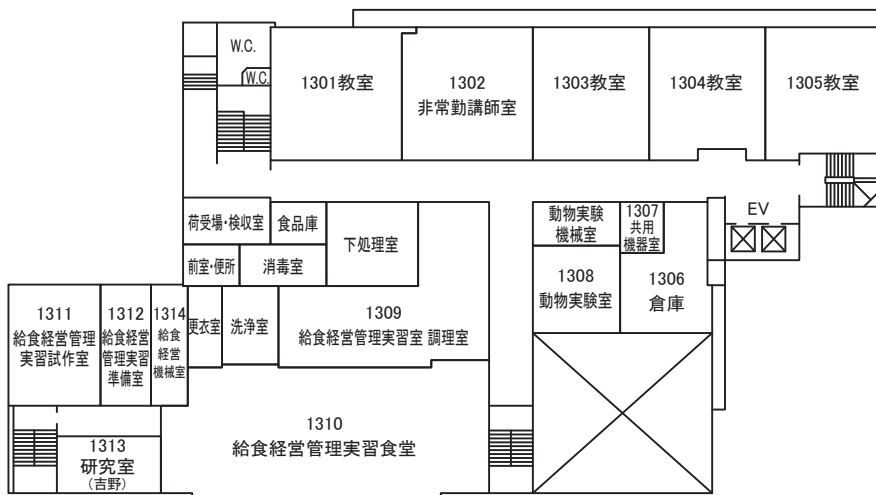
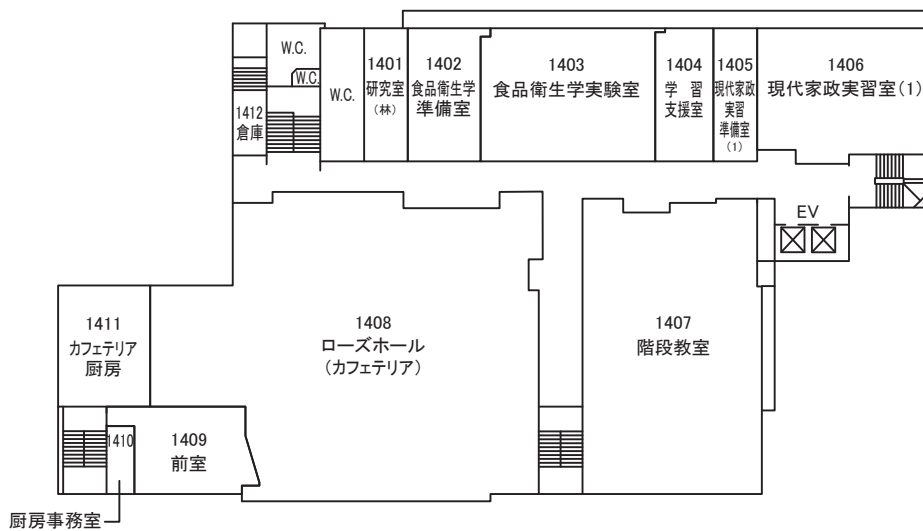
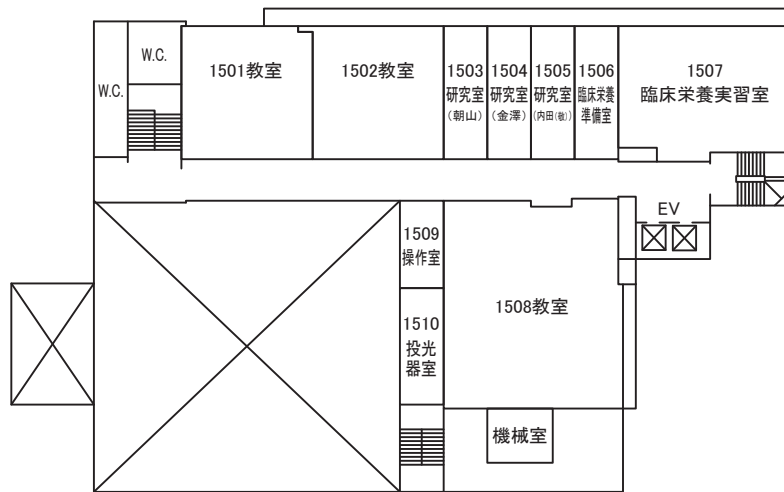
1階

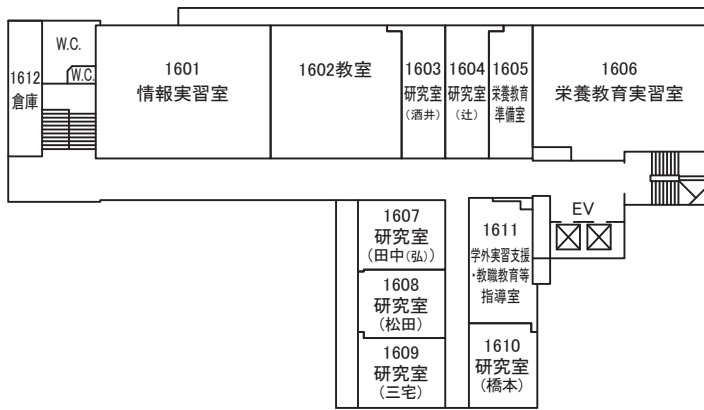
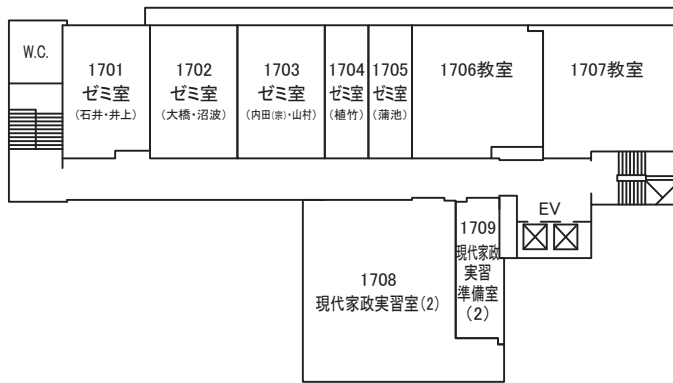
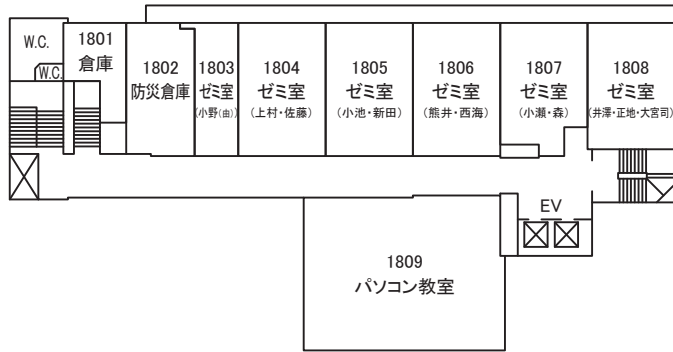


地下1階

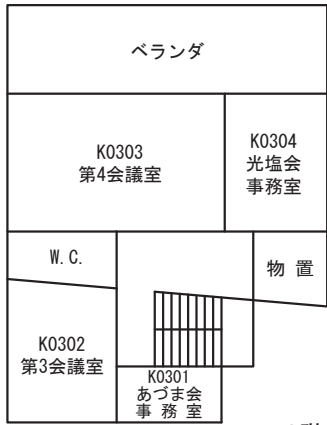
部屋記号呼称			
例	1	4	07

	建物別 (1号館)	階数 (4階)	教室番号

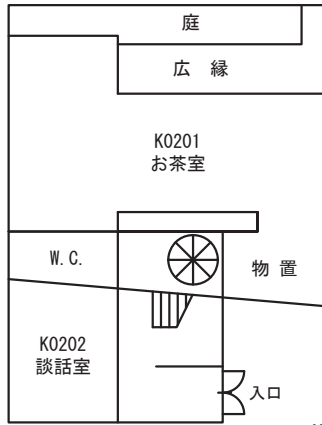




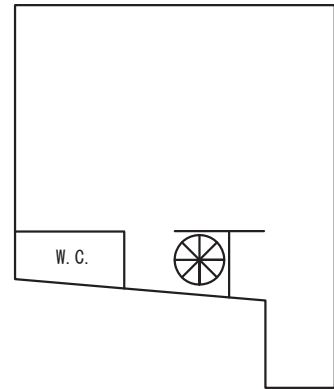
KVA会館



3階

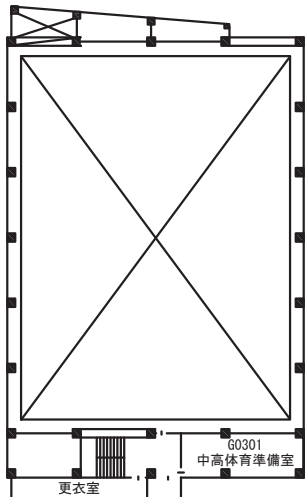


2階

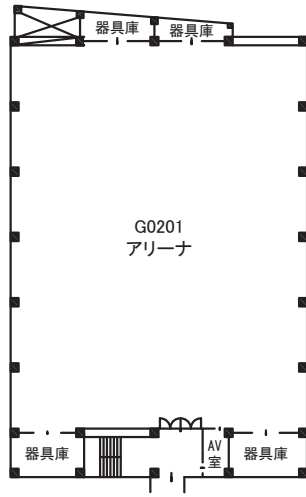


1階

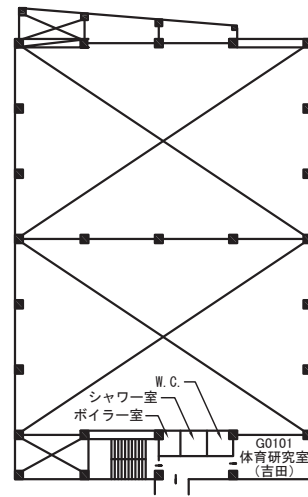
体育館



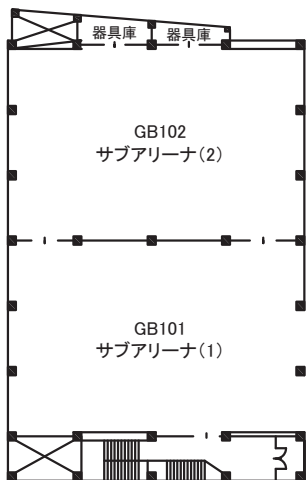
1号館へ 3階



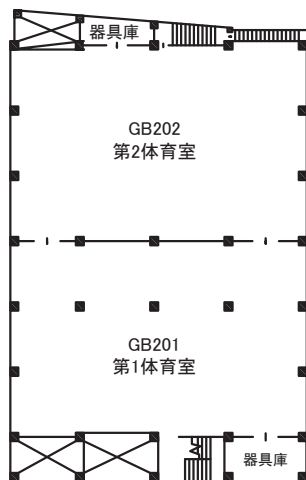
1号館へ 2階



1階



地下1階



地下2階

